

史跡出雲国山陰道路 保存活用計画

令和6年(2024)3月

出 雲 市

序 文

島根県出雲市の東部、斐川町に所在する奈良時代の主要官道である史跡出雲国山陰道跡は、仏経山から北側へ派生する低丘陵に約1kmにわたって残っていました。その立地や道を通すための大規模な造成の痕跡がわかる貴重な事例として、平成30年(2018)2月に国指定(第1期指定)、さらに令和3年(2021)3月に追加指定(第2期指定)を受けました。

この貴重な文化遺産を長く後世に引き継ぎ、史跡の確実な保存及び適切な活用を図っていくため、令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの3年間、保存活用計画の策定を進めてきました。ここにその成果をまとめ、『史跡出雲国山陰道跡保存活用計画書』を刊行します。

今後、地域住民と行政が一体となり、出雲国山陰道跡の保存活用を図っていくなか、本書がその指針となるものです。

最後に、本計画を策定するにあたり、土地所有者様はもとより、ご指導、ご協力をいただきました保存活用計画策定委員の皆様、文化庁、島根県教育委員会及び関係者の皆様に厚くお礼を申しあげます。

令和6年(2024) 3月

出雲市長 飯 塚 俊 之

例　言

- 1 本書は、島根県出雲市斐川町に所在する国指定史跡出雲国山陰道跡の保存活用計画書である。
- 2 本保存活用計画策定事業は、出雲市が国庫補助金の交付を受けて、令和3年度(2021)～5年度(2023)に実施した。
- 3 本保存活用計画策定事業は、史跡出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会の指導のもと、出雲市市民文化部文化財課が事務局として実施した。なお、委員会の設置及び事業の実施にあたっては、文化庁文化財第二課及び島根県教育庁文化財課の指導・助言を受けた。
- 4 本保存活用計画の策定及び本書の作成にあたっては、史跡出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会をはじめ、出西自治協会、直江自治協会、出西コミュニティセンター及び直江コミュニティセンターの方々に指導、助言及び協力をいただいた。記して感謝申しあげる。(敬称略)
- 5 本書の執筆・編集は、史跡出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会の指導のもと、出雲市市民文化部文化財課が行った。また、事業の記録・編集にあたっては、株式会社地域計画工房の協力を得た。
- 6 本書に掲載した記録等については、出雲市市民文化部文化財課が保管・管理している。

～目次～

序 文 例 言

第1章 計画策定の前提	11
第1節 計画策定の沿革と目的	11
1 計画策定の沿革	11
2 計画策定の目的	12
第2節 計画の対象とする区域	14
第3節 計画期間	15
第4節 委員会の設置・経緯	15
1 委員会の設置	15
2 計画策定の経緯	16
第5節 他の計画との関係	18
1 上位計画・関連計画と本計画との関係	18
2 上位計画・関連計画の概要	19
第2章 史跡を取り巻く環境	22
第1節 自然環境	22
1 出雲市及び出雲国山陰道跡の位置	22
2 地形・地質	23
3 気象等	25
4 植生（植生自然度）	27
第2節 社会環境	29
1 人口	29
2 公共交通機関	30
3 観光資源と入込観光客数	31
第3節 歴史環境	33
1 歴史概要	33
2 指定等文化財の状況	39
第3章 史跡の概要	41
第1節 指定に至る経緯	41
第2節 指定の状況	42
1 指定告示	42
2 指定説明文とその範囲	43
3 史跡を管理すべき団体の告示	45
4 指定に至る調査成果	47
5 指定地の状況	60

第4章 史跡の本質的価値	70
第1節 史跡の本質的価値の明示	70
第2節 構成要素の特定	73
1 構成要素の区分	73
2 構成要素	75
第5章 史跡の現状・課題	80
第1節 保存（保存管理）	80
1 現状	80
2 現状変更等に関する事項	82
3 課題	82
第2節 活用	83
1 現状	83
2 課題	84
第3節 整備	86
1 現状	86
2 課題	86
第4節 運営・体制の整備	88
1 現状	88
2 課題	88
第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針	89
第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）	89
第2節 取組の基本方針	90
1 保存（保存管理）の基本方針	90
2 活用の基本方針	91
3 整備の基本方針	91
4 運営・体制の整備の基本方針	92
第7章 史跡の保存（保存管理）	93
第1節 保存（保存管理）の方向性	93
1 史跡指定地における保存（保存管理）の方向性	93
2 史跡指定地周辺における維持管理や景観形成の方向性	93
第2節 保存の方法	93
1 現状変更等への対応（史跡指定地）	93
2 史跡の保存に関わる法的・行政的措置	102
第8章 史跡の活用	103
第1節 活用の方向性	103
第2節 活用の方法	103
1 調査研究の推進	103
2 歴史探訪や健康づくり、レクリエーションの場としての史跡の活用	104
3 教育における史跡の活用	104

4 地域資源活用のネットワークづくり	105
5 史跡を生かした観光交流やまちづくり（地域の活性化）	106
6 情報の提供・発信及びガイダンス機能の充実	106
第9章 史跡の整備	108
第1節 整備の方向性	108
第2節 整備の方法	108
1 主として史跡の保存のための整備	108
2 主として史跡の活用のための整備	109
第10章 史跡に関する運営・体制の整備	114
第1節 運営・体制の整備の方向性	114
第2節 運営・体制の整備の方法	114
1 庁内及び関係機関等との連携	114
2 地域社会総がかりの体制づくり	115
第11章 施策の実施計画の策定・実施	117
第1節 施策の実施時期の区分	117
第2節 施策のプログラム	117
第12章 経過観察	120
第1節 経過観察の方向性	120
第2節 経過観察の方法	121

第1章 計画策定の前提

第1節 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

古代日本の律令国家は、その支配の根幹として全国的な交通システムを構築した。都から放射状に東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道を、九州に西海道を整備した。

山陰道は、その七道駅路の一つである。天平5年(733)完成の『出雲国風土記』では「正西道」と記されている。

以前より山陰道の一部は、古代の出雲郡を通り、現在の出雲市斐川町直江から神木地内を通っていたと推定され、『出雲国風土記』に記載された道路のルートは幾つかが想定されていた。歴史地理学の研究者である池橋達雄や木本雅康は、「漆沼郷下直江絵図」(文政6年(1823)…図1-1)や伝承として残る「筑紫街道」が古代道路を踏襲していると考えた。



所蔵：「個人蔵」
※上下逆に掲載(原図は上が南)
※枠やライン、方位等は本計画で付記
図1-1 「漆沼郷下直江村絵図」文政6年(1823)…関係部分を拡大

旧斐川町による平成11年度(1999)～12年度(2000)の三井II遺跡の調査では、この「筑紫街道」の想定ルートが遺跡範囲に重なることから、トレンチ調査を実施したが、考古学的な確証は得られなかった。

平成24年度(2012)より、本市は出雲斐川中央工業団地の造成に伴う埋蔵文化財調査を行い、杉沢遺跡の尾根上で古代山陰道と想定される幅9mの道路遺構を発見した。その発掘調査成果を



図1-2 空中写真から見た古代道など(西から)

基に周辺の尾根上を踏査した結果、古代道路と想定される痕跡が東西におよそ1kmにわたり残っていることを確認した。これは、全国でも例がない発見であった。本市は、文化庁及び島根県教育庁文化財課と保存に向け協議し、工業団地造成計画を一部変更し、平成25年(2013)12月の市議会において、工業団地の造成範囲を変更し、道路遺構の保存を決定した。

その後、遺構の規模、形態等を把握するための調査等について、指導・助言を得るために、本市は平成26年(2014)7月1日に「出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置した。

調査委員会において、調査方法等を審議し、以下の3点が決まった。

- 1 尾根上の古代道路跡と想定される延長1kmについて、第1期は杉沢遺跡を含む西側約650mの間、第2期は東側約350mの間と東西2期に分けて調査・報告を行うこと。
- 2 詳細な地形図の作成を行うこと。
- 3 地形図を基に、遺構の残存状況を確認するため、トレンチ調査を行うこと。

調査は、国庫補助を得て本市が2期に分けて実施した。第1期は、平成26年度(2014)から3か年計画で、全体の地形測量及び地形図の作成、発掘調査(トレンチ調査)、整理・報告書(三井II・杉沢・長原遺跡の調査)作成を行い、第2期は、平成30年度(2018)から2か年間、発掘調査(トレンチ調査)、整理・報告書(堀切IV・三井II遺跡の調査)作成を行った。

こうした調査のうち第1期の成果から、出雲国山陰道跡は、古代に作られた道路跡が延長1kmにわたって良好な状態で保存されており、地形に応じて様々な工法がとられるなど当時の土木技術を知ることができた。そして、その路線の一部が確定したことにより、『出雲国風土記』にみえる当時の道路網や沿線の官衙、寺院などの施設と照合することができる事例として重要であると評価され、西側の約650mが平成30年(2018)2月に史跡に指定された。※出雲国山陰道跡と関連遺跡等の分布は図1-3を参照

さらに、第2期の調査では、山陰道の推定路線上で古代道のものと考えられる側溝の一部や造成土を確認したことから、古代山陰道の路線が確認された部分約350mが、令和3年(2021)3月に追加指定された。

2 計画策定の目的

本計画策定の目的は、史跡出雲国山陰道跡を、将来にわたって確実に保存し、有効かつ適切に活用していくことにある。

このため、当該史跡の本質的価値を明らかにし、現状の課題を洗い出すとともに、それらを踏まえた望ましい将来像(基本理念と方針)を描き出し、その実現に向けた保存管理、現状変更等に係る基準、活用、整備及び運営・体制の方法などを明示することとする。

なお、本計画を策定することによる意義・期待される効果については次のようにある。

【本計画の意義及び期待される効果】

- 本史跡を次世代へ継承するために必要な措置を明らかにし、日常的な維持管理や必要な復旧、山陰道の範囲や遺跡の内容を明らかにする調査、利用に資する整備、防災・防犯対策、情報発信、普及啓発などを計画的に推進することができる。
- 本史跡の現状や特色、保存・活用のための措置などを、関係する権利者や企業、住

民・地域団体をはじめ広く公開・周知することにより、管理者だけでは対応が難しい維持管理や活用などに対して幅広い協力・支援が期待される。

○本計画の運営・体制の整備などにおいて「地域ぐるみ【地域社会総がかり…文化財保護法改正(平成30年(2018)6月)の趣旨の一つ】の体制」とそれに関する措置を明記することで、関係する措置の実施につながり、そうした体制の具体化が期待できる。

○現状変更等の行為を行う場合に、必要な許可や届出等、法に基づく手続き等が分かりやすくなる。

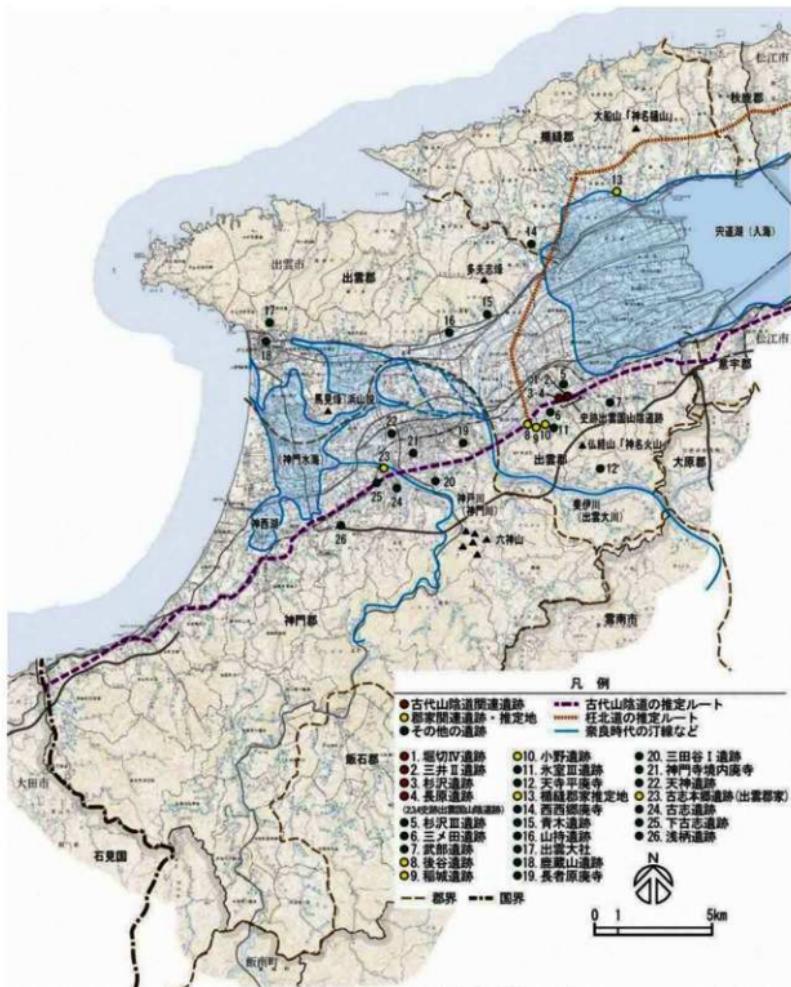


図1-3 出雲国山陰道路と関連遺跡等の分布

第2節 計画の対象とする区域

本計画の対象とする区域を、次のように設定する。

なお、史跡の保存に関しては、下記に示す主たる計画対象区域を中心に取組の方向性・方法などを明らかにする。一方、活用を検討する範囲は、主たる計画対象区域やその周辺（関連する計画対象区域）とともに、出雲市域及び市域外の地域（隣接市等：松江市、大田市、鳥取市ほか）も考慮する。

■史跡指定地（主たる計画対象区域）※区域図は「図3-2」を参照

○本計画の中心的な対象は史跡指定地（出雲国山陰道跡）である。

□史跡指定地の周辺及び史跡指定地以外の出雲国山陰道跡及び関連遺跡（出雲市域：関連する計画対象区域）

○史跡指定地以外の市内の出雲国山陰道跡（ルート：推定を含む）

○史跡指定地（出雲国山陰道跡）と一体の環境・景観を構成する史跡指定地周辺（周辺環境：隣接地・近接地）

○山陰道に関連する主な遺跡

さらに、計画の策定においては、市域全体における山陰道跡（未指定を含む）を軸とした文化財等のネットワークづくりについて検討するとともに、山陰道跡が通る隣接市等（松江市、大田市ほか）との連携も考慮する。



図1-5 香取神社北・塩治神社付近の切り通しの位置など

第3節 計画期間

本計画は、認定の日（文化財保護法第129条の2第4項に基づいて本計画が認定された日）から10年間を計画期間とする。

出雲市としては、施策・事業を実施する期間を、計画が認定される予定の令和6年度（2024）から令和15年度（2033）の10か年とする。

計画期間の途中であっても、今後、当該史跡に関わる新たな発見があった場合、取り巻く状況が大きく変化した場合などには、本計画の見直しに柔軟に対応する。

第4節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

本計画は、「出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会」を設置し、そこで協議・意見等を踏まえながら、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）の3か年において策定する。

史跡出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会 委員等名簿

委員任期：令和3年10月1日～令和6年3月31日

委員	所属	分野	備考
大橋 泰夫	島根大学法文学部教授	考古	委員長
神門 保雄	出西自治協会会長	地元	副委員長
内田 和伸	奈良文化財研究所 文化遺産部長	造園	
松本 岩雄	出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会 会長	考古	
平石 充	島根県古代文化センター 主席研究員	文献	
坂本 嘉和	鳥取県埋蔵文化財センター 文化財主事	考古	
花谷 浩	出雲弥生の森博物館館長	考古	
石原 順	直江自治協会会長	地元	
高橋 孝治	出西コミュニティセンター長	地元	
武部 純実	直江コミュニティセンター長	地元	

指導者	所属	機関	備考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	国	
稲田 陽介	島根県教育委員会文化財課 企画員	県	* 1
今福 拓哉	島根県教育委員会文化財課 主任主事	県	* 2
是田 敦	島根県教育委員会文化財課 課長補佐	県	* 4

事務局	所属	備考
三代 均	出雲市市民文化部 部長	* 1
岡 真悟	出雲市市民文化部 部長	* 2
片寄 友子	出雲市市民文化部次長兼文化財課 課長	* 3
森山 賢次	出雲市市民文化部次長兼文化財課 課長	* 4
三原 一将	出雲市市民文化部文化財課 主査	
大堀 智徳	出雲市市民文化部文化財課 主査	* 1

(次頁に続く)

事務局	所属	備考
池田 一弘	出雲市斐川行政センター地域振興課 課長	
吾郷 尚志	出雲市市民文化部文化財課 課長補佐	* 2
渡部 竜男	出雲市市民文化部文化財課文化財保護係 係長	* 1
飯塚 明美	出雲市市民文化部文化財課文化財保護係 係長	* 2
山田 浩子	出雲市市民文化部文化財課文化財保護係 主任	* 5
安田 晋也	出雲市市民文化部文化財課文化財保護係 主幹	
川崎 亮太	出雲市市民文化部文化財課文化財保護係 主事	* 6
石原 聰	出雲市市民文化部文化財課埋蔵文化財 2係 係長	
下江 裕貴	出雲市市民文化部文化財課埋蔵文化財 2係 主事	
原 俊二	出雲市市民文化部文化財課埋蔵文化財 2係 行政専門員	

在任期間： * 1 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
 * 2 令和4年4月1日から
 * 3 令和3年10月1日から令和5年3月31日まで
 * 4 令和5年4月1日から
 * 5 令和3年10月1日から令和4年12月31日まで
 * 6 令和5年1月1日から

2 計画策定の経緯

本計画を策定するに当たっては、令和3年度(2021) 2回、令和4年度(2022) 1回、令和5年度(2023) 2回合計5回の出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会を開催した。

■第1回出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和3年(2021)10月28日（木） 9時30分～16時（午前は現地視察）
 場 所：出雲弥生の森博物館

＜内容＞

- 委員会の説明、委員長・副委員長の選出
- これまでの経緯
- スケジュール
- 計画の目次案
- 計画の素案：第1章～第4章



現地視察（午前中）



委員会の様子

■第2回出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和4年(2022) 2月 24日 (木) 10時～12時

場 所：出雲弥生の森博物館

<内容>

- 計画案：第1章～第4章（第1回委員会の意見を踏まえた修正案）

- 計画素案：第5章・第6章

- 今年度及び来年度の取組



■第3回出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和4年(2022) 11月 22日 (火) 14時～16時

場 所：出雲弥生の森博物館

<内容>

- 計画案：第1章～第6章（第2回委員会の意見を踏まえた修正案）

- 計画素案：第7章～第10章

- 今年度及び来年度の取組



■第4回出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和5年(2023) 9月 1日 (金) 14時～15時40分

場 所：出雲弥生の森博物館

<内容>

- 計画案：第1章～第10章（第3回委員会の意見を踏まえた修正案）

- 計画素案：第11章～第12章



■第5回出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和6年(2024) 1月 18日 (木) 14時～15時20分

場 所：出雲弥生の森博物館

<内容>

- 保存活用計画書案の確認

- その他

- ・保存計画策定スケジュール

- ・整備スケジュール（案）及び整備基本計画策定委員会



第5節 他の計画との関係

1 上位計画・関連計画と本計画との関係

本計画は、出雲市の最上位計画である出雲市総合振興計画、それに準じた出雲市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略、及び教育・文化部門の上位計画である出雲市歴史文化基本構想、出雲市文化財保存活用地域計画、第4期出雲市教育振興基本計画を踏まえるとともに、島根県文化財保存活用大綱を勘案して策定した。

なお、今後作成する文化財部門の計画及びその他計画については、必要に応じて本計画の反映及び本計画との調整・整合を図る。

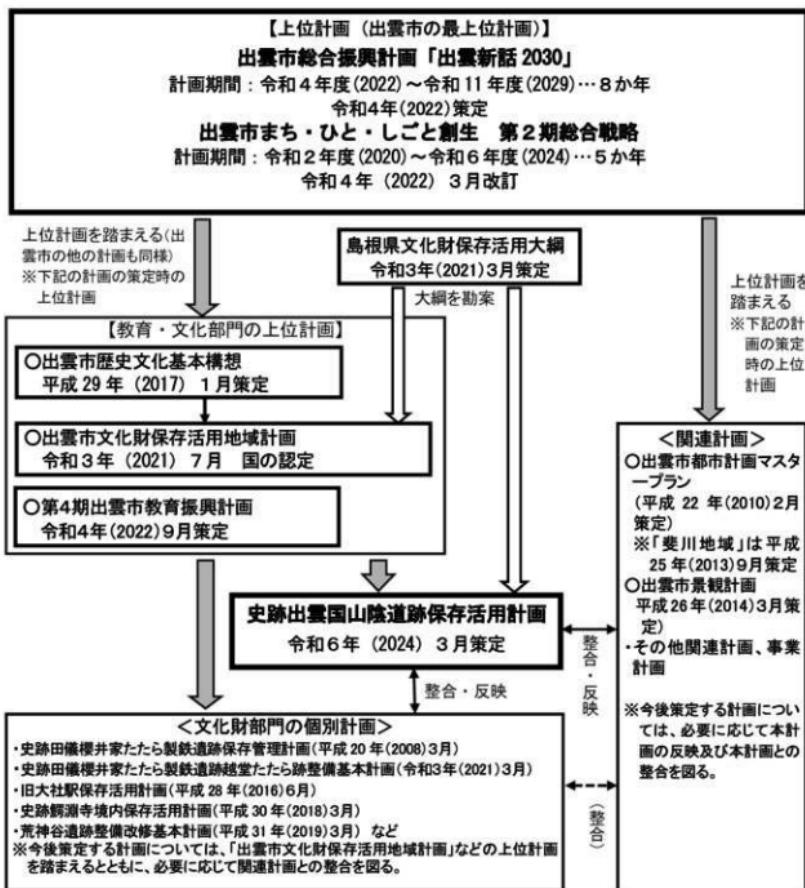


図1-6 計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 島根県文化財保存活用大綱

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正(文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県では域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定ができることとなった。これに基づき島根県教育庁では、令和 2 年度(2020)に『島根県文化財保存活用大綱』が策定された。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化財の担い手や後継者不足により、文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画的な保存・活用のあり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」「地域社会総がかりでの文化財の継承」「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されている。

こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び 3 つの基本方針と取組が設定されている。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域で生かしていくために、市町村や所有者への必要な支援、地域社会総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつなげていくための取組(文化財のデータベース化、防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築)が示されている。

(2) 出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」

出雲市総合振興計画は、まちづくりを進めるための基本的な方向を示す、本市の最上位計画であり、令和 4 年度(2022)を初年度とし、令和 11 年度(2029)を目標年度として、2030 年のめざすべき将来の姿とそれを実現するための基本方策を示している。

計画は基本構想と基本計画によって構成している。

このうち基本構想では、本市の将来像のもとに 6 つの基本方策を設定しており、この中で文化財に関しては「ともに結ぶ」が該当するほか、「ともに育む」や「ともに楽しむ」とも関連する。

基本方策「ともに結ぶ」におけるまちづくりの施策では、「いにしえの「財(たから)」を守り、活かす」を設定しており、具体的な取組として「出雲のルーツを探り、学び伝える」、「出雲の財(たから)を未来へつなぐ」、「いにしえの出雲を魅せる」、「過去と未来を結ぶ人を育てる」を盛り込んでいる。

これら具体的な取組においては、『出雲國風土記』に関する調査研究の推進、指定文化財の保存修理や史跡整備、出雲弥生の森博物館を中心とした博物館機能の充実などが掲げられている。

※1 生かして…本計画では、「活かす」ではなく「生かす」を使用

本市の最上位計画である『出雲市総合振興計画』では「生かす」(常用漢字)を使用しており、本計画もそれに即する。

また、「公用文作成の要領」(文化審議会国語分科会)には、「常用漢字表の音訓を用いる」とあり、活かす(いかけす)は音訓の表にないため「生かす」を用いる。仮に「活かす」等の常用漢字表に音訓がない漢字を使用する場合は、ルビを付けることが記されている。

(3) 出雲市まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略

出雲市では、「まち・ひと・しごと創生法」及び国の「長期ビジョン」や「総合戦略」を踏まえ、『出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成 27 年度(2015)を初年度とする今後 5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめたもの) を策定した。

さらに、第 1 期総合戦略の成果と課題を踏まえるとともに、情報通信技術の更なる進展など将来に予想される社会変化等を見据えながら、引き続き人口減少の抑制と人口減少が引き起こす課題に果敢に挑戦していくため、『出雲市まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略』を平成 31 年(2019) 3 月に策定(改訂) した。

この総合戦略は人口ビジョンや施策の企画・実行にあたっての基本方針、今後の施策の方向などを明らかにしている。

このうち、今後の施策の方向では、次の 5 つの「政策の基本目標」を設定している。

基本目標（1）出雲の特性を生かした魅力ある雇用の場を創出するとともに、地域の産業を支える人材を確保する

基本目標（2）出雲との縁をつなぎ、ひとの流れをつくる

基本目標（3）出雲で縁を結び、子育てしていく希望をかなえる

基本目標（4）住みやすさ№1 のまちづくりを行うとともに、住民による主体的な地域づくりを進める

基本目標（5）広域連携による魅力ある圏域づくりをめざす

文化財に関しては、基本目標（1）の具体的施策において、「戦略的な情報発信と観光資源の発掘・活用：日本遺産「日が沈む聖地出雲」など文化財資源の活用」を設定している。

(4) 出雲市歴史文化基本構想

出雲市歴史文化基本構想は、本市の最上位計画である出雲市総合振興計画を、主として文化財行政の面から支えるものであり、文化財行政の最上位のマスタープラン(構想)として、平成 29 年(2017) 1 月に策定している。

本構想の目的は、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用することにある。ここでは、関連文化財群と歴史文化保存活用区域という新たな考え方を取り入れている。

出雲国山陰道跡は、史跡指定前のため「杉沢遺跡の道路遺構」で記載がある。

(5) 出雲市文化財保存活用地域計画

平成 30 年(2018) 6 月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 31 年(2019) 4 月に施行された。この法改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定された。

出雲市では『出雲市文化財保存活用地域計画』を作成し、令和 3 年(2021) 7 月に国によって認定された。

この地域計画は、本市における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン(行動計画)であり、目標や中長期的な基本方針等を定めるとともに、文化財の保存・活用の措置などを方向づけ、具体的な事業を明らかにするものである。

出雲国山陰道跡に関しては、出雲市の概況等に記載しているほか、関連文化財群「海・

川・陸のみちと町場の形成～多様な交通手段を生かした交流・交易とくらし～」の主な構成要素に位置づけているとともに、歴史文化保存活用区域「日本史に刻まれる出雲の弥生遺跡と古墳」でも取り上げている。また、文化財の保存・活用に関する措置として、出雲国山陰道跡の保存活用計画の策定と整備を位置づけている。

(6) 第4期出雲市教育振興計画

出雲市では、平成23年(2011)5月に教育振興計画、平成25年(2013)8月に第2期教育振興計画、平成29年(2017)3月に第3期教育振興計画を策定し、第3期教育振興計画の計画期間終了に伴い、令和4年(2022)9月に第4期教育振興計画を策定した。

出雲市教育振興計画は、教育基本法第17条第2項に基づく国の『教育振興基本計画』を参考し、「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となるものである。また、「出雲市総合振興計画「出雲新話2030」」との整合性を図り、教育部門の構想・計画を、出雲市教育大綱を踏まえ、総合的・具体的に表すものである。

なお、社会教育(コミュニティセンター、図書館、社会体育、文化及び文化財)の部門については、地方自治法の規定に基づき、市長部局において補助執行していることから本計画から除いている。

ここでは、文化財部門と学校教育などとの連携を図る観点から、関連計画として掲載している。

(7) 出雲市都市計画マスターplan

出雲市都市計画マスターplanは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、本市全体のまちづくりの方向性を示す「全体構想」と、地域のまちづくりの方向性を示す「地域別構想」から構成している。

計画の目標年度は、概ね20年後の令和10年(2028)としている。

平成23年(2011)10月の斐川町との合併により、旧斐川町も含めた一体的なまちづくりを進めため、新たに合併した斐川地域の将来像や地域別構想を明らかにする出雲市都市計画マスターplan(斐川地域)を、平成25年(2013)9月に策定した。

(8) 出雲市景観計画

出雲市は、平成18年(2006)9月に景観の形成に関し必要な事項を定めた「出雲市景観まちづくり基本条例」を制定した。この条例に基づいて、平成20年(2008)3月に「出雲市景観計画」を策定し、その後、斐川町との合併に伴い、斐川地域を含む本市全域を景観計画区域とするために、平成26年(2014)3月に計画の一部を改正した。

出雲市景観計画は、景観法に基づく景観の形成に関する方針や基準等を定めるもので、第1章で景観計画を策定する区域を設定し、その区域について景観形成に関する方針や基準等を定め、ゆるやかな規制・誘導を行うこととしている。

さらに、第2章で重点的に景観形成を図る地域(景観形成地域)を設定し、きめ細やかな景観形成基準等を定め、規制・誘導を行う。景観形成地域については、重点的に景観形成を図る必要がある地域が確認された場合は、地元と協議等を行いながら、随時追加するものとしている。

第3章においては、良好な景観づくりを進めていくにあたっての組織づくりや様々な手法などの方針を定めている。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 自然環境

1 出雲市及び出雲国山陰道跡の位置

(1) 出雲市の位置・面積

出雲市は、山陰地方の島根県の東部、宍道湖の西側に位置しており、日本海に面している。

市域は東西約30km、南北約39kmの範囲に広がり、面積は624.36km²で県内3番目の広さである。

九州北部から本市を含む山陰地方は、朝鮮半島とも比較的近い距離にあり、歴史的に交易・交流が行われた地域でもある。

(2) 出雲国山陰道跡の位置

出雲国山陰道跡は、出雲平野南東にそびえる仏経山の北麓、出雲平野と中国山地の境界付近の丘陵地に位置する。…図 2-2 を参照

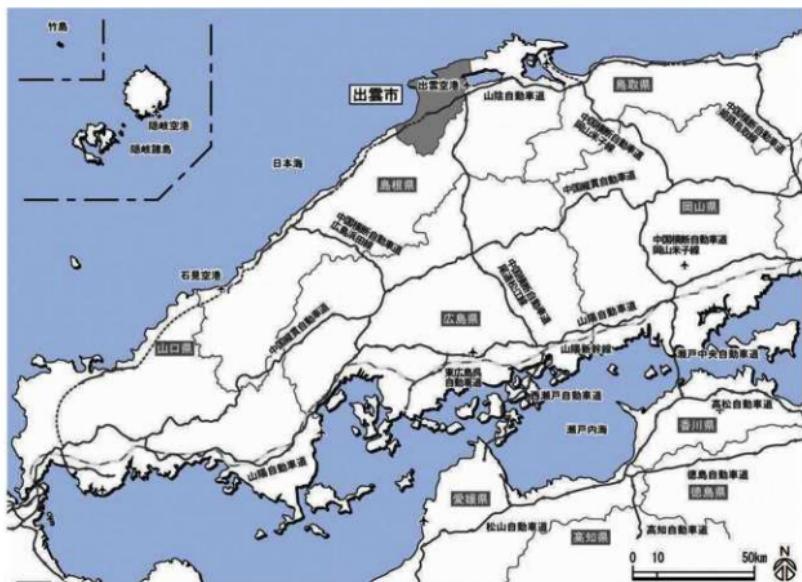


図 2-1 出雲市の位置

2 地形・地質

(1) 地形

出雲市は、海、山、平野、川、湖と多彩な地形を有し、全体的に捉えると、中央部に出雲平野と湖沼（宍道湖、神西湖）、北に島根半島（山地）、南に中国山地が位置し、出雲平野は南北の山地に挟まれる形となっている。

出雲平野は、中国山地に源を発する斐伊川と神戸川により形成された沖積平野で、山陰地方では随一の規模を誇り、東に宍道湖、西に日本海が位置し、東西に開けた地勢となっている。

その北側には、国引き神話で知られる島根半島の山地が東西に伸び、北及び西岸ではリアス海岸が形成され、日御碕を中心に大山隠岐国立公園に指定されている。

南の中国山地は比較的なだらかな山地であり、雲南市等の境界付近では高いところで500～600mの稜線が形づくられている。その谷間に斐伊川、神戸川とその支流が流れ、斐伊川の下流部では全国でもまれな天井川が形成され、神戸川には国の名勝・天然記念物及び県立自然公園である立久恵峡が立地している。

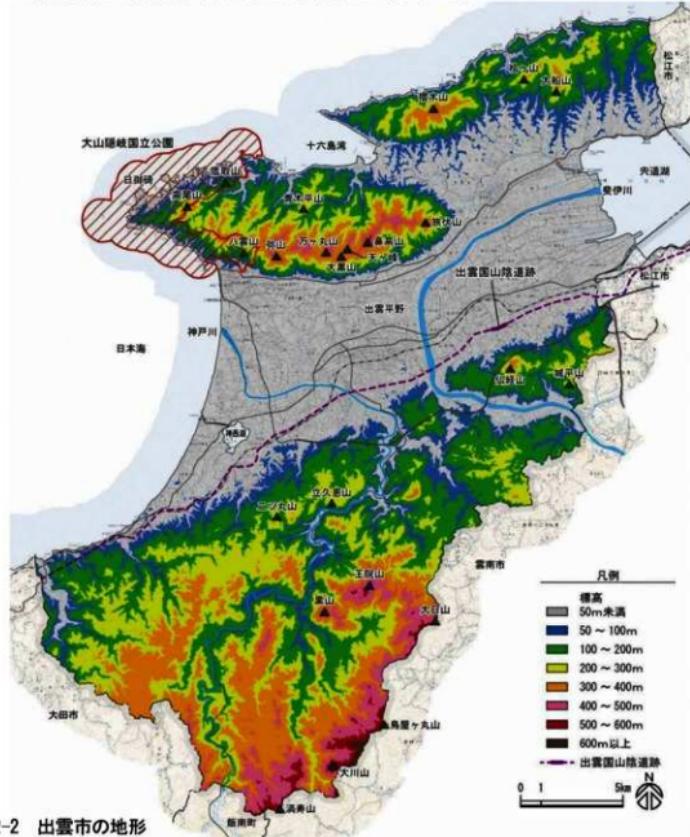


図 2-2 出雲市の地形

(2) 地質

出雲市の地質は、出雲平野は堆積岩（新生代第四紀）、島根半島は堆積岩（新生代第三紀）と火成岩（新生代第三紀）、中国山地は火成岩（新生代第三紀）を中心となっている。

中国山地については、東の斐伊川沿いは出雲平野と同様に堆積岩（新生代第四紀）となり、その周辺に火成岩（新生代古第三紀）が広がる。また、西側の三瓶山の裾の付近も火成岩（新生代古第三紀）となっている。

出雲国山陰道跡一帯の丘陵部は、堆積岩（新生代第三紀）となっている。

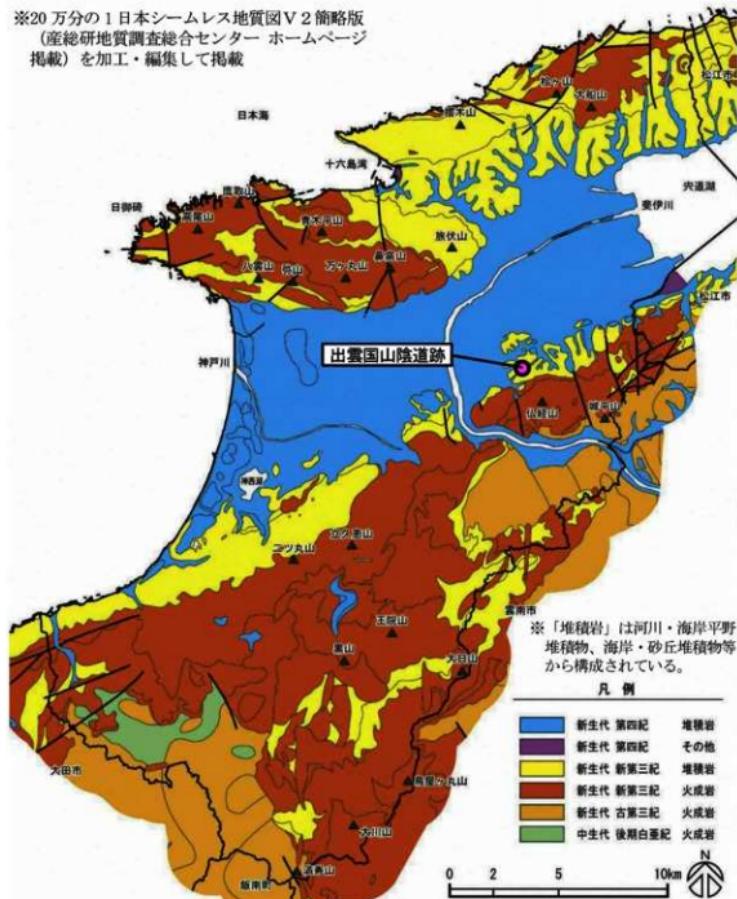


図 2-3 出雲市の地質

3 気象等

出雲市の気候は、日本海側気候であり、冬は曇りや雨、雪の日が多くなっている。ただし、平野部での積雪はそれほど多くはないが、北西の季節風が強く、その対策として防風林である築地松がつくられてきた。

年間平均気温は14.9°C、月平均気温は1月が最低の4.8°C、8月が最高の26.4°Cである。また、8月の最高気温の平均は31.3°Cとなっている。

年間平均降水量は1,675.0mmであり、6月、7月及び9月の降水量が相対的に多くなっている。また、月の日照時間は、冬期（12月～2月）には100時間を割り込み、一方で5月、8月は200時間を超えている。

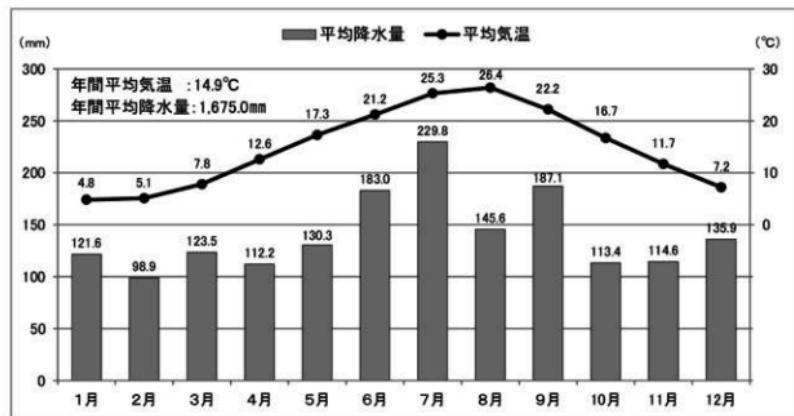


図 2-4 出雲市の気候 (平均: 1991~2020 年)

資料: 気象庁

表 2-1 出雲市の気候

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/S)	日照時間 (時間)
統計期間	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	121.6	4.8	8.4	1.2	2.6	53.9
2月	98.9	5.1	9.3	0.7	2.6	80.3
3月	123.5	7.8	12.7	2.5	2.5	140.4
4月	112.2	12.6	18.0	6.6	2.5	186.1
5月	130.3	17.3	22.8	11.5	2.3	208.8
6月	183.0	21.2	26.0	16.7	2.0	164.2
7月	229.8	25.3	29.5	21.7	2.1	178.5
8月	145.6	26.4	31.3	22.4	2.0	207.9
9月	187.1	22.2	27.1	18.0	1.9	152.5
10月	113.4	16.7	22.0	11.7	1.8	155.3
11月	114.6	11.7	16.5	6.8	2.0	107.3
12月	135.9	7.2	11.1	3.1	2.5	65.4
年	1,675.0	14.9	19.6	10.3	2.2	1,697.4

資料: 気象庁

＜出雲市（斐伊川）における洪水の発生状況＞

出雲市には斐伊川、神戸川等が流れ、特に天井川である斐伊川は古来より氾濫を起こしては流域に多大な被害を与えてきた。

斐伊川について明治以降でみると、明治 26 年(1893)10 月(台風)、昭和 9 年(1934)9 月(台風)、昭和 18 年(1943)9 月(台風)、昭和 20 年(1945)9 月(台風)、昭和 39 年(1964)7 月(梅雨)、昭和 40 年(1965)7 月(梅雨)、昭和 47 年(1972)7 月(梅雨)、平成 18 年(2006)7 月(梅雨) 等に大規模な洪水が発生している。特に昭和 47 年 7 月には島根県下で記録的な連続降雨が発生し、斐伊川水系では宍道湖沿岸の出雲市、松江市で大災害となった。

また、斐伊川の下流部には、日本海との水位差がほとんどない宍道湖があり、ひとたび水位が上がり氾濫が発生すれば、浸水が長時間続きその被害は極めて甚大となる。そのため、本市においては国により斐伊川から神戸川に洪水の一部を分水する斐伊川放水路が建設された（平成 25(2013) 年 6 月に完成）。

＜出雲市における地震（震度 3 以上）の発生状況＞

出雲市では、気象庁・震度データベースに記録のある平成 8 年(1996)10 月以降で、震度 3 以上の地震を 23 回観測しており、そのうち平成 12 年(2000)10 月の島根県西部地震及び平成 30 年(2018)4 月の島根県西部地震では震度 5 弱を記録している。

これらの他、出雲市域で被害が記録されている地震としては、元慶 4 年(880)の出雲地震、安政元年(1854)の安政南海地震、明治 5 年(1872)浜田地震でも大社地域を中心に被害があった。

表 2-2 出雲市における地震（震度 3 以上）の発生状況

番号	地震の発生日	発生時刻	震央地名	震源の深さ	マグニチュード	最大震度	出雲市の最大震度
1	平成 8(1996) 年 10 月 19 日	23:44:41	日向灘	34 km	6.9	5弱	3
2	平成 9(1997) 年 6 月 25 日	18:50:13	山口県中部	8 km	6.6	5強	4
3	平成 10(1998) 年 5 月 23 日	4:49:35	伊予灘	86 km	5.4	4	3
4	平成 12(2000) 年 10 月 6 日	13:30:18	鳥取県西部	9 km	7.3	6強	5弱
5	平成 12(2000) 年 10 月 8 日	13:17:55	島根県東部	7 km	5.6	4	4
6	平成 12(2000) 年 10 月 8 日	20:51:17	島根県東部	8 km	5.2	5弱	3
7	平成 13(2001) 年 3 月 24 日	15:27:55	安芸灘	46 km	6.7	6弱	4
8	平成 14(2002) 年 9 月 16 日	10:10:50	鳥取県中部	10 km	5.5	4	3
9	平成 15(2003) 年 4 月 2 日	1:38:31	島根県東部	11 km	4.4	3	3
10	平成 17(2005) 年 3 月 20 日	10:53:40	福岡県北西沖	9 km	7	6弱	3
11	平成 18(2006) 年 6 月 12 日	5:01:25	大分県西部	145 km	6.2	5弱	3
12	平成 19(2007) 年 5 月 13 日	8:13:55	島根県東部	9 km	4.6	4	3
13	平成 20(2008) 年 5 月 2 日	12:23:18	島根県東部	9 km	4	3	3
14	平成 23(2011) 年 6 月 4 日	1:57:31	島根県東部	11 km	5.2	4	3
15	平成 23(2011) 年 11 月 21 日	19:16:29	広島県北部	12 km	5.4	5弱	3
16	平成 25(2013) 年 4 月 13 日	5:33:18	淡路島付近	15 km	6.3	6弱	3
17	平成 26(2014) 年 3 月 14 日	2:06:51	伊予灘	78 km	6.2	5強	4
18	平成 28(2016) 年 4 月 16 日	1:25:05	熊本県熊本地方	12 km	7.3	7	4
19	平成 28(2016) 年 10 月 21 日	14:07:23	鳥取県中部	11 km	6.6	6弱	4
20	平成 30(2018) 年 4 月 9 日	1:32:31	島根県西部	12 km	6.1	5強	5弱
21	平成 30(2018) 年 4 月 9 日	1:43:53	島根県西部	10 km	4.5	4	3
22	平成 30(2018) 年 4 月 9 日	1:56:46	島根県西部	10 km	4.8	4	3
23	平成 30(2018) 年 4 月 9 日	2:10:56	島根県西部	10 km	4.9	4	3

資料：気象庁・震度データベース検索（出雲市） 1996 年 10 月 19 日～2021 年 10 月 9 日時点

4 植生（植生自然度）

出雲市の植生自然度は、出雲平野は市街地と農地が、島根半島は二次林^{*1}（自然に近いもの）と二次林・植林地、中国山地は二次林と植林地が中心となっている。また、自然林は、島根半島では鼻高山の北側（鰐淵寺付近）などに、中国山地では立久恵峠付近などに一部ではあるが存在する。

史跡指定地一帯の丘陵部については、一部に市街地・造成地等（工業団地）がみられるが、二次林が中心となっている。

表 2-3 植生自然度の区分

植生自然度	区分基準
10	自然草原 ・高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林 ・エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生 ^{*3} であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林 ・クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地 ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原 ^{*2} （背の高い草原） ・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落等の背丈の低い草原
3	農耕地（樹園地） ・果樹園、桑畠、茶畠、苗圃等の樹園地
2	農耕地（水田・畑）・縁の多い住宅地 ・畠地、水田等の耕作地、縁の多い住宅地
1	市街地・造成地等 ・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：環境省自然環境局生物多様性センター資料（現存植生図）

※1 二次林

人手によって伐採等がなされ、自然に再生した森林を広く「二次林」と呼ぶ。日本では、かつて二次林の多くは広葉樹の薪炭林であった。…環境省「里なび」

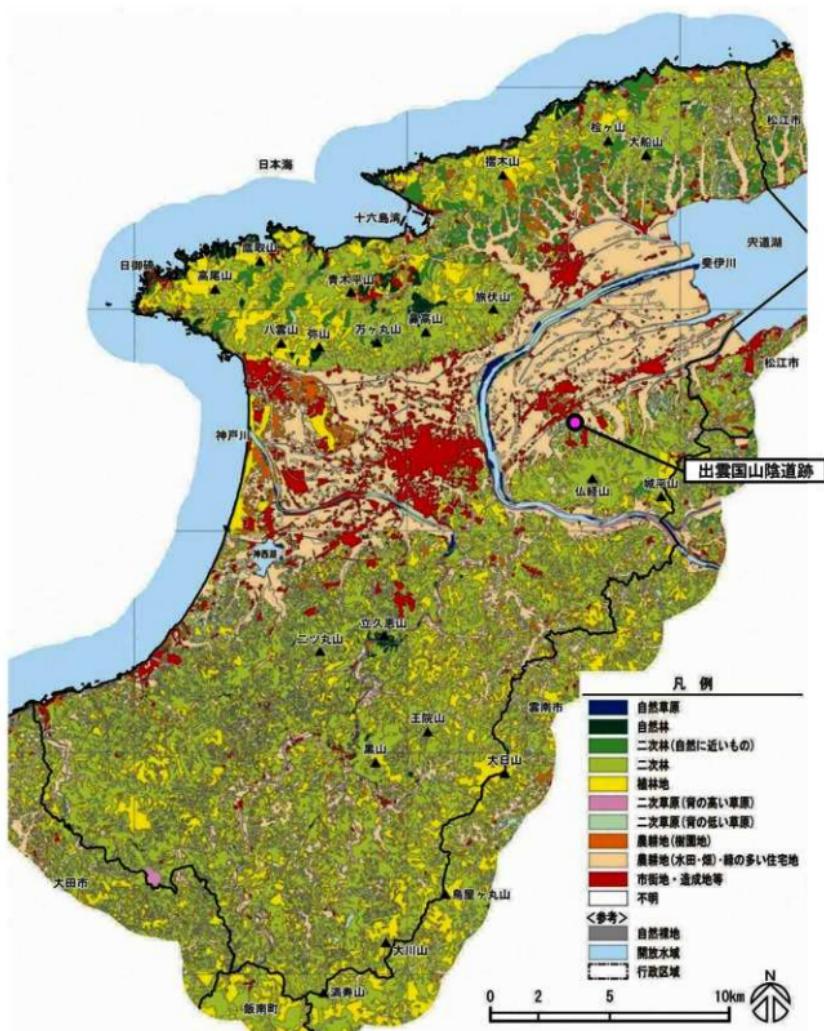
※2 二次草原

自然に成立した草原ではなく、人為的な干渉によって成立し、維持されている草原。人的関与がなくなると草原でなくなる場合が多い。…実用日本語表現辞典

阿蘇の草原が代表例…環境省資料

※3 代償植生

本来その土地に生育していた自然植生（原生林など）が人間活動の影響によって置き換えられた植生；二次林など…環境省 生物多様性センターHP



出典：1/5 万現存植生図・GIS データ
(環境省自然環境局生物多様性センター)

図 2-5 出雲市の植生自然度

第2節 社会環境

1 人口

出雲市の近年の人口の推移を国勢調査からみると、平成22年(2010)以降、やや増加傾向にあり、令和2年(2020)までの10年間では約1,300人の増加となっている。平成27年(2015)から令和2年(2020)にかけては、出雲地域と斐川地域で増加しているが、その他の5つの地域(平田、佐田、多伎、湖陵、大社)では減少傾向が続いている。

外国人数は令和2年(2020)において4,158人となり、本市の人口の2.4%を占めている。また、この10年間で1,767人増加しており、本市の人口増加の要因となっている。

世帯数(国勢調査)は、市全体及び出雲地域、斐川地域、大社地域では増加傾向にあるが、他の4つの地域では減少傾向にある。

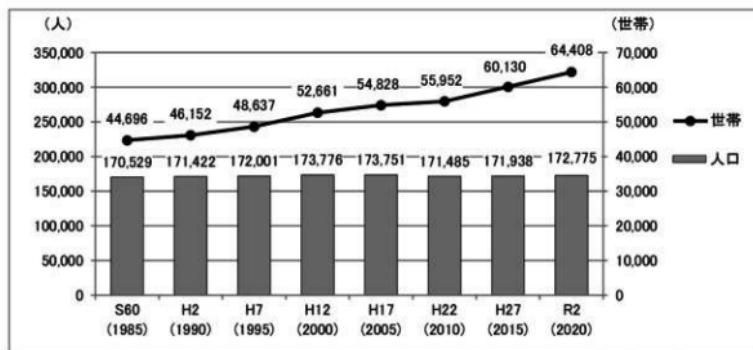
世帯人数は、市全体及び各地域とも減少傾向が続いている、市全体で1世帯当たり3人を割り込んでいる。

表2-4 出雲市の人口・世帯の推移 (人・世帯)

地域名	H22(2010)			H27(2015)			R2(2020)			増減数(H27-R2)		
	人口	世帯	世帯 人数	人口	世帯	世帯 人数	人口	世帯	世帯 人数	人口	世帯	
出雲市	171,485 (1,100)	55,952	3.06	171,938 (2,391)	60,130	2.86	172,775 (4,158)	64,408	2.68	837 (1,767)	4,278	
内訳 (地域)	出雲	89,020	30,973	2.87	92,074	34,638	2.66	94,985	37,815	2.51	2,911	3,177
	平田	26,908	7,858	3.42	25,294	7,794	3.25	23,625	7,733	3.06	-1,669	-61
	佐田	3,816	1,146	3.33	3,406	1,075	3.17	2,988	1,008	2.96	-418	-67
	多伎	3,767	1,253	3.01	3,543	1,232	2.88	3,202	1,187	2.70	-341	-45
	湖陵	5,369	1,727	3.11	5,270	1,748	3.01	5,017	1,702	2.95	-253	-46
	大社	14,916	4,767	3.13	14,342	4,795	2.99	13,916	4,888	2.85	-426	93
	斐川	27,689	8,228	3.37	28,009	8,848	3.17	29,042	10,075	2.88	1,033	1,227
島根県	717,397 (4,779)	262,219	2.74	694,352 (5,371)	265,008	2.62	671,126 (8,230)	269,892	2.49	-23,226 (2,859)	4,884	

※人口の()内は外国人数…内数

資料：総務省統計局「国勢調査結果」



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

図2-6 出雲市の人口・世帯数の推移

2 公共交通機関

出雲国山陰道跡への公共交通機関は JR 山陰線があり、最寄りの直江駅から史跡指定地の西端までは直線距離で約 1.3 km、出雲市駅からは約 6 km となる。また、出雲空港のターミナルからは、直線距離で約 7 km となり、タクシーなどの利用となる。

実際のアクセス時間としては、徒歩で直江駅から約 20 分（指定地の西端：約 1.6 km）、自動車で出雲市駅から約 15 分弱（指定地の西端：約 7 km）、出雲空港から約 15 分（指定地の中央・市道杉沢線：約 8 km）、山陰自動車道斐川 IC から約 5 分（指定地の中央・市道杉沢線：約 2 km）となる。

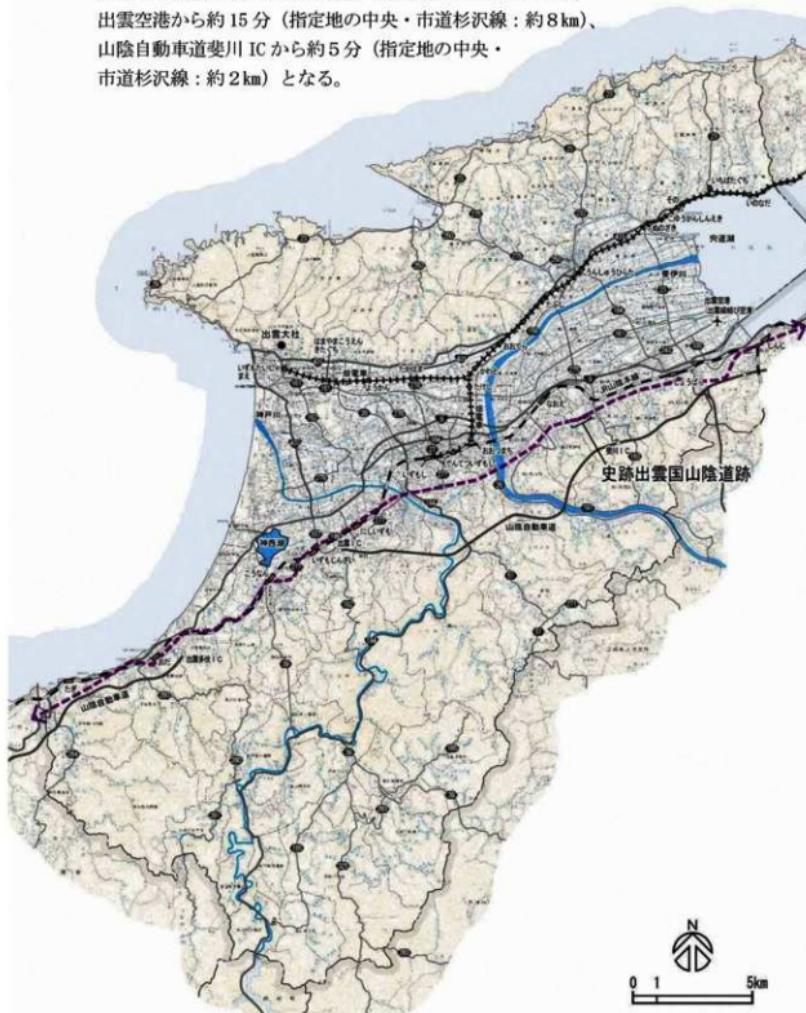


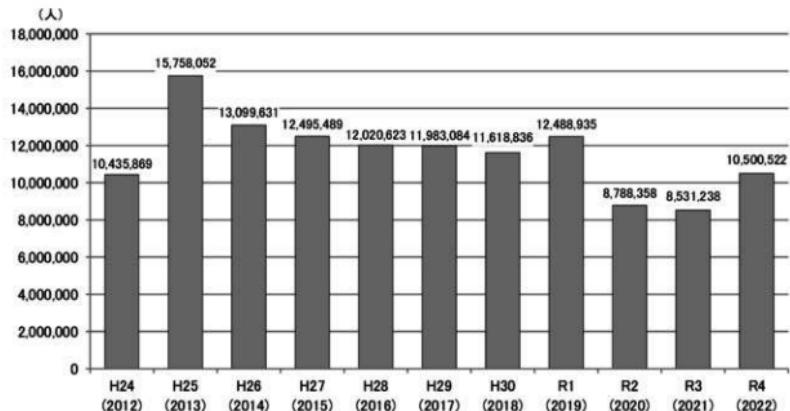
図 2-7 出雲市の交通網と出雲国山陰道跡に関わる公共交通機関

3 観光資源と入込観光客数

出雲市の主要な観光資源は、出雲大社、日御碕、島根ワイナリー、道の駅、寺院（一畠薬師、鶴淵寺）、温泉施設、博物館、景勝地（立久恵岐）など多種多様である。

最近10年の入込観光客数の推移をみると、出雲大社の「本殿遷座祭」や関連行事の行われた平成25年（2013）の1,576万人を最高に、その後令和元年（2019）までは概ね1,200万人前後で推移していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年（2020）には879万人、令和3年（2021）には853万人まで落ち込んでいる。

観光地点別（令和4年）でみると、出雲大社が過半を占め、次いで日御碕、道の駅湯の川、同・キララ多伎などとなっている。



資料：島根県観光動態調査（下図も同様）
図2-8 出雲市の入込観光客数の推移

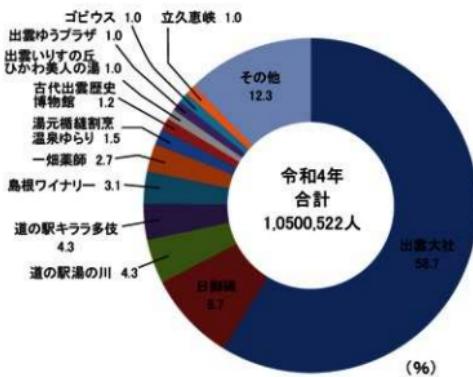


図2-9 観光地点別の入込観光客数の構成

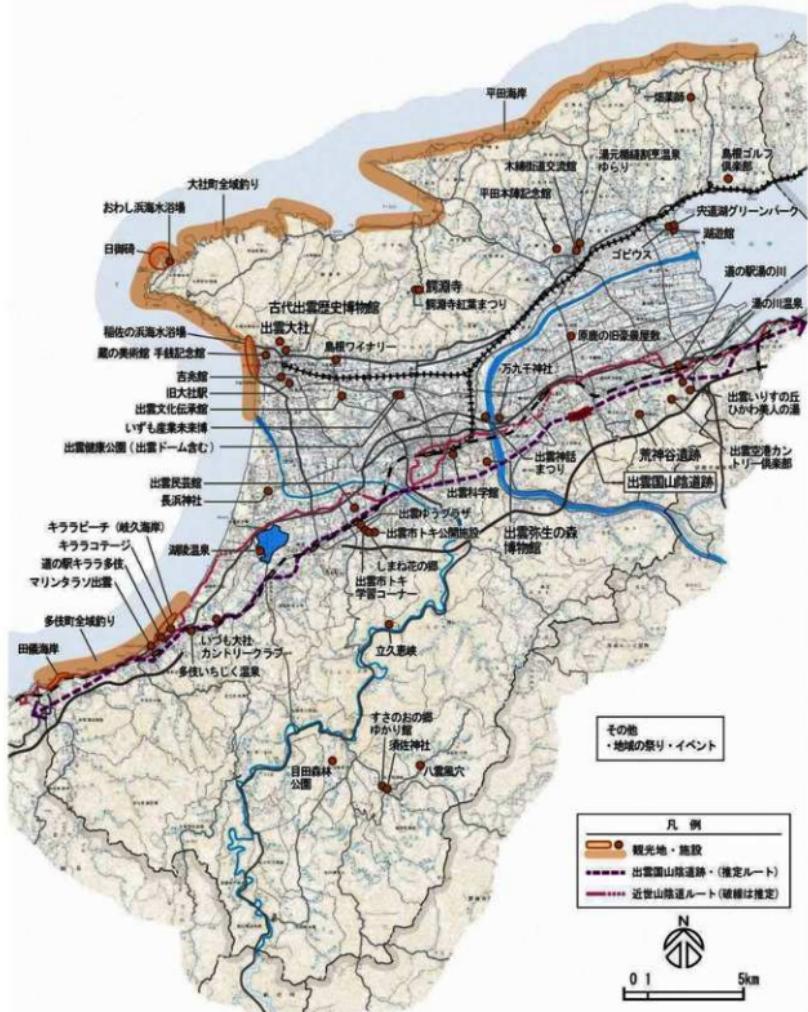


図 2-10 出雲市の主要な観光資源

第3節 歴史環境

1 歴史概要

出雲国山陰道跡に関わる時代背景などを概括的に把握するため、出雲市の歴史概要を整理する。

【旧石器時代】

島根県内の旧石器時代の遺跡は少なく、以前は出雲市内では確認されていなかった。このような状況の中、平成21年(2009)に多伎町内で砂原遺跡学術調査団が発掘調査を行い、出土した石器が11万～12万年前の「国内最古」のものとして報告されている。

一方で、各学会や専門家の中には出土した石器について、その認定を巡り慎重な評価を強調する向きもみられる。今後は、学術的な論議を見守り遺跡の評価付けを進めいくこととなる。

【縄文時代】

縄文時代は出雲平野の大部分を古宍道湾が占めている期間が長く、人々が生活を営める場は山麓などに限られていた。そのため現在発見されている市内の縄文時代の遺跡は多くない。

出雲平野では古い段階である早期末の遺跡として、平野西部の砂丘上にある上長浜貝塚や北山山麓に位置する菱根遺跡、山持遺跡があげられる。続く前期末から中期までの遺跡は、斐川町の上ヶ谷遺跡や神戸川左岸の三田谷Ⅲ遺跡が確認されているだけである。後晩期は海退が進み三瓶山の噴火に伴う河川の沖積作用による平野形成が始まるところから、平野中央部でも矢野遺跡や藏小路西遺跡が認められるようになるほか、山裾で三田谷Ⅰ遺跡、出雲大社境内遺跡、後谷遺跡が、神門水海の南で湖陵町の京田遺跡や御領田遺跡などが展開する。

これらの遺跡は、いずれも当時は水域が傍まで迫った場所に位置しており、漁労を行う上では適地であったと考えられる。

【弥生時代】

縄文時代には狩猟採集を主とした食糧調達が、弥生時代に入り稲作を中心に行われるようになると、広大な土地と水が豊富な出雲平野に多くのムラが営まれるようになる。そしてこれらのムラは、中期から後期にかけて一つにまとまりクニへと発展していく。
平野への人の進出

沖積地化による平野の形成が始まったばかりの縄文時代後期から弥生時代前期にかけては土地が安定しておらず、出雲平野にはあまり多くの人々は暮らせなかつたようで、矢野遺跡のほかに目立った集落は認められない。平野に本格的に人が進出し多くのムラが出現するのは、人が住める環境が整った弥生時代中期になってからである。

ムラからクニへ

多くのムラが併存するようになった広大な出雲平野には、その生産力を背景に大きな勢力をもつ集団も出現したようである。その証として大量の青銅器が出土した荒神谷遺跡があげられる。ここで発見された358本の銅劍は、発見当時に日本中で出土していた銅劍の総数を上回っており、弥生時代中期のこの地に大きな勢力があったことを裏付けている。

弥生時代後期には、西谷墳墓群に大型の四隅突出型墳丘墓が次々と築かれた。これらは墓の規模や豪華な副葬品からまさに「王墓」と呼べるものである。この時期に「出雲王」が出現し、出雲平野の多くのムラをクニとしてまとめたと考えられる。

他地域との交流

西谷墳墓群の2号墓や3号墓では、大陸からもたらされたガラス製品や水銀朱のほか、吉備や北陸の特徴を持つ多量の土器が出土している。また、猪目洞窟遺跡では弥生時代後期に埋葬された人骨の腕の部分に、ゴホウラ製の貝輪がはめられていた。これらの例から、弥生時代は他地域との交流が活発に行われたことが理解できる。

【古墳時代】

古墳時代は、現在の松江市から安来市にかけての出雲東部と、出雲市を中心とする出雲西部でそれぞれ大きな勢力が出現する時代である。

出雲東部では前期以降、前方後方墳や方墳を主とした古墳が継続的に築かれるのに対して、出雲西部では前期から中期までの古墳が少なく、後期になってからその数が一気に増え、墳形も前方後円墳や円墳を主とするという特徴がある。これら二つの勢力を象徴する後期の古墳が、前方後方墳の山代二子塚古墳(松江市)と前方後円墳の今市大念寺古墳(出雲市)である。墳丘規模もほぼ同じであることから、これらは拮抗した勢力で出雲を二分する東西両雄の墓と考えられている。

中期古墳の分布

出雲西部では前期の古墳は少なく、単発的な出現にとどまるが、中期になると数がやや増え、密に分布する地域が認められるようになる。この時期に、斐川町荘原では神庭^{かんば}岩船山古墳や^{いわふねやま}軍原古墳など、神西湖(神門水海)周辺では北光寺や間谷^{あんや}東^{ひがし}古墳などのまとまりがみられ、これらはいずれも陸運や水運という交通の要衝を押えた当時の勢力分布を反映していると考えられる。

社会構造を示す古墳群

上塩治築山古墳の周辺では、この首長墓を取り巻く円墳群が発見された。これまで単独で築かれたと考えられていた上塩治築山古墳が、実は小規模な円墳群に取り巻かれ、さらにその外側を上塩治横穴墓群が取り囲んでいる様相が明らかになった。首長墓を頂点にした円墳群と横穴墓群の配置構成で示されるヒエラルキーは、当時の社会構造を如実に反映するものとして注目される。

垣間見た精神世界

未盗掘古墳である国富中村古墳の石室内では多数の出土品が見つかったほか、埋葬が終了してから何年か経過した後に石棺や副葬品が破壊されていることが分かった。杯や甕などの土器には飲食物が供えられていたと考えられることから、『古事記』に記された「ヨモツヘグイ」の思想を彷彿とさせる儀礼が行われていたと推測される。また、石棺や副葬品の破壊は被葬者のよみがえりを防ぐための再生阻止儀礼であることが明らかとなつた。これまで後世の墓荒しの仕業と考えされていた石室の破壊の痕跡について、再考を迫る大きな発見となつた。当時の人々の精神世界や死生観が垣間見られる数少ない貴重な事例である。

【奈良・平安時代】

出雲には、奈良時代に編纂された『古事記』や『日本書紀』、『出雲國風土記』に記載されている伝承地や登場地が今でも数多くあり、当時の情景をうかがい知ることができる。

また、平安時代末期に編まれた歌謡集『梁塵秘抄』などの書物を紐解くと、出雲が仏教者の聖地として全国的に知れ渡っていたことがうかがえる。

『出雲国風土記』からたどる出雲市

『出雲国風土記』はほぼ完全な状態の写本が残る唯一の風土記であることから、他地域との比較において出雲の魅力を一層際立たせる貴重なものである。

『出雲国風土記』には郷里編成や地名の由来などが詳細に記されており、現在の出雲市は「出雲郡」、「神門郡」、「橋縫郡」、「秋鹿郡」などとして登場する。これらの条文中に記述された山野や川などの自然の名称、地名、神社の多くは、今に受け継がれている。

また、古志本郷遺跡で出土した大型建物跡は、神門郡家の郡庁院と推定されており、後谷遺跡で確認された礎石建物は出雲郡家の正倉と考えられているほか、天神遺跡や青木遺跡などからも官衙施設関連の遺構や遺物が発見されている。

出雲国山陰道の築造と関係する施設（遺跡）群

近年の発掘調査で発見された杉沢遺跡の道路遺構は、『出雲国風土記』で「正西道」と記載される出雲国山陰道と確認された。推定ルート付近には礎石建物跡、掘立柱建物跡や大量の炭化米、「□□倉」と書かれた墨書土器の出土した後谷遺跡、軒丸瓦や呪符木筒の出土した稻城遺跡、総柱や側柱の掘立柱建物跡、軒丸瓦、墨書土器、円面鏡、土馬などが出土した小野遺跡がある。また、「朝山郷新造院」に比定される神門寺境内廃寺や、火葬骨など仏教に関連する遺物が出土した築山遺跡がある。これらの遺跡は奈良時代に、出雲国山陰道を経由して仏教をはじめとする様々な文化が伝わったことを物語っている。

信仰や修行の場としての出雲～仏像群・神仏群や巨大建造物・出雲大社～

平安時代の特筆すべき文化財としては、大寺薬師の仏像群、鰐淵寺の仏像や神像があげられる。大寺薬師には10世紀頃の薬師如来坐像のほか、9世紀頃の中央の仏師の作と考えられる四天王立像がある。これら仏像群を納めていた大伽藍は慶安3年(1650)の大洪水と山崩れで壊滅したとされ、その後、住民たちによって救い出され今に守り伝えられた仏像群は、かつて重要な仏教施設がこの地に存在していたことを伝えている。

鰐淵寺に残る銅造観音菩薩立像は金銅仏の貴重な基準作としてよく知られているほか、「出雲国」と書かれた最古の金石文が記されている。また、牛頭天王像や木造神像群は、平安時代の鰐淵寺における信仰形態や神仏習合のあり方を推定するうえでの貴重な彫刻群である。

また、10世紀の貴族の子供向け教養書にあたる『口遊』には「雲太・和二・京三」の記述がみられる。順に出雲大社本殿、東大寺大仏殿、平安京大極殿を示し、当時、出雲大社の本殿が巨大建造物として広く認知されていたことが分かる。さらに『梁塵秘抄』では日御碕や鰐淵が「聖の住所」として記載されており、この地が佛教者たちの有名な修行の場であったことを物語る。

【中世】

中世は、荘園・公領制が出雲にも浸透し新たな社会構成が成立する時代である。また、出雲大社(杵築大社)と鰐淵寺が強く結びついて隆盛を極めるとともに、武将の霸権争いと絡み合って中央の情勢がこの地にも持ち込まれ、大きな影響を与える動乱の時期もある。

海運の発展と市場の成立

鎌倉初期ごろまでには全ての地域や住民が、いずれかの荘園や公領に属することとなつた。この中世社会の成立に伴い、各地から直接都に住む荘園領主のもとに年貢として

大量の諸物資を輸送する必要が生じた。あわせて、生産力の増大に伴って日本海岸部での交易や、中海・宍道湖舟運の物資輸送も盛んになってきた。このため、古代律令制のもとでは輸送がもっぱら山陰道などの陸上交通によっていたものが、中世になると安価で合理的な海上交通へと移行した。

そして、この日本海における水運の成立を契機に、杵築、宇龍、平田、大津、田儀などが港(津)として発展した。水上交通を中心とするこうした交通網の整備・拡大が陸上交通とも緊密に結びつき、杵築、平田、塩治、今市などでは市場が開かれようになつた。

出雲大社と鰐淵寺

中世は出雲平野の荒地が大々的に開拓される時期である。開拓がうまくいくとその土地の一部は出雲大社や鰐淵寺に寄進されることも多く、両者は領地を拡大した。また、社会全体が仏教的性格をおびた中世において、出雲大社と鰐淵寺は「神仏隔離に基づく習合」(寺院と神社が地理的・空間的・機能的に明確に区別されながらも両者が一体となることにより安定し、いっそう有効に機能するもの)によって車の両輪のように一体となり、出雲の信仰の中心的存在として機能した。両者は明確に区別されながらも、出雲大社の主要な年中行事に鰐淵寺僧が参画するなど補完的に協力することで、国一宮としての機能を果たした。このような事例は全国的に稀で注目されている。

また、インドの靈鷲山が欠けて海に漂っていた浮浪山をスサノオが杵で突き固めたという中世の国引き神話は、出雲大社と鰐淵寺共有の縁起として成立したもので、「神仏隔離に基づく習合」の世界観を端的に表す興味深いものである。

盛隆を示す物証

出雲大社では平成 12 年(2000)の発掘調査でスギの大木を 3 本束ねて 1 本の柱とした巨大な柱が見つかった。これは鎌倉時代の本殿のものと考えられ、古い絵図で示されていた通り、当時は大型の本殿であったことが明らかになった。

一方、鰐淵寺境内では、近年の調査によって僧坊(僧の住まい)のあった可能性がある平坦面が 90 か所確認された。山間の狭い土地に堂宇と僧坊が建ち並び、多くの僧侶が行き来する往時の鰐淵寺の様子が浮かびあがってきた。

出雲の武将

中世出雲国衙在庁官人の筆頭を務めた朝山氏や、鎌倉期の出雲国守護として塩冶地域に守護所を構えた塩冶氏などが注目されるが、南北朝期の守護塩治高貞(?-1341)は後醍醐天皇(在位 1318-39)や足利尊氏(1305-58)に従って多くの戦果をあげ、歴史の転換期に重要な役割を果たした。高貞の活躍は、南北朝期の軍記物語『太平記』でも語られている。

戦国時代の情勢

戦国時代に入ると出雲では尼子氏が勢力を拡大する。尼子経久(1458-1541)は鰐淵寺の運営に介入したほか、出雲大社の境内に三重塔、鐘楼などの仏教施設を次々に建てて神仏習合の景觀を創出した。このようにして経久は、寺社の権限を掌握することでその勢力を抑圧した。

この動向は次の毛利氏時代にも継続されたことから、寺領や社領が減らされた鰐淵寺や出雲大社はその勢力を次第に弱めていくこととなる。

なおこの時期、石見との国境に位置する鶴ヶ城・高橋城や、軍事的にも重要な役割を

果たした平田城・高瀬城・鳴ヶ島城など多くの山城が築かれていった。

【近世】

近世に入ると、出雲・隠岐両国に封じられた大名の堀尾氏が松江に築城して城下町を建設した。

その後、城下町を中心として発展した松江市と比べて、出雲市域では広大な出雲平野での農業生産を中心に、村浦と舟運・交通の要地に発達した町場（在郷町）が連携して、発展していくことになる。

また、国学や洋学などの学問が出雲では独自の展開を遂げ、特に和歌では全国的にも注目される地域となる。

近世の山陰道

近世山陰道は、斐川町地内において古代の山陰道より北側を東西に走っていたようであり、直江の街を通り、国史跡 出西・伊波野一里塚付近を通っていた。現在、圃場整備により路線の不明確な場所もある。

出雲平野の農地開拓

中世末から近世初頭に斐伊川が完全に東流するようになると、松江藩の水利政策により、河口付近では「川違え」による宍道湖の農地開拓が進められた。こうして拡大した農地を基盤に繁栄した地主の中には後に豪農へと発展する者も認められた。

一方、斐伊川が宍道湖に注ぐ東流河道に固定されたことにより、出雲平野西側の新田開発が本格化することになった。各地で進められた荒地の開拓において、地元の三木与兵衛（1595-1643・遙堪付近）、秦喜兵衛（生没年不詳・西園）、大槻七兵衛（1621-89・高瀬川・十間川）、井上恵助（1721-94・浜山）らが大きく貢献した。

木綿栽培とたら製鉄の盛行

出雲平野では18世紀に入ってから木綿栽培が盛んになる。そして、平田町、今市町、直江町、杵築町では木綿市が開かれるようになる。

農産物以外では、たら製鉄による鉄生産が注目され、市内では田儀櫻井家や田部家によってたら操業が盛んに行われた。特に田儀櫻井家たら製鉄遺跡は、本宅跡や山内従事者の住居跡などが残る宮本鍛冶山内遺跡のほか、生産に関連する遺構が残る越堂たら跡、聖谷たら跡など、たら操業に関連する一連の遺構群が良好に残っている。

また、製品を搬出した田儀港のまちなみも当時の面影を今に伝える貴重な文化的景観である。

産物移出の水運利用

産物などの運搬には水運が利用された。出雲市域西部（かつての神門郡）及び奥出雲方面で生産された米をはじめとする産物は、斐伊川・神戸川などの舟運を利用して海岸部まで運ばれた。斐伊川からは高瀬川によって杵築に隣接する荒木川方に集荷され、さらに船頭仲間にによって宇龍へと輸送された。海岸部の港からは、松江藩によって大坂や尾道へと送られるほか、舟宿を通じて各地の舟に売却されるなどして、国外へ移出された。

出雲大社と鰐淵寺の神仏分離

出雲大社は寛文の遷宮を契機に境内から仏教施設や鰐淵寺僧を一掃し、400年余りに及ぶ鰐淵寺との関係に終止符を打った。全国に先駆けて行われたこの神仏分離は、宗教

史においても重要な出来事として位置づけられている。

その後、出雲大社は「出雲御師」と呼ばれる神職たちが全国各地に布教に赴き、多くの信者を伴築に招き入れる活動を積極的に展開した。伴築では参詣客を対象とした富くじも行われたことから、門前町は大きく発展した。

【近現代】

近現代の出雲市における交通について挙げる。鉄道の開設、ことに寺社への参拝の利便を図るために整備され、出雲大社や一畑寺の参詣者は年々増え続けていくこととなる。**鉄道の開設**

米子から随時西へ延びてきた山陰線は、明治43年(1910)に「出雲今市駅」まで開通した。その後、支線の大社線が開通した明治45年(1912)以降、伴築町は出雲大社への参拝客で賑わうこととなる。斐川には、荘原駅と直江駅がつくられた。

また、当時、一畑講が盛んとなり一畑寺への参拝が増えてくると、平田を中心に東は松江から西は出雲大社に至る鉄道を要望する声が高まった。この路線は一畑軽便鉄道として、大正3年(1914)にまず今市—平田間が開通し、翌年今市—一畑間の全線が開通した。そして、出雲大社と宮島を結ぶという壮大な計画のもと昭和7年(1932)には大社宮島鉄道が岡山市—出雲須佐(すさ)間で開通した。しかし、この計画は頓挫し宮島までの路線は実現せず、名称も出雲鉄道に変更され、昭和40年(1965)にはついに廃線となつた。

一方で鉄道の普及は、明治20~30年代に盛んであった宍道湖における汽船定期航路が姿を消す要因にもなった。

出雲路のモータリゼーション化

明治45年(1912)に国鉄大社線が開通して以来、大社駅の乗降客は年々増え続け、昭和26年(1951)にはピークを迎える。しかし、昭和37年(1962)に市街地北部に新設の国道9号が開通して、昭和40年代に自動車が大幅に普及すると急速に出雲路のモータリゼーション化が進んだ。その結果、公共交通機関である大社線は利用者が年々減少し、平成2年(1990)にはついに廃線となった。その後、20年あまりにわたり出雲大社の門前町は徐々に衰退していったが、中国横断自動車道尾道松江線の開通、平成21年(2009)に山陰自動車道が斐川ICから出雲ICまで開通すると、平成の大遷宮をきっかけに多くの参拝者が出雲大社を訪れ、門前町はかつてのにぎわいを取り戻した。

新川廃川の活用

新川
新川は斐伊川の水を宍道湖に流すために江戸期に開削され、舟運として活用されたが、昭和初期に廃川となった。廃川の上流部では海軍大社基地が昭和20年(1945)3月に着工し、6月に一部使用開始し、終戦まで使用された。さらに、下流部(宍道湖岸)に位置する出雲空港は地方管理空港(旧第3種空港)であり、昭和41年(1966)6月に開港した。松江市と出雲市の中间付近に位置する出雲地方の玄関空港で、宍道湖に突き出る形で整備されている。平成22年(2010)8月、公募により「出雲縁結び空港」という愛称が決定した。令和6年(2024)2月29日現在、国内線のみの運航で、JALグループ(日本航空・ジェイエア・日本エアコミューター)、フジドリームエアラインズにより7路線が就航している。

2 指定等文化財の状況

出雲市には、指定文化財が全体で 251 件（令和 6 年(2024) 2 月末現在）あり、国指定が 51 件、県指定が 72 件、市指定が 128 件となっている。このうち国指定には、3 件の国宝（出雲大社本殿、秋野鹿蒔絵手箱、白糸威鎧）が含まれている。この他、登録有形文化財が 23 件、重要美術品が 3 件ある。

なお、島根・鳥取両県で 200 件を超える指定文化財を有する自治体は出雲市その他、松江市（252 件…令和 6 年(2024) 2 月 27 日現在）と鳥取市（321 件…令和 5 年 5 月 30 日現在、重要美術品は除く）がある。

さらに、平成 29 年(2017) 4 月 28 日には日の入りにまつわる文化財を紡いだストーリーが「日が沈む聖地出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～」として文化庁から日本遺産に認定され、令和 5 年(2023) 7 月 14 日には認定継続となった。

表 2-5 出雲市の指定文化財等の件数（令和 6 年 2 月末現在）

種別		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	5	5	4	14
	うち国宝	(1)	—	—	(1)
	絵画	3	9	7	19
	彫刻	4	12	14	30
	工芸品	8	17	4	29
	うち国宝	(2)	—	—	(2)
	美術工芸品	2	3	4	9
	書跡	—	2	3	5
	典籍	—	8	5	23
	古文書	—	4	1	16
無形文化財	考古資料	—	—	—	—
	歴史資料	—	—	—	—
民俗文化財	工芸技術	—	1	—	1
	芸能	—	—	—	—
記念物	有形の民俗文化財	—	2	8	10
	無形の民俗文化財	1	8	25	34
その他	遺跡（史跡）	13	6	14	33
	名勝地（名勝）	—	—	—	—
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	2	1	19	22
	名勝及び天然記念物	1	—	—	1
計（指定文化財）		51	72	128	251
うち国宝		(3)	—	—	(3)
登録有形文化財（建造物）					23
登録有形民俗文化財					0
重要美術品					3
重要文化的景観					—
（重要）伝統的建造物群保存地区					—
選定保存技術					—

* () 内は内数

*記念物は指定されると、遺跡は史跡、名勝地は名勝、動物・植物・地質鉱物は天然記念物となる。

*表に含めていないが、荒神谷遺跡出土品（文化庁所有）が一括で国宝に指定されている。

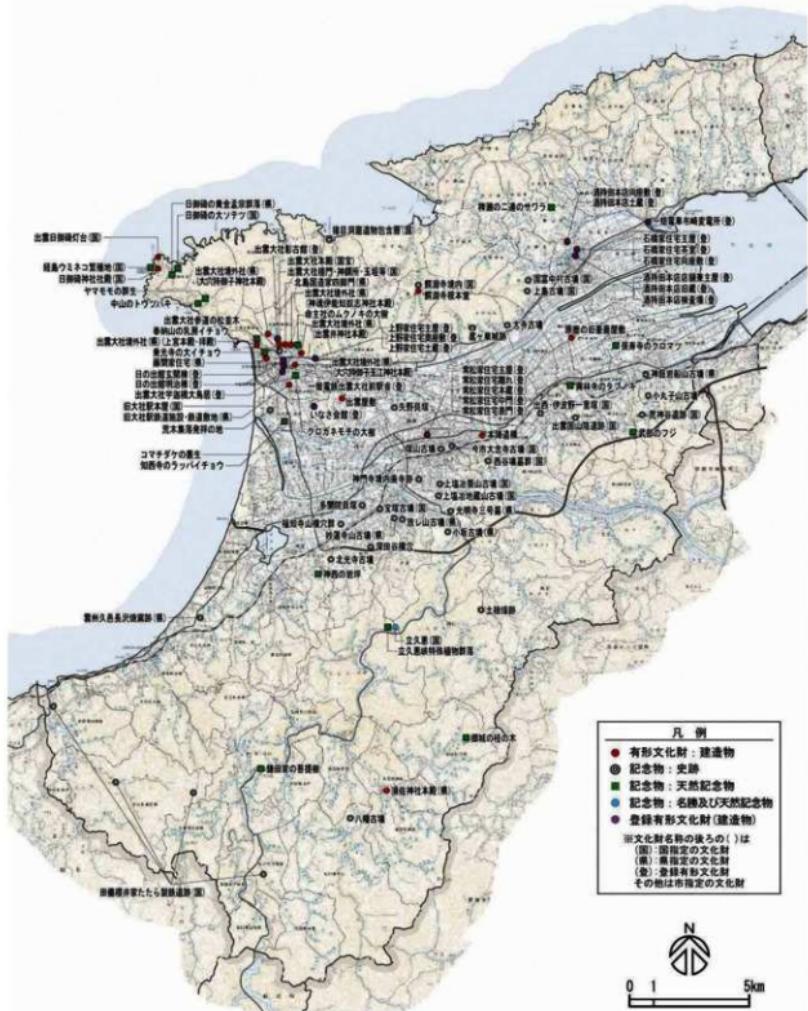


図 2-11 出雲市の指定・登録文化財の分布（土地と一体となった文化財を表示）

第3章 史跡の概要

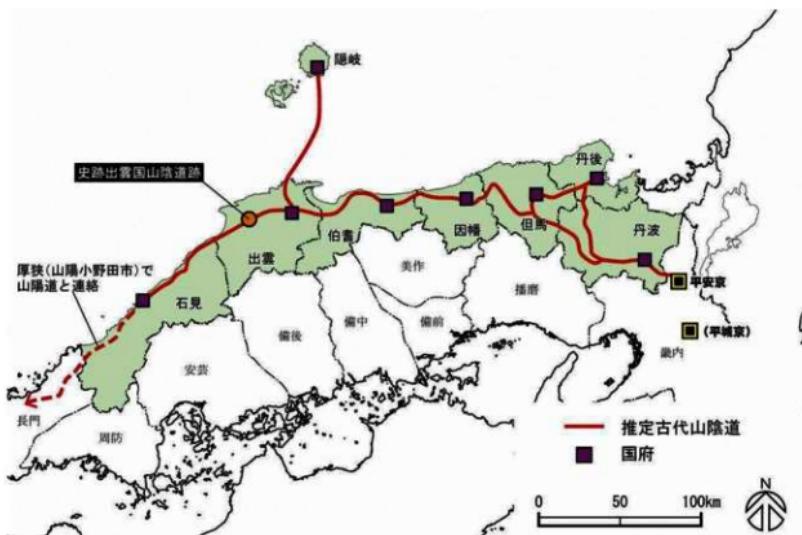
第1節 指定に至る経緯

古代山陰道は、律令制下において中央と地方諸国を結んだ大規模な道路「駅路」の一つである。駅路は「七道駅路」とも呼ばれ、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道があった。古代山陰道は、中央（平城京ほか）と山陰地方等に所在していた各國府を経由し、石見国府までをつないでいた。石見国府からは、陰陽連絡路を通じて長門の厚狭で山陽道につながっていた。また、出雲国府からは隱岐へのルートもあった。

出雲国の山陰道の遺構は平成25年(2013)、出雲市の工業団地造成事業に伴う発掘調査で発見した。本市ではこの発見に大きな歴史的な価値があることを認識し、開発事業計画を一部見直し、道路遺構の保存を決定した。

その後の調査により、三井II遺跡や長原遺跡でも道路遺構を確認し、丘陵の尾根上を縦走する東西1kmに及ぶ古代道の遺存を明らかにした。

本市はこの広い範囲を2つに区分し、2期に分けて保存することにした。第1期は市道杉沢線の西側約650m間で、平成30年(2018)2月に史跡に指定された（西側指定地）。第2期は市道杉沢線の東側約350m間で、令和3年(2021)3月に追加指定された（東側指定地）。



参考資料：古代山陰道－青谷町養郷地区－発掘調査現地説明会資料（鳥取県埋蔵文化財センター）

図3-1 古代山陰道（推定ルート）と史跡出雲国山陰道跡

第2節 指定の状況

1 指定告示

(1) 第1期：史跡指定

平成30年(2018)2月13日付けの官報(号外第29号)において、文部省告示第23号により、次のように史跡指定が告示されている。

○文部科学省告示第23号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年2月13日 文部科学大臣 林 芳正

名 称：出雲国山陰道路

所在地：島根県出雲市斐川町直江

地 域：2361番12のうち実測44.81m²、3703番、3704番9のうち実測340.04m²、3704番11のうち実測1621.14m²、3794番1のうち実測403.22m²、3794番3、3796番のうち実測1342.52m²、3801番1のうち実測304.08m²、3803番のうち実測762.72m²、3804番1のうち実測450.45m²、3804番2のうち実測501.24m²、3806番1のうち実測540.95m²、3807番1のうち実測1448.41m²、3808番のうち実測284.16m²、3809番のうち実測857.88m²、3810番のうち実測709.95m²

所在地：同 神水字三メ田

地 域：2547番のうち実測871.80m²、2547番1のうち実測687.16m²、2548番のうち実測404.66m²、2549番のうち実測422.23m²、2550番のうち実測673.42m²、2553番のうち実測1601.41m²

所在地：同 神水字長原

地 域：2574番、2575番、2578番、2580番、2581番、2589番1、2590番、2591番、2592番1、2593番1

右の地域に介在する道路敷、島根県出雲市斐川町直江3703番に北接し同直江3794番3に南接するまでの道路敷、同神水字三メ田2553番と同神水字三メ田2554番に挟まれ同神水字三メ田2552番と同神水字三メ田2553番に挟まれるまでの道路敷のうち実測69.95m²、同神水字長原2589番1と同神水字長原2592番1に挟まれ同神水字長原2574番に北接するまでの道路敷、同上直江2266番1に東接する道路敷を含む。

備 考：一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を島根県教育委員会及び出雲市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

※文部科学省告示第23号に記載されている「メートル」は「m」、「平方メートル」は「m²」に置き換えた(以下同様)。

(2) 第2期：追加指定

令和3年(2021)3月26日付けの官報(号外第70号)において、文部省告示第23号により、次のように史跡指定が告示されている。

○文部科学省告示第49号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

名 称：出雲国山陰道跡

関係告示：平成三十年文部科学省告示第二十三号

所 在 地：島根県出雲市斐川町直江

地 域：2639 番のうち実測 176.65 m²、3705 番 1 のうち実測 1080.76 m²、3723 番のうち実測 945.53 m²、3724 番 1 のうち実測 1201.94 m²、3725 番のうち実測 1010.81 m²、3726 番のうち実測 1094.20 m²、3740 番のうち実測 1792.74 m²、3742 番のうち実測 370.12 m²、3743 番のうち実測 167.46 m²、3744 番のうち実測 122.58 m²、3745 番のうち実測 260.56 m²、3746 番のうち実測 363.77 m²、3747 番のうち実測 932.00 m²、3748 番、3749 番、3750 番 1 のうち実測 521.67 m²、3751 番 1 のうち実測 124.16 m²

右の地域に介在する道路敷を含む。

備 考：一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を島根県文化財担当部局及び出雲市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

2 指定説明文とその範囲

(1) 第1期（西側指定地）における説明文

出雲国山陰道跡

島根県出雲市

山陰道跡は、7世紀後半から8世紀にかけて古代国家が都を起点に全国に張り巡らせた七道駿路の一つである。七道駿路は都と地方拠点を最短距離で結ぶように直線的に敷設されていること、道幅が10m前後となるものが多いという共通する特徴を有しており、1970年代から直線的な地割りや地名を手がかりに、路線復元が行われてきた。

また、出雲国においては『出雲国風土記』がほぼ完全な形で残っており、その記述から、官衙や寺院などの諸施設と道路網との関係が詳細に把握できる。なお、『出雲国風土記』では山陰道は「正西道」と記されている。

平成24年度(2012)に、歴史地理学の研究による山陰道の推定路線の一つであり、地元で「筑紫街道」と呼ばれる幅2~3m程度の近世の道を含む地域で大規模な工業団地造成が計画された。出雲市教育委員会が発掘調査を実施したところ、筑紫街道が通過する標高約25mの尾根上で東西に延びる道路遺構を検出した。道路遺構は両側に側溝をもち、側溝心々間距離は9mに及ぶ。路面上では、道路遺構に伴いしばしば検出される波板状凹凸面が確認され、その埋土から7世紀後半以降の須恵器が出土し、道路造成の際の切土斜面から7世紀末から8世紀前半の土師器が出土した。このことから、この道路遺構は遅くとも8世紀前半には機能していたことが判明した。また、路面にあたる部分では11世紀中頃から13世紀初頭のものと考えられる大溝が検出されていることから、この頃には廃絶していたと考えられる。検出地点が山陰道の推定路線上にあたること、道路幅が古代官道の規模と同様であること、出土遺物の時期などから、この道路遺構が山陰道跡であることが確実となった。また、七道駿路は通常、可能な限り平野部を通過するよう作道されているのに対し、この道路は丘陵尾根上に直線を意識して作道されていることが特徴であり、約1kmにわたって切通しや窪地状の地形として痕跡を留めている。

出雲市教育委員会は遺跡の重要性に鑑み、工業団地造成の設計変更を行い道路遺構の現状保存を行うとともに、検出地点の東西に認められる道路痕跡の発掘調査を行うこととした。

工業団地造成に伴う調査地の西端から約70m西方に設定した調査区では、丘陵の南斜面を切り崩し、その土を北側の谷部へ最大3m以上の厚さで盛って路面を構築していることが明らかになった。切り土部分の比高は8mに及び、5m以上の幅をもった路面を作りだしている。また、切り土の裾付近には幅約1m、深さ約0.8mの側溝があり、少なくとも3回の掘り直しが認められた。

工業団地造成に伴う調査地の東側では、平成11年度(1999)から平成16年度(2004)に斐川町教育委員会が発掘調査を実施しており、道路の路面もしくは路床と考えられる版築状の盛り土や高さ約6m、上幅約30mの切通し状の地形を延長約100mにわたって確認している。版築状の盛り土は、地山を水平に掘削した後に、幅約6mにわたり、きめ細かい砂質土を厚さ約10cm単位に締固め、厚さ最大80cm以上盛っている。両地点で検出した道路遺構は、その規模などから工業団地造成に伴う発掘調査地点で検出した道路遺構と連続する山陰道跡であることが確実であり、作道にあたっては、地形に合わせて切土・盛り土工法や切通しなど多彩な土木技術を駆使していたことが判明した。

古代官道跡が延長1kmにわたってその痕跡を留めていることは全国的にみても稀な事例であるとともに、地形に応じて様々な工法がとられるなど当時の土木技術を知ることができるとともに重要な事例としても重要である。また、出雲国山陰道跡は『出雲国風土記』の記載から、当時の道路網や沿線の施設を知ることができ、その路線の一部が確定したことにより、『出雲国風土記』に見える景観を現在と照合させることができる。特に今回の検出地点は出雲郡家の「東のほとり」で、正西道と枉北道^{きたにまがれるみち}が合流する交差点の東方約1kmの地点に位置しており、出雲国の道路網と郡家の関係を知る上でも重要な地点である。よって史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

『月刊文化財』653号 平成30年(2018)2月号より

(2) 第2期(東側指定地)における説明文

出雲国山陰道跡

島根県出雲市

山陰道跡は、7世紀後半から8世紀にかけて古代国家が都を起点に全国に張り巡らせた七道駿路の一つである。七道駿路は都と地方拠点を最短距離で結ぶように直線的に敷設されていること、道幅が10m前後となるものが多いという共通する特徴を有しており、1970年代から直線的な地割や地名を手がかりに、路線復元が行われてきた。

また、出雲国においては『出雲国風土記』がほぼ完全な形で残っており、その記述から、官衙や寺院などの諸施設と道路網との関係が詳細に把握できる。なお、『出雲国風土記』では山陰道は「正西道」と記されている。

平成24年度(2012)に計画された工業団地造成に伴う発掘調査で、両側に側溝をもつ側溝入り間距離は9mの道路遺構が山陰道の推定路線上で検出されたことを受けて、出雲市教育委員会が推定路線上の分布調査と発掘調査を行った。その結果、工業団地造成の西方では、丘陵の南斜面を切り崩し、その土を北側の谷部へ最大3m以上の厚さで盛

つて路面を構築していることが確認されるなど、この道路は8世紀前半以前に地形に合わせて切土・盛り土工法や切通しなど多彩な土木技術を駆使して造られた古代官道であることが確実となった。この成果を受けて、分布調査によって確認された約1kmにわたる道路痕跡のうち西側の約650mが、平成30年(2018)に史跡に指定された。

出雲市教育委員会は引き続き平成30年度(2018)、令和元年度(2019)に東側の約350mの区間を対象とした発掘調査を実施し、山陰道の推定路線上で古代官道のものと考えられる側溝の一部や造成土を確認した。今回、古代山陰道の路線が確認された部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

『月刊文化財』689号 令和3年(2021)2月号より

(3) 指定の範囲

第1期（西側指定地）、第2期（東側指定地）の範囲は図3-2のとおりである。

地番については、本節1「(2) 第2期：追加指定」のとおりである。

史跡指定地の面積は次のようになる。

全体：33,639.94 m²

第1期（西側指定地）：21,979.48 m²

第2期（東側指定地）：11,660.46 m²

3 史跡を管理すべき団体の告示

平成30年(2018)7月30日付けの官報（第7315号）において、文化庁告示第68号により、次のように史跡を管理すべき地方公共団体として出雲市が告示されている。

○文化庁告示第68号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年7月30日 文化庁長官 宮田 亮平

名称 : 出雲国山陰道跡

指定告示 : 平成30年文部科学省告示第23号

地方公共団体名 : 出雲市（島根県）

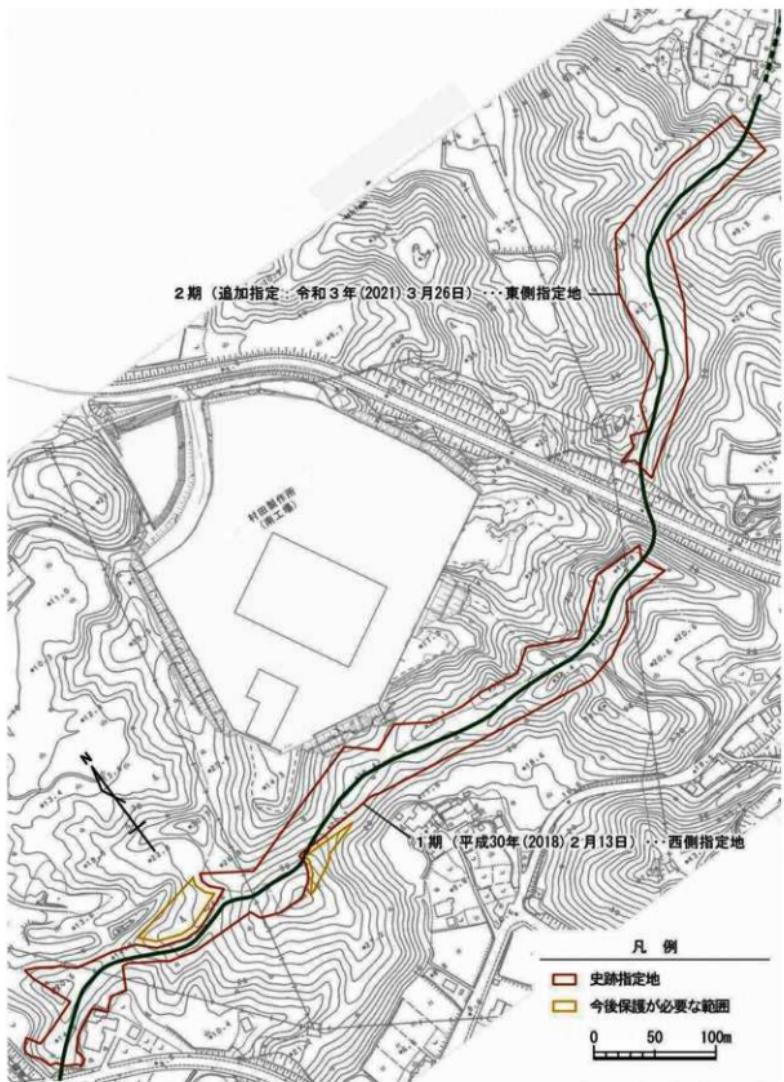


図3-2 史跡指定地の範囲

4 指定に至る調査成果

(1) 指定に至る調査の状況

史跡指定に至る発掘調査等の実施及びその成果のまとめの概要は、時系列的に整理すると次のようになる。なお、出雲国山陰道に焦点を絞った調査（下記の「●」）は、平成26年度（2014年）以降である。

○平成11年度（1999）～12年度（2000）

- ・斐川中央工業団地造成に伴う埋蔵文化財調査

調査主体：斐川町教育委員会

報告書：平成11・12年度斐川中央工業団地造成に伴う『杉沢III・堀切I・三井II遺跡発掘調査報告書』

○平成24年度（2012）～26年度（2014）

- ・出雲斐川中央工業団地造成に伴う埋蔵文化財調査

調査主体：出雲市教育委員会

報告書：平成28年（2016）3月『杉沢遺跡・杉沢II遺跡杉沢横穴墓群—出雲斐川中央工業団地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一』

●平成26年度（2014）～28年度（2016）：出雲国古代山陰道・第1期調査

- ・国庫補助事業 市内遺跡発掘調査事業「出雲国古代道路跡確認調査事業」

調査主体：出雲市教育委員会

報告書：平成29年（2017）3月『出雲国古代山陰道発掘調査報告書—出雲市三井II・杉沢・長原遺跡の調査一』⇒この後の「（2）項」で調査成果の要点を整理

●平成30年度（2018）～令和元年度（2019）：出雲国古代山陰道・第2期調査

- ・国庫補助事業 市内遺跡発掘調査事業「出雲国古代道路跡確認調査事業」

調査主体：出雲市教育委員会

報告書：令和2年（2020）3月『出雲国古代山陰道発掘調査報告書2—堀切IV・三井II遺跡の調査一』⇒この後の「（3）項」で調査成果の要点を整理

なお、「出雲国古代道路跡確認調査事業」の調査範囲と周辺の遺跡は、図3-3のようになる。



出典：出雲国古代山陰道発掘調査報告書2（第7図）

図3-3 調査範囲と周辺遺跡

(2) 出雲国山陰道跡に係る調査成果～出雲市三井II・杉沢・長原遺跡～

出雲国山陰道跡に係る調査のうち、平成26年度(2014)～28年度(2016)に実施した杉沢遺跡等の第1期調査の成果を次のようにまとめる。

三井II遺跡…図3-4(D～F)

三井II遺跡の尾根上は、杉沢遺跡2013調査区(図3-4)の道路遺構の延長線上となることから、古代道路が通っていたことは間違いないが、側溝、波板状凹凸面などの明確な道路遺構は見つかっていない。

塞神付近では、4～7トレンチの間約30mで版築状の硬化層を確認した。版築状硬化層は、砂質土をほぼ水平に5～20cmの間隔で盛り、非常に硬く締まっている。また、版築状硬化層には溝SD01が掘り込まれ、さらにその上部にも版築状硬化層を確認した(図3-4、6、7トレンチ)。溝SD01は、7トレンチでは尾根の北端にあるが、8、9トレンチでは切通しの南側に位置し、8トレンチから西へは急こう配で下降している。その性格及び年代は不明であるが、道路側溝の可能性は低い。

杉沢遺跡…図3-4(F～H)、図3-5～3-8

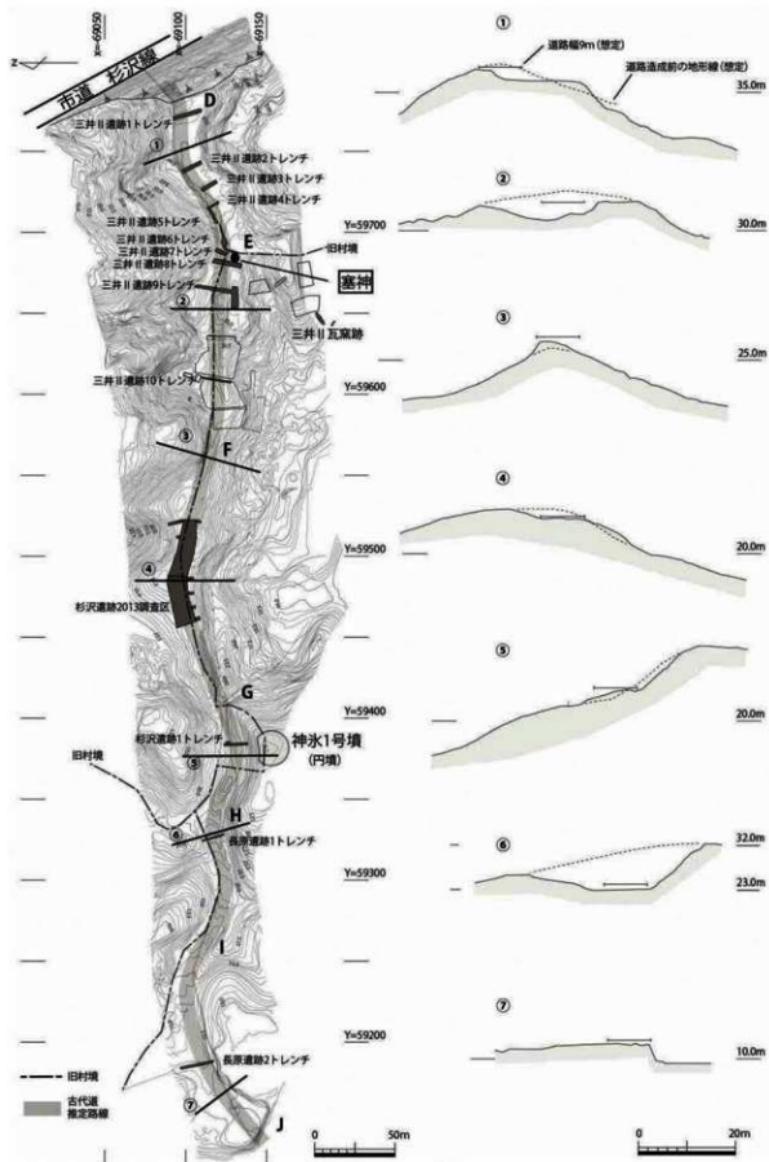
杉沢遺跡では、2013調査区と、1トレンチから古代の道路遺構を発見した。2013調査区は、尾根頂部に起伏がなく幅広の空間を造成している。そして、両側側溝、側溝の心々間の幅9m、路盤に波板状凹凸面を施工しているなど、古代道の特徴を有している(図3-5～3-7)。

2013調査区から西へ80mの1トレンチは、斜面の中腹に幅約5mのテラス状の平坦面がある。トレンチ調査の結果、斜面を切り崩した土で平坦面を造成し、南側斜面裾部には深さ0.8mの側溝が掘られていたことから、道路遺構であると断定した。斜面は高さ約8m、幅約70mにわたり切り崩されている。斜面頂部には円墳(築造時期不明)があり、道路造成により北側の一部が削平されている。

長原遺跡…図3-4(H～J)、図3-8

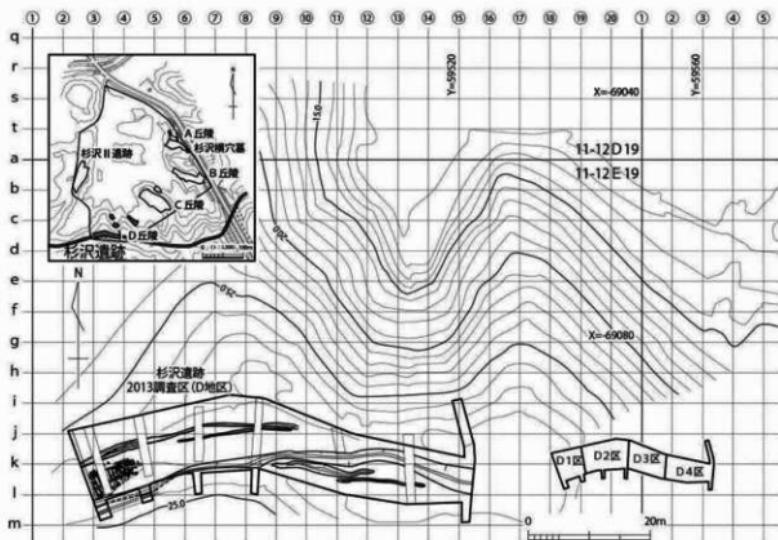
長原遺跡では、2ヵ所のトレンチを調査し、切通し遺構と、道路の下部構造と考えられる版築状の盛土が見つかった。切通しの痕跡を確認するため1トレンチを設定した。高さ6m、上端の幅約30mの切通しの痕跡と複数の溝が見つかり、切通し底部では両端の溝SD12と溝SD17の心々間は約9mあり、西方に向けて帯状に続くことから、東方の杉沢遺跡から続く道路遺構であると確認した。1トレンチ付近から西へ約100mの間は道路の形状の残りが良く地形図でも確認ができる。

2トレンチでは、版築状の盛土により造成された道路路盤を確認した。地山を水平に削平し、きめ細かい砂質土を互層状に締め固めている。トレンチ内で確認できた幅は約6mで、南側の崖面では東西方向に約20m続くことが確認できる。溝SD18を北側側溝と想定すると、道路幅9mは確保できるが、南側側溝付近は崖のため未確認である。



出典：出雲国古代山陰道発掘調査報告書（第17図）

図3-4 第1期調査範囲 地形図



出典：出雲國古代山陰道発掘調査報告書（第23図）
図3-5 杉沢遺跡 2013調査区全体図

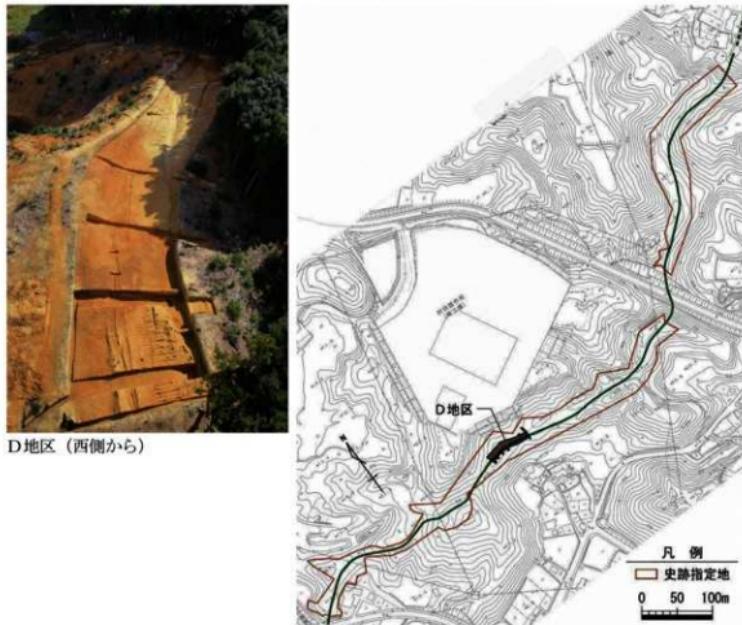


図3-6 杉沢遺跡 2013調査区（D地区）の位置

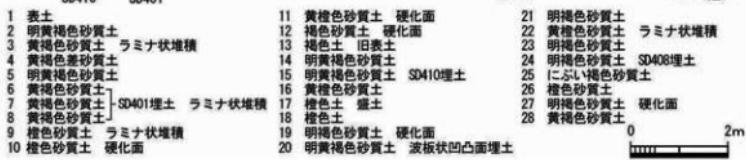
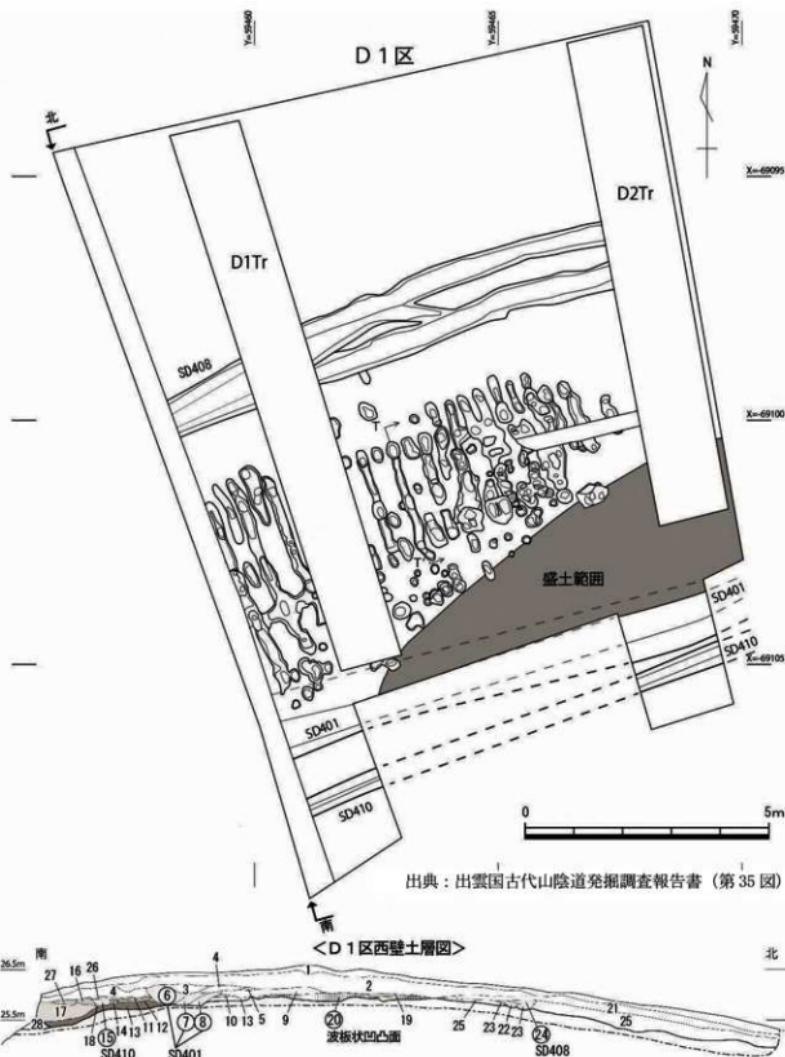


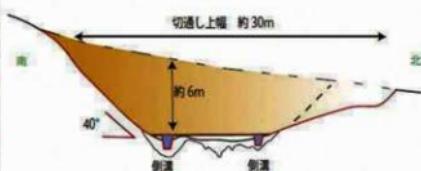
図3-7 D1区（図3-5）波板状凹凸面詳細図及び土層図



切通しの状況（長原遺跡 北東から）
※写真のライン、説明は加筆（以下同様）

切通し（工法）

切通し状の地形が、東から西へ約100mにわたって残っている。



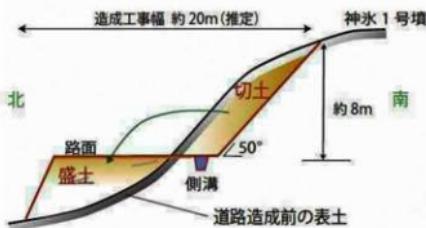
【模式図】



盛土の状況（杉沢遺跡 北から）

切土・盛土（工法）

丘陵の南側斜面を切り崩し、その土を北側の谷部へ盛って、路面を構築していることが明らかになった。



【模式図】

版築状の盛土（工法）

幅約6mにわたり、厚さ約10cm単位に締め固めた版築状の盛土を確認した。

道路の路床と考えられる。

※版築

建築物の基礎や土壁を構築する方法の一つ。まず玉石を敷き詰めて（出雲国山陰道路では未確認）、その上に石灰を混ぜた良質の粘土を棒で突き固め、厚さ10～15cmほどの層とし、この上に砂を敷き、前の作業を繰り返すもの。…『建築大辞典』彰国社

＜参考＞

- ・叩土居（丁寧に造った例）：厚さ数センチずつ層状に土砂を盛り上げ、各層ごとに叩き固める版築という工法。

- ・築地：両側に板の型枠を当て、その間に壁土を薄く敷き込み、棒でつき固める作業を繰り返す（型枠を外すと完成、層状の横縞が残る⇒例：姫路城）。

…『城の鑑賞基礎知識』三浦正幸・至文堂



版築状盛土の状況（長原遺跡 北西から）

図 3-8 多彩な土木技術（工法）

(3) 出雲国山陰道路に係る調査成果～堀切IV・三井II遺跡の調査～

出雲国山陰道路に係る調査のうち、平成30年度(2018年)～令和元年度(2019年)の第2期調査の成果を次のようにまとめる。

第2期調査の成果

第2期調査においても、第1期調査と同様に古代の道路造成に伴う遺構をそれぞれのトレンチで確認した。第2期の調査成果は、以下の5点である(図3-10～3-12)。

- ①堀切IV遺跡1トレンチの南斜面の切土法面と道路側溝(溝SD23)。
- ②堀切IV遺跡1トレンチ北斜面及び同2トレンチの切土法面。
- ③三井II遺跡11トレンチ西斜面の切土法面及び道路側溝(溝SD26)。
- ④三井II遺跡13トレンチの新旧2時期の南側道路側溝(溝SD32・33)。
- ⑤三井II遺跡13トレンチ北側の道路構築時と想定できる盛土。

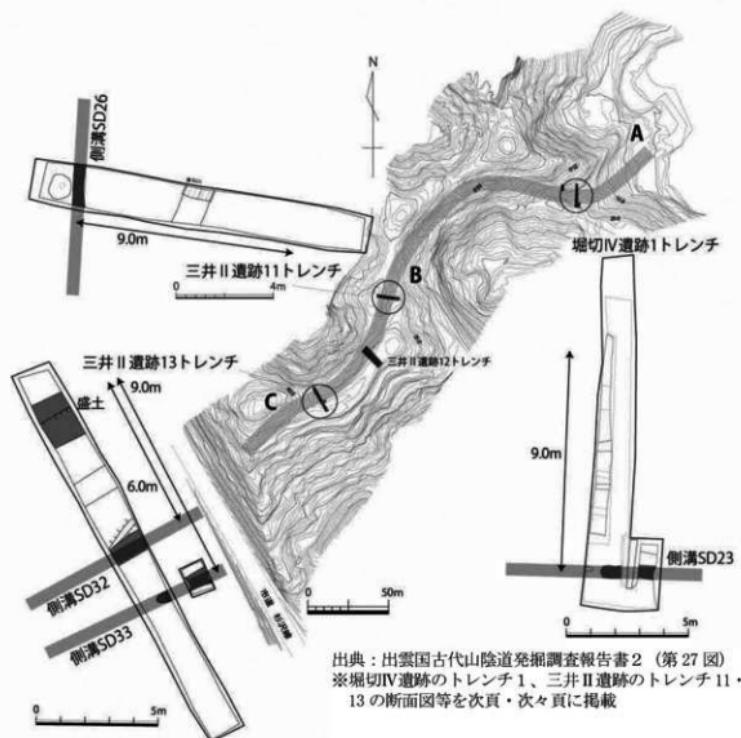


図3-9 遺構集成図

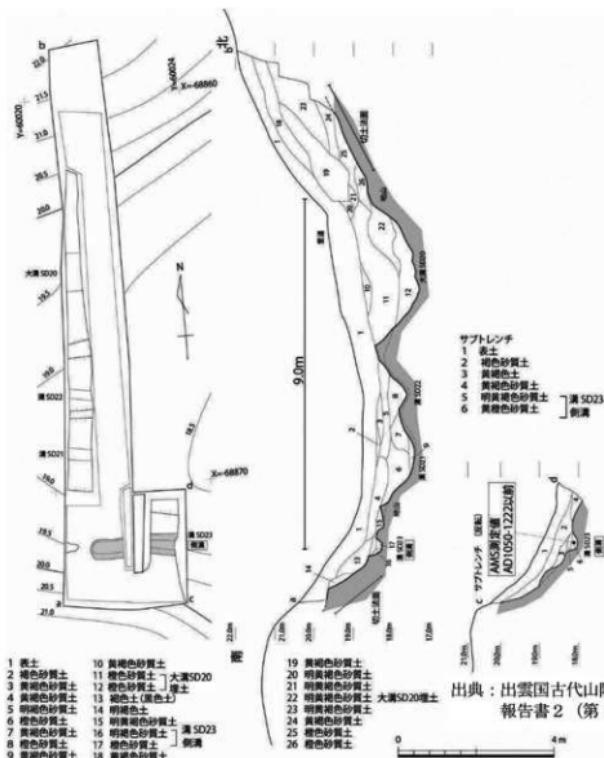


図 3-10 堀切IV遺跡トレンチ1の断面図等

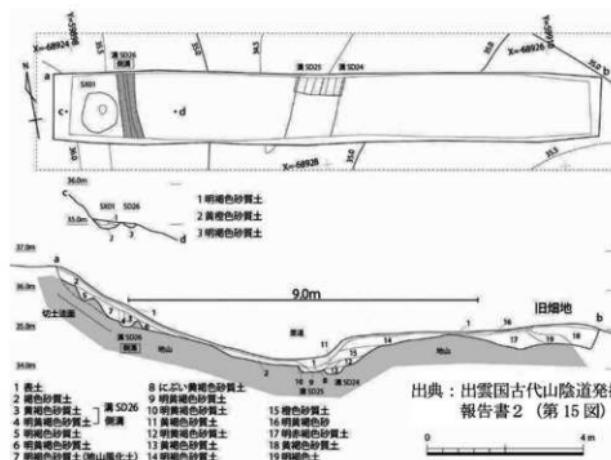
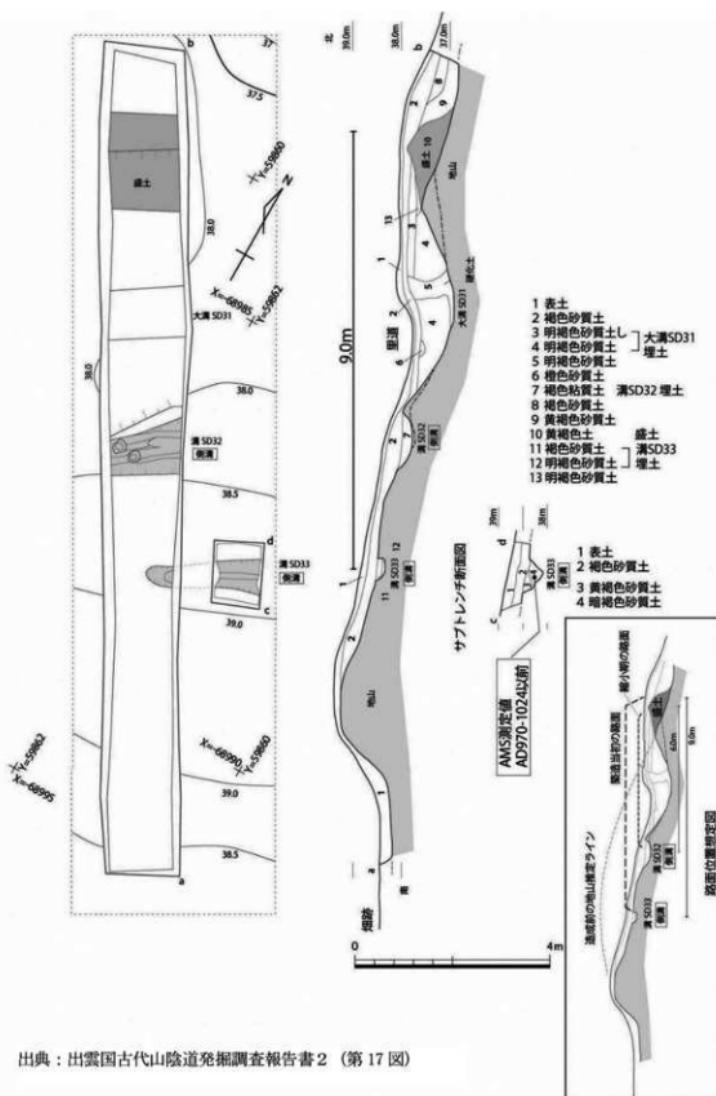


図 3-11 三井II遺跡トレンチ11の平面図・土層図



出典：出雲国古代山陰道発掘調査報告書2（第17図）

図 3-12 三井II遺跡トレンチ13の平面図・土層図（反転）

これらの成果から、第2期調査範囲内（図3-13 A-D間）で想定した350mの区間において路線を確定した。そして、第2期調査範囲から東に600mと900m先にある香取神社北側の2カ所の切通し（図3-13 m・n地点）も、直線上にあることから古代山陰道の痕跡であることが明らかとなった。国史跡となっている第1期調査区間650mを合わせると、約1.9kmの区間（図3-13 m-J間）が発掘調査により確実なものとなった。

AMS年代測定の結果は、側溝埋土中の試料から10～13世紀の値が出た。これは、側溝の埋没時期を表していると考えられる。三井II遺跡13トレンチ（図3-12）の側溝SD32は側溝SD33に比べ新しく、低い位置にあることから、規模縮小後の官道の側溝であると考えられる。試料が微量である点など注意すべきところもあるが、道路使用期間に矛盾はない。

三井II遺跡12、13トレンチ大溝中の柱状硬化土については、今回の分析では硬化に関係する成分は見つからなかったが、事例を蓄積することで今後の調査につながると考えられる。



①m地点の道路痕跡(南西から)



②n地点の道路痕跡(北東から)

出典：出雲国古代山陰道発掘調査
報告書2（第28図）

図3-13 香取神社北の切通し

(4) 結語（調査全体のまとめ）

このたびの発掘調査によって、丘陵尾根上で古代の道路遺構が見つかった。この遺構は、道路幅9mと大規模で、道路痕跡は尾根上1kmにも及び、従来から歴史地理学において想定されていたルートと重なることから古代の山陰道であることが確かめられた。このことが最も大きな成果である。以下では、道路遺構の特徴を記し、価値付けを行う。

ア 道路遺構の特徴について

丘陵尾根上を縦走した古代道

道路遺構は、標高25m前後の東西に延びる丘陵尾根上で発見された。杉沢遺跡2013調査区（図3-5）の道路遺構は、両側に側溝を備え、その心々間距離は9mと大規模なものである。さらに、側溝間の中央部では、軟弱地盤の改良のための波板状凹凸面を確認した（図3-7）。

幅が9m（約3丈）もある道路は、全国の発掘調査事例からみて律令期の官道（道路幅9～12m）以外にない。全国七道のうちの一つである山陰道の道路遺構では、鳥取県の橋本徳道西遺跡（米子市）や西坪三軒家遺跡（大山町）などで発見されており、その道路幅は9m前後である。これまで島根県内では道路幅を示す調査例がなかったが、本調査において同じ規模であったことが県内で初めて確認できた。

さらに、杉沢遺跡等の古代道は丘陵尾根上を1kmにもわたって縦走することが明らかとなった。このような事例は全国初のものであり、今後の古代道のルート解明にとって大きな意義をもつ発見であった。

多様な土木工法の採用

古代道を造成するために、当時、採用された多様な土木工法を解明できたことも、今回の大きな成果である。

第1に、切土・盛土工法がある。丘陵の高所を削り、その土で低い方の斜面に盛土して道路路盤を造成する、という工法である。杉沢遺跡1トレンチ付近では、丘陵の頂部から高さ約8mの切土を行って約3m幅の平坦面を削り出し、さらにその切土を低い部分に積み上げて、丘陵中腹に平坦面を造成している。現存している平坦部の盛土上面幅は約5mだが、盛土の下幅は約9mあり、盛土の厚さは最大3mに及ぶ。造成当初の平坦面の幅は10mを超えると推定され、9mの道路幅を十分に確保できる広さを造っている。

杉沢遺跡1トレンチ付近での工法をとったと推定される道路延長は約50mある。計算上では、切土および盛土の体積は各々600～800m³と推計され、合せると10t トラック120～160台分の土量となる。

第2は、切通し工法である。これは、丘陵をその尾根沿いに大規模に開削して道路を通す工法である。長原遺跡1トレンチ付近では、高さ約6m、上幅30mにわたって丘陵を尾根筋に沿って切通し、起伏なく直線性を指向した道を造成している。切通しの延長は、長原遺跡1トレンチ付近からおよそ100m続いているので、掘削された土量は約1,500m³と推計される。これはおよそ1,500人分の作業量にあたるだろう。

第3に、版築状の盛土による造成である。長原遺跡2トレンチでは、地山を水平に削平した後に、幅約6mにわたり、きめ細かい砂質土を厚さ約10cm単位に締固め盛っている。残っている版築状盛土の最大厚さは0.8mである。また、同様な版築状の盛土は、三井II遺跡でも確認している。

このように、杉沢遺跡等においては、丘陵上を縦走する古代道造成のために、地形に合わせて切土・盛土工法や切通し工法など多彩な土木技術を駆使していたことが判明した。

推定される道路構築の時期

出土遺物は少なかったものの、杉沢遺跡2013調査区(図3-5)の波板状凹凸面(図3-7)の埋土から7世紀後半以降の須恵器、そして道路造成の切土斜面から7世紀末から8世紀前半の土師器が出土した。遅くとも8世紀前半には道路として機能していたと考えて間違いないであろう。

一方、杉沢遺跡2013調査区の北側溝はSD406～SD409の4条があり、さらに、杉沢遺跡1トレーナーの側溝SD11では、土層から少なくとも3回以上の掘り直しがみられた。このことから、道路は維持管理がなされており、継続した使用状況をうかがうことができる。

なお、廃絶時期は、杉沢遺跡2013調査区の大溝SD401(11世紀中頃から13世紀初頭と推定)と重複関係にあることから、中世には機能していなかったと想定できる。

しかし、古代道が機能していた期間の推定については、今後の課題である。

イ 古代道の価値付けについて

『出雲国風土記』の記述を裏付けた古代道

天平5年(733)に撰上された『出雲国風土記』には、巻末総記に国の東の伯耆国境から出雲国府を経由し、西の石見国境に至る道として「正西道」が記されている。路線上に位置する郡家はこの道で繋がれている。

今回発見した古代道は、築造年代や規模、さらに、『出雲国風土記』記載で最も広い橋である野城橋の幅2丈6尺(約7.7m)とも整合することから、まさに「正西道」であり、駅路であるとみなされる。考古学の成果が『出雲国風土記』の記述を裏付けた価値ある遺跡である。

古代交通の実態を解明する上で重要な発見

『出雲国風土記』には、現存する他の国風土記にはみられない軍団や、烽、戍、剣などの詳細な記述がみられる。風土記が編纂された頃の天平年間初期、日本は新羅と緊張状態にあり、天平4年(732)に山陰道石見国に節度使の鎮所が置かれるなど、新羅を意識した軍事防衛体制が整えられた。天平6年(734)の『出雲国計会帳』には、隱岐国と出雲国との間で烽が試行されたことや、多くの人や文書が石見・節度使の鎮所と出雲国府間を往来したことが記されており、新羅との緊張関係を窺うことができる。

また、『出雲国計会帳』には国司などの役人が古代道を往来したことなどが記されている。たとえば、『出雲国風土記』の巻末に勘定者として名がみえる国造・意宇郡大領の出雲臣広島は、天平5年(733)8月に節度使から呼び出されていることがわかる。また、後に出雲国造となる飯石郡少領出雲臣弟山も、天平5年(733)9月に節度使の鎮所から伝馬を



図3-14 道路遺構の築造年代を示す遺物

使って出雲国府に帰還したことが記されている。

今回発見した古代道は、まさに情報の伝達を担っていた交通の現場、舞台を示しており、古代交通の実態を解明する上で重要な発見となった。

古代出雲を貫く古代道

出雲は、『出雲国風土記』がほぼ完全な形で伝わったことによって、奈良時代の景観が復元できる稀有な地域である。現代の我々が目にすることについて、天平人がそれらをなんと呼び、どのような神の姿を見ていたのか、あるいは、そこで採れる果実や薬草、漁られる魚介類や海草はどんなものだったか、を知ることができる。さらに、郡ごとに記載された「通道」の記述と、巻末の道程・駅家・軍団・烽・戍などによって、行政施設と軍事通信施設の配置、およびそれらを連絡する道路網を詳細に把握することができる歴史的な特質をそなえた地域ともいえよう。

『出雲国風土記』に記された諸施設については、出雲国府と神門郡や大原郡の郡家などの行政施設、教吳寺や意宇郡と神門郡のいくつかの新造院、そして意宇郡山代郷正倉などが考古学的調査により解明されつつある。しかし、これらを相互に連結していた道路網の考古学的研究はほとんど進んでおらず、これらの古代遺跡はいわば「点」として散在するにすぎなかつた。歴史地理的な古代道路線の復元研究はなされてはいたが、道路遺構という確証をえることは、これまでほとんどできていなかつた。

しかし、今回の杉沢遺跡等における発見は、『出雲国風土記』に「正西道」あるいは駅路とされた古代道のルートを実証するものであった。古代出雲の背骨ともいべき古代山陰道、その実証的研究といふ道のりの第一歩が踏み出されたのである。

この発見が、それと連続する古代山陰道の路線解明、さらにそれを軸とした出雲国内の道路網の復元へと繋がれば、散在する古代遺跡を星座の如く有機的に結びつけていく点で、はかりしれない意義をもっているし、さらに古代出雲の風景を貫く軸線としても大きな価値を秘めている。

出典：出雲国山陰道発掘調査報告書

ウ 第1期・第2期調査のまとめ（評価）

第1期・第2期調査のそれぞれの成果は前述のとおりであり、それらを俯瞰的に評価すると、次の点をあげることができる。

- ・古代山陰道の推定ルートにおいて、その遺構が確認されているのは、松江市や鳥取市などの一部の遺跡にとどまっているが、出雲市においては約1.9kmの区間で確認された。
- ・前述のように発掘調査により多様な土木工法の採用などの特徴が明らかになるとともに、『出雲国風土記』の記述を裏付けた古代道であることなどの価値付けができた。
- 一方で、出雲市内での古代山陰道の想定ルートの延長は約32kmあるが、調査事例は限定的で、明確な遺構の検出などを通じて確定できたのは、史跡指定地（出雲市斐川町神水～直江）及びその周辺のみである。

5 指定地の状況

(1) 土地所有

史跡指定地（33,639.94 m²）の8割近くは市有地・出雲市土地開発公社の所有となっている。残りの2割強は民有地であり、その大半は個人の所有である。

民有地については、史跡指定地の東及び西側に位置する。

なお、個々の地番ごとの土地所有については、「表 3-3 地番別土地所有・地目等の状況」のとおりである。

表 3-1 土地所有の状況

区分	所有者		面積(m ²)	構成比(%)	該当する地目
西側 指定地	民有地	個人	6,174.07	28.1	山林・畠
		企業	0.01	0.0	山林
	市有地		3,199.10	14.6	山林・畠・里道・公衆用道路
	出雲市土地開発公社		12,606.30	57.3	山林
	計		21,979.48	100.0	—
東側 指定地	民有地	個人	1,010.81	8.7	山林
	市有地		10,649.65	91.3	山林・畠・里道
	計		11,660.46	100.0	—
全体	民有地	個人	7,184.88	21.4	山林・畠
		企業	0.01	0.0	山林
	市有地		26,455.05	41.1	山林・畠・里道・公衆用道路
	出雲市土地開発公社		12,606.30	37.5	山林
	合計		33,639.94	100.0	—

(2) 土地利用

史跡指定地の土地利用を地目（公簿）でみると、山林が全体（33,639.94 m²）の85.7%と大部分を占め、次いで畠が9.2%、里道が3.4%となり、一部が公衆用道路（1.7%）となっている。

なお、個々の地番ごとの土地利用（地目）については、「表 3-3 地番別土地所有・地目等の状況」のとおりである。

表 3-2 土地利用（地目）の状況（公簿）

区分	地目	面積(m ²)	構成比(%)
西側 指定地	山林	18,693.30	85.0
	畠	2,020.33	9.2
	里道	702.72	3.2
	公衆用道路	563.13	2.6
	計	21,979.48	100.0
東側 指定地	山林	10,149.30	87.0
	畠	1,080.76	9.3
	里道	430.40	3.7
	計	11,660.46	100.0
	合計		
全体	山林	28,842.60	85.7
	畠	3,101.09	9.2
	里道	1,133.12	3.4
	公衆用道路	563.13	1.7
	合計	33,639.94	100.0

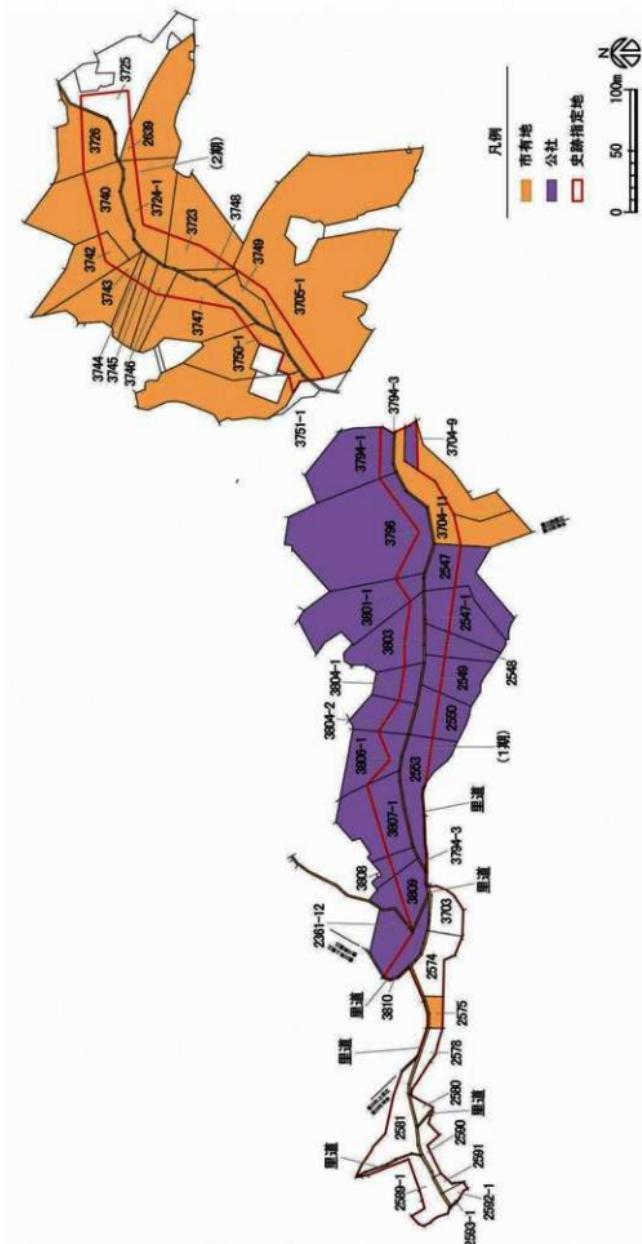


図 3-15 史跡指定地の地番（地籍集合図）

表 3-3 地番別土地所有・地目等の状況

(1/2)

区分	所有者	地番	面積(m ²)	地目	備考
西側指定地	個人	神水字長原 2593 番 1	7.92	山林	所有者 A-1
	個人	神水字長原 2593 番 1	7.92	山林	所有者 A-2
	個人	神水字長原 2574 番	1,224.34	山林	土地登記簿上の面積は 1224 m ²
	個人	神水字長原 2578 番	454.52	山林	土地登記簿上の面積は 454 m ²
	個人	神水字長原 2580 番	204.42	山林	土地登記簿上の面積は 204 m ² 所有者 B-1
	個人	神水字長原 2580 番	204.42	山林	土地登記簿上の面積は 204 m ² 所有者 B-2
	個人	神水字長原 2590 番	399.19	畠	土地登記簿上の面積は 399 m ² 所有者 C-1
	個人	神水字長原 2590 番	399.19	畠	土地登記簿上の面積は 399 m ² 所有者 C-2
	個人	神水字長原 2591 番	139.54	山林	土地登記簿上の面積は 139 m ² 所有者 D-1
	個人	神水字長原 2591 番	139.54	山林	土地登記簿上の面積は 139 m ² 所有者 D-2
	個人	神水字長原 2581 番	1,677.21	山林	土地登記簿上の面積は 1677 m ²
	個人	神水字長原 2589 番 1	1,003.20	山林	土地登記簿上の面積は 1003 m ²
	個人	神水字長原 2592 番 1	173.53	山林	土地登記簿上の面積は 173 m ² 所有者 E-1
	個人	神水字長原 2592 番 1	173.53	山林	土地登記簿上の面積は 173 m ² 所有者 E-2
	個人	神水字長原 2592 番 1	173.53	山林	土地登記簿上の面積は 173 m ² 所有者 E-3
	個人	直江 3703 番	890.20	山林	土地登記簿上の面積は 890 m ²
	公社	神水字三メ田 2547 番	871.80	山林	2089 m ² のうち実測 871.80 m ²
	公社	神水字三メ田 2547 番 1	687.16	山林	1857 m ² のうち実測 687.16 m ²
	公社	神水字三メ田 2548 番	404.66	山林	872 m ² のうち実測 404.66 m ²
	公社	神水字三メ田 2549 番	422.23	山林	1428 m ² のうち実測 422.23 m ²
公社	神水字三メ田 2550 番	673.42	山林	1365 m ² のうち実測 673.42 m ²	
公社	神水字三メ田 2553 番	1,601.41	山林	1877 m ² のうち実測 1601.41 m ²	
公社	直江 3704 番 9	340.04	山林	2012 m ² のうち実測 340.04 m ²	
公社	直江 3794 番 1	403.22	山林	2944 m ² のうち実測 403.22 m ²	
公社	直江 3796 番	1,342.52	山林	7896 m ² のうち実測 1342.52 m ²	
公社	直江 3801 番 1	304.08	山林	3300 m ² のうち実測 304.08 m ²	
公社	直江 3803 番	762.72	山林	2393 m ² のうち実測 762.72 m ²	
公社	直江 3804 番 1	450.45	山林	971 m ² のうち実測 450.45 m ²	
公社	直江 3804 番 2	501.24	山林	1227 m ² のうち実測 501.24 m ²	
公社	直江 3806 番 1	540.95	山林	1876 m ² のうち実測 540.95 m ²	
公社	直江 3807 番 1	1,448.41	山林	2858 m ² のうち実測 1448.41 m ²	
公社	直江 3808 番	284.16	山林	554 m ² のうち実測 284.16 m ²	
公社	直江 3809 番	857.88	山林	1386 m ² のうち実測 857.88 m ²	
公社	直江 3810 番	709.95	山林	1794 m ² のうち実測 709.95 m ²	
出雲市	神水字長原 2575 番	312.11	山林	土地登記簿上の面積は 312 m ²	
出雲市	直江 3704 番 11	1,621.14	畠	2849 m ² のうち実測 1621.14 m ²	
出雲市	直江 2361 番 12	44.81	公衆用道路	201 m ² のうち実測 44.81 m ²	
出雲市	直江 3794 番 3	518.32	公衆用道路	土地登記簿上の面積は 518 m ²	

表3-3 地番別土地所有・地目等の状況 (2/2)

区分	所有者	地番	面積(m ²)	地目	備考
西側指定地	出雲市	神水字長原2589番1と2592番1に挟まれ、字長原2574番と直江3810番に挟まれるまでの道路敷	439.19	里道	里道
	出雲市	神水字長原2581番と2589番1に挟まれる道路敷	57.26	里道	里道
	出雲市	神水字長原2580番と2590番に挟まれる道路敷	25.70	里道	里道
	出雲市	上直江2266番1と斐川町直江3810番に挟まれる道路敷	32.66	里道	里道
	出雲市	直江3703番と3810番に挟まれ、直江3809番と神水字三メ田2554番に挟まれるまでの道路敷	59.58	里道	里道
	出雲市	直江3809番と神水字三メ田2554番に挟まれる道路敷	18.38	里道	里道
	出雲市	神水字三メ田2553番と2554番に挟まれ、字三メ田2553番と2552番に挟まれるまでの道路敷	69.95	里道	里道
	中国電力株式会社	神水字長原 2592 番 1	0.01	山林	占有者。占有物は配電設備（電柱の支線）1条。
計		—	21,979.48	—	—
東側指定地	個人	直江 3725 番	1,010.81	山林	3912 m ² のうち実測 1010.81 m ²
	出雲市	直江 2639 番	176.65	山林	3187 m ² のうち実測 176.65 m ²
	出雲市	直江 3705 番 1	1,080.76	畠	15545 m ² のうち実測 1080.76 m ²
	出雲市	直江 3723 番	945.53	山林	3332 m ² のうち実測 945.53 m ²
	出雲市	直江 3724 番 1	1,201.94	山林	2832 m ² のうち実測 1201.94 m ²
	出雲市	直江 3726 番	1,094.20	山林	2205 m ² のうち実測 1094.20 m ²
	出雲市	直江 3740 番	1,792.74	山林	3893 m ² のうち実測 1792.74 m ²
	出雲市	直江 3742 番	370.12	山林	1944 m ² のうち実測 370.12 m ²
	出雲市	直江 3743 番	167.46	山林	1705 m ² のうち実測 167.46 m ²
	出雲市	直江 3744 番	122.58	山林	477 m ² のうち実測 122.58 m ²
	出雲市	直江 3745 番	260.56	山林	850 m ² のうち実測 260.56 m ²
	出雲市	直江 3746 番	363.77	山林	906 m ² のうち実測 363.77 m ²
	出雲市	直江 3747 番	932.00	山林	3076 m ² のうち実測 932.00 m ²
	出雲市	直江 3748 番	333.11	山林	土地登記簿上の面積は 333 m ²
	出雲市	直江 3749 番	732.00	山林	土地登記簿上の面積は 732 m ²
	出雲市	直江 3750 番 1	521.67	山林	2186 m ² のうち実測 521.67 m ²
	出雲市	直江 3751 番 1	124.16	山林	3351 m ² のうち実測 124.16 m ²
	出雲市	直江 3751 番 1 と 3705 番 1 に挟まれ、3726 番と 3725 番に挟まれるまでの道路敷	430.40	里道	
計		—	11,660.46	—	—
全体	合計	—	33,639.94	—	—

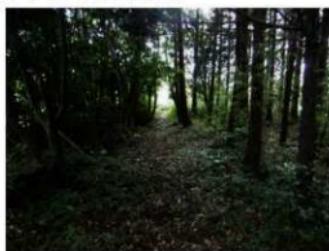
(3) 景観

史跡指定地は全体的に草木で覆われており、樹木が茂っているところでは昼間でも薄暗く、低木や下草が中心のところは、天空の広がりで伸びやかな景観となっているが、地形とも相まって道の両サイドの視界が遮られているところが多い。また、指定範囲の一部には、発掘調査の跡があり、凹凸が生じている。さらに、倒木や下草の繁茂は、歩行者動線の制約に加え、景観的にも良くない。

一方、西側指定地の中央部や東側の一部、及び東側指定地の西側（市道杉沢線付近）では、近隣や島根半島の山並みを望むことができる。また、後者では、史跡指定地に隣接する中国電力の鉄塔付近においてパノラマ景観を体感できる。

ただし、西側指定地の中央部については、出雲斐川中央工業団地の建物によって眺望が遮られている部分が多い。

これらを含め、史跡指定地の山陰道跡（道）を中心に景観の状況を整理すると、図3-16～3-20 のようになる。



樹林に覆われた道（西側指定地の西）



視界が開けた場所（西側指定地の中央部）



発掘調査の跡（西側指定地の中央部）



島根半島の山並みなどの眺望（西側指定地のやや東側）

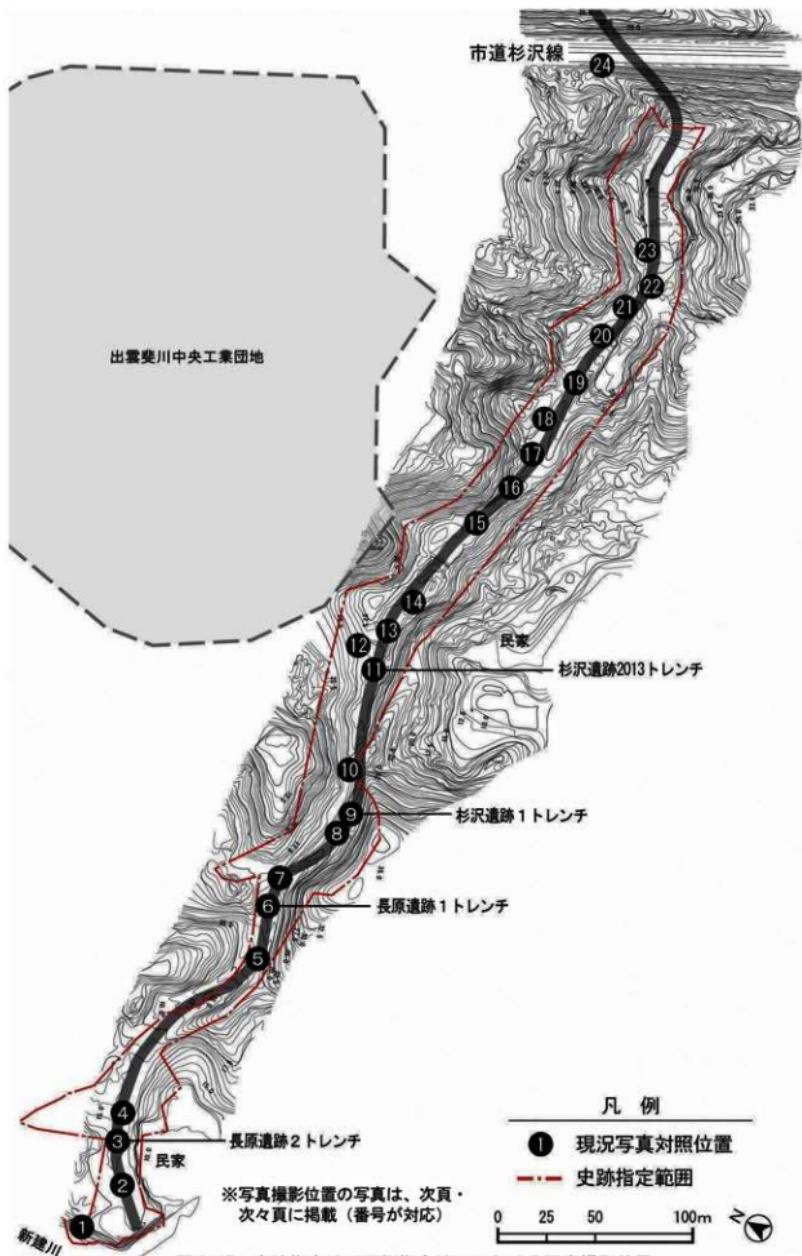


島根半島の山並みや出雲平野の眺望（東側指定地に隣接する鉄塔付近）



倒木等で通行が制約されている部分（東側指定地の中央部）

図3-16 史跡指定地の景観及びそこからの眺望





①西側 出発点

②古代山陰道想定路線

③長原遺跡2 レンチ



④民家との最接近箇所

⑤古代山陰道想定路線

⑥長原遺跡1 レンチ



⑦古代山陰道想定路線 境界杭

⑧杉沢遺跡1 レンチ 仮設階段

⑨杉沢遺跡1 レンチ



⑩山道（南側へ分岐）

⑪杉沢遺跡2013 調査区

⑫隣接する出雲斐川中央工業団地

図 3-18 史跡指定地（西側指定地）の景観の現況（市道杉沢線より西側）・その1



図 3-18 史跡指定地（西侧指定地）の景観の現況（市道杉沢線より西側）・その 2

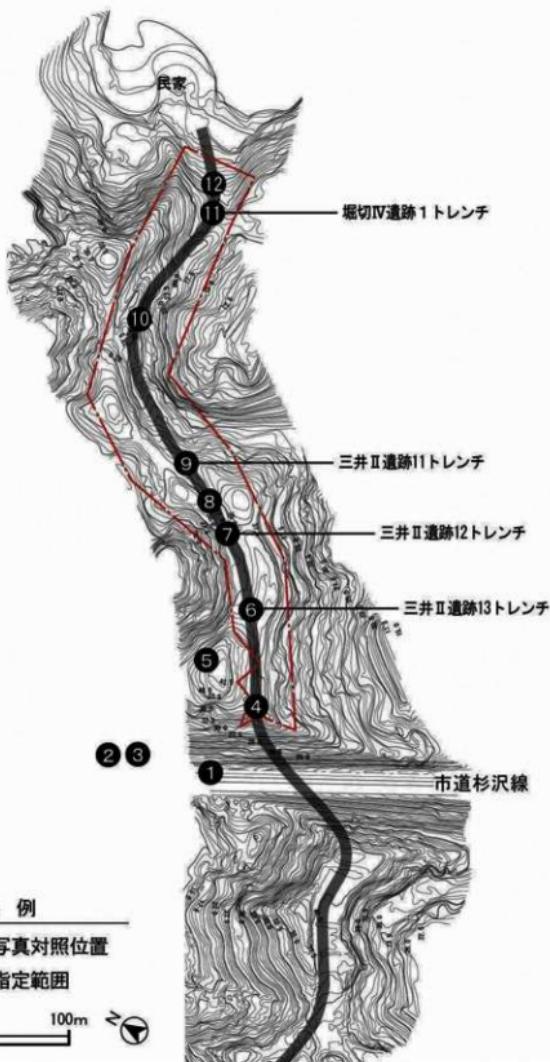


図 3-19 史跡指定地（東側指定地）における写真撮影位置



①市道杉沢線側の法面

②鉄塔管理用平坦部

③鉄塔管理用階段



④古代山陰道想定路線（西側を見
る）
⑤鉄塔背後の平坦部から出雲平野
などをみる



⑦三井II遺跡12トレンチ

⑧倒木

⑨三井II遺跡11トレンチ



⑩古代山陰道想定路線

⑪堀切IV遺跡Iトレンチ

⑫民家側への動物侵入防護柵

図3-20 史跡指定地（東側指定地）の景観の現況（市道杉沢線より東側）

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

史跡の保存・活用の原点となるのは、指定に値する当該史跡の本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

したがって、指定説明文に立脚し、指定に至る調査成果を踏まえながら、出雲国山陰道跡の本質的価値を総括的に再整理し、次の6つの事項から明示する。

なお、史跡指定（平成30年2月）から間がないことから、「新たな価値評価の視点」は、今後の調査・研究の成果などを踏まえて将来的に検討することとする。

＜史跡出雲国山陰道跡の本質的価値を構成する6つの柱＞

- 『出雲国風土記』の記述を裏付けた古代道
- 古代出雲を貫く山陰道
- 古代交通の実態を解明する上で重要な発見
- 多彩な土木技術を駆使して造られた古代道
- 延長1kmにわたる古代道が遺存する希有な事例
- 古代道として初めての単独史跡指定

●『出雲国風土記』の記述を裏付けた古代道

『出雲国風土記』には、伯耆国境から出雲国府を経由し、西の石見国境に至る道として「正西道」が記されており、その道は山陰道とみてよいとされていた。

杉沢遺跡等で発見した古代道は、築造年代や規模などから、考古学の成果が『出雲国風土記』の記述を裏付けた価値ある遺跡である。



県指定 日御崎本
図4-1 『出雲国風土記』

●古代出雲を貫く山陰道

『出雲国風土記』に記された諸施設については、考古学的調査により解明されつつある。

杉沢遺跡等における発見は、『出雲国風土記』に「正西道」とされた古代道のルートを実証するものであった。古代出雲の背骨ともいるべき古代山陰道、その実証的研究という道のりの第一歩が踏み出されたのである。

こうした調査研究は、古代出雲の諸施設とそれらをつなぐ道（点と線）の解明につながるものであり、『出雲国風土記』の記述、そして一帯の地形の把握などと併せ、往時の風景の実証的な復元を可能とする。まさに、山陰道は古代出雲を貫く道として、当時の風景を解明する上にも重要な役割を担う存在である。

●古代交通の実態を解明する上で重要な発見

発見した古代道は、情報の伝達を担っていた交通の現場を示しており、古代交通の実態を解明する上で重要な発見となった。また、『出雲国風土記』が編纂された頃の天平年間初期、新羅と緊張状態にあった時期における人々の往来などの記録や当時の状況を実証的に検証する手がかりでもある。

特に、遺構の発見地点は出雲郡家の「東のほとり」で、正西道と 杠 北 道 が合流する交差点の東方約1kmの地点に位置しており、出雲国の道路網と郡家の関係を知る上で重要な地点である。

※「杠北道」の読みは、『月刊文化財』653号（平成30年（2018）2月号）や『解説出雲国風土記』（島根県古代文化センター）では「おうほくどう」となっているが、『出雲国風土記一校訂・注釈編一』令和5年（2023）3月31日発行、島根県古代文化センター編、及び文化遺産オンラインの「出雲国府跡」の解説では「きたにまがれるみち」となっていることから、ここでは後者の読みを記す。

●多彩な土木技術を駆使して造られた古代道

この道路は8世紀前半以前に地形に合わせて、路面もしくは路床と考えられる版築状の盛土、山側斜面を切り崩し、その土を谷部へ盛って路面を構築する切土・盛土工法、切通しなど多彩な土木技術を駆使して造られた古代道である。

●延長1kmにわたる古代道が良好に遺存する希有な事例

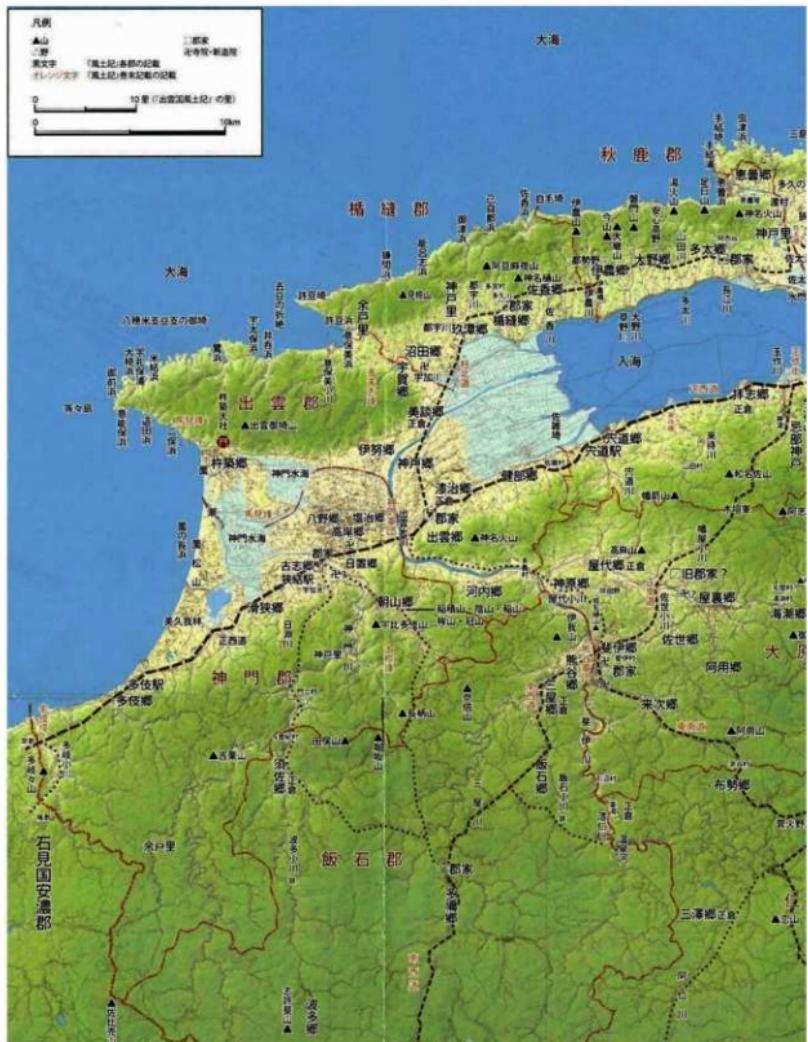
西側指定地（約650m）、東側指定地（約350m）と、古代道が延長1kmにわたって、その痕跡を良好に留めていることは全国的にみても稀有な事例である。

●古代道として初めての単独史跡指定

本史跡は古代の道路遺構として初めて単独指定を受けたものである。

それまでは「附」指定だったので、国の史跡のジャンルに新しい一部門を設けたといえる。

※上記の点は指定説明文には記されていないが、史跡指定を客観的に捉えた制度面での価値（特徴）である。



出典：『解説 出雲国風土記』島根県古代文化センター編

図 4-2 『出雲国風土記』 地図

第2節 構成要素の特定

1 構成要素の区分

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての本質的価値を構成する要素」と「それ以外の要素」という価値に関わる区分があり、当該史跡においてこれらは史跡指定地内外に存在する。

これらのうち「史跡としての本質的価値を構成する要素」は史跡指定地内を対象とするが、指定地外にも「史跡の指定に値する枢要の価値」となる可能性を有する要素が存在することから、この点を考慮する（表4-1）。

また、当該史跡において「それ以外の要素」は、本質的な価値と一体的な歴史的環境を構成する遺構や石造物、樹林等の自然環境、史跡の保存・活用に資する保存施設（説明板等）や園路、更には道路や鉄塔などがあり、これらの史跡の保存・活用との関わり方などにおいて区分して整理しておくことが、整備等を検討するには有効である。

このため、「それ以外の要素」を次のように区分し、「（史跡としての）本質的価値を構成する要素」と併せて、これらの性格や内容を整理する。

A 本質的価値を構成する要素 ※史跡指定地外は「A'：史跡と一体的な価値を構成する要素」

史跡指定地内においては、「延長1kmにわたって古代道の痕跡を良好に留め、当時の多彩な土木技術を知ることができる貴重な史跡」を構成する要素である。

- ・具体的な要素としては、発掘調査等で確認できた土木工法（山陰道の遺構：切通し、盛土、側溝、法面、波板状凹凸面等）、古代山陰道として確定されているルート（史跡指定地及び一部史跡指定地外）がある。
- ・古代山陰道のルートは、史跡指定地外では大部分が推定ルートであるが、発掘調査等で確認できた場合は「史跡の指定に値する枢要の価値」となる可能性があり、条件が整えば追加指定の候補となる。したがって、推定ルートも本質的価値を構成する要素とする。
- ・史跡指定地の北東（香取神社北）には、古くから古代山陰道の痕跡といわれる切通しがあり、ルート線上としてほぼ確定できることからこの切通しを、本質的価値を構成する要素とする。
- ・史跡指定地からは離れているが、西側の塩治神社付近の切通しも古代山陰道の遺構、ルートと推定できることから『《出雲国古代山陰道発掘調査報告書》』、本質的価値を構成する要素とする。
- ・史跡指定地の西側では、古代山陰道と密接に関係していた出雲郡家（律令時代に出雲西部にあった出雲郡の郡役所）関連と想定される遺跡を確認しており、出雲郡家関連遺跡群も本質的価値を構成する要素とする。

※本質的価値を構成する要素は、史跡指定地内においては保存を前提に、整備や活用を考える。また、史跡指定地外においても、土地の所有や利用状況、施設整備の状況などを勘案し、調査を含め保存・活用を検討する。

B 本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素（本質的価値を構成する要素以外）

- ・本質的価値以外の文化財や歴史的環境、今日までの歩み・変遷に関わる歴史的な要素である。

- ・史跡指定地内においては、土木工法のうち官道としての機能の終焉後の遺構である大溝（地下遺構）、道としての機能と関係する石造物（塞神）がある。
 - ・史跡指定地外（近隣）においては、石造物（五輪塔、道祖神）、神社（香取神社、御井神社、加毛利神社）がある。
 - ・古代山陰道から北に向けて分岐していた往北道（推定ルート）も、この要素に位置づける。その分岐点は、史跡指定地の西側に位置する出雲国郡家閑連遺跡群付近となる。
- ※神社については、氏子・地域における宗教活動、地域活動による継承が基本となる。
その他の要素については、本質的価値を構成する要素との関係などを考慮しながら、保存に努めるとともに、それらの活用のあり方などについて検討する。

C 自然的環境・景観を構成する要素（本質的価値を構成する要素以外）

自然的な要素のうち、本質的価値以外のものとなる。

- ・史跡指定地内においては、山（山野：地形）、植生・植物（広葉樹、ヒノキ林等）となる。
 - ・史跡指定地外においては、近隣の丘陵地の樹林等、河川（新建川）となる。また、史跡指定地内からの景観（眺望）の観点から、仏経山（神名火山）や中国山地の山並み、島根半島（山並み）も位置づける。
- ※史跡指定地内については、原則、保全することとするが、遺構の毀損や景観的な障壁（仏経山等のランドマークが樹木で見えなくなるなど）、災害につながる場合などには、そのあり方や整備の内容を検討する。史跡指定地外については、出雲市景観計画や閑連法令等に基づき、保全又は整備等に対処する。

D 史跡の保存・活用に資する要素（ABC に関連）

- ・史跡の価値の顕在化及び保存・活用に必要（有効）な要素である。
- ・本質的価値の保存のための保存・収蔵施設（説明板、標識、境界標、囲い等）、活用のための園路、便益施設（休憩所、トイレ、緑陰、駐車場等）などである。また、史跡へのアクセス道路等（史跡指定地周辺）も位置づける。

※現状においては、史跡へのアクセスとなる道路等を除き、これらの多くは未整備であるが、想定できるものを位置づけておく。また、整備においては、本質的価値を構成する要素との関係や利便性、景観、耐久性・劣化状況、維持管理の容易性、費用などを考慮しながら、そのあり方や整備・更新の内容を検討する。

E その他の要素

- ・前記のA～Dとは直接的には関わりのない要素（間接的に保存・活用に関係するもの）を含む：土砂災害の防止に関わるもの、電柱など）である。

※状況に応じて、景観的な対応（電柱の色など）を検討する。

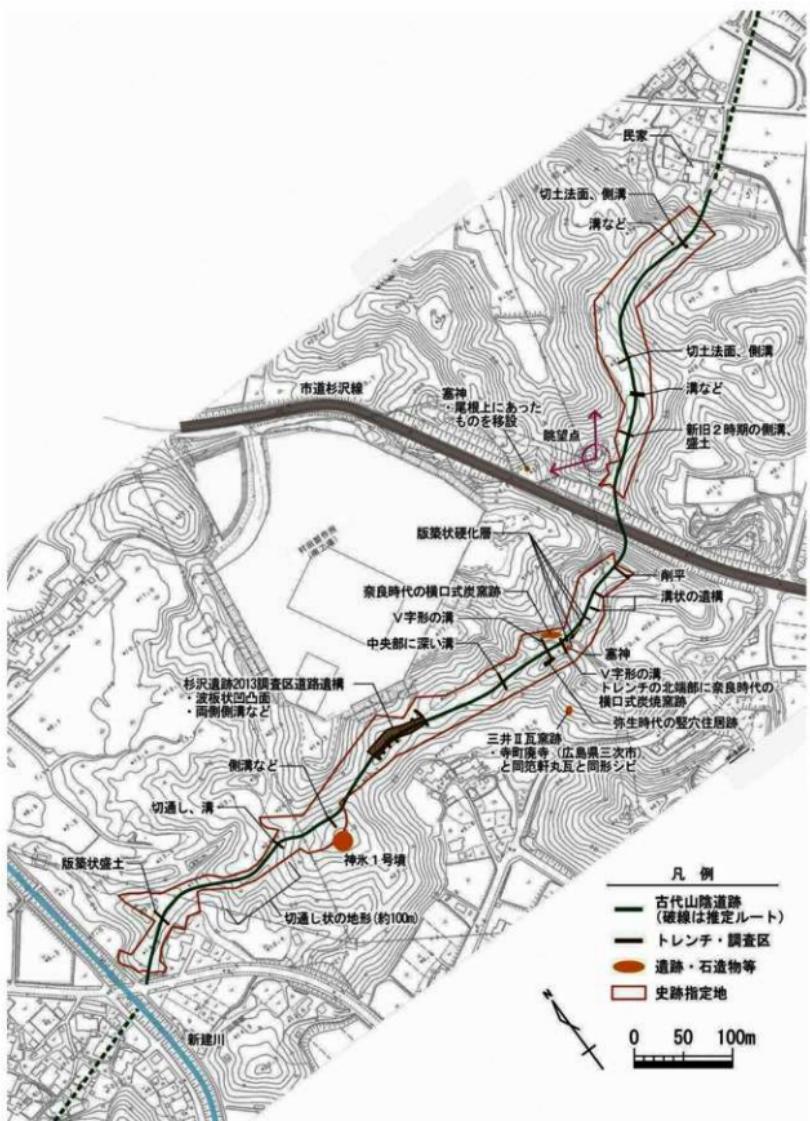
2 構成要素

前記のA～Eの区分のもとに史跡指定地内と外に分けて、史跡出雲国山陰道跡に関係する構成要素として特定する（表4-1、分布は図4-3・4-4）。構成要素の詳細は、図4-5～4-8に示している。

史跡指定地外については、史跡指定地の近隣を基本としつつ、山陰道跡や景観に関わる要素についても取り上げる。なお、指定地の東西には、古くから古代山陰道の痕跡といわれる切通しがあり、ルート上としてほぼ確定できることから、史跡の本質的価値を構成する要素とした。

表4-1 出雲国山陰道跡に関係する構成要素の特定

区分	A 本質的価値を構成する要素	本質的価値を構成する要素（A）以外の諸要素			
		B 歴史的環境を構成する要素（本質的価値以外）	C 自然的環境・景観を構成する要素（本質的価値以外）	D 史跡の保存・活用に資する要素（ABCに関連）	E その他の要素
史跡指定地内	土木工法（山陰道の遺構） <ul style="list-style-type: none"> ・切通し ・切土、盛土 ・版築状の盛土 ・側溝 ・波板状凹凸面 ・法面 道（山陰道の遺構・ルート） <ul style="list-style-type: none"> ・筑紫街道 	土木工法 <ul style="list-style-type: none"> ・大構（官道としての機能の終焉後の遺構）…地下遺構 石造物 <ul style="list-style-type: none"> ・塞神 ・古墳 ・神水1号墳 奈良時代の横口式炭窯跡	山（地形） <ul style="list-style-type: none"> ・指定地内の山野植生（植物） ・広葉樹 ・ヒノキ林等 眺望点 <ul style="list-style-type: none"> ・西側指定地の中央～東側（現状は建物、樹木で制約） ・東側指定地の西側（現状は樹木で制約） 	里道 <ul style="list-style-type: none"> ※今後整備を行う園路、便益施設、案内板・説明板等 	高圧線、鉄塔 電柱 樹木 <ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響する樹木（根） ・危険木 ・景観（眺望等）を制約する樹木など
史跡指定地外（近隣及び山陰道跡や景観に関わる要素）	A'：史跡と一体的な価値を構成する要素 <ul style="list-style-type: none"> 道跡 ・香取神社北切通し ・塩治神社付近切通し ・官衙 ・出雲郡家閨連遺跡群：後谷遺跡、稻城遺跡、小野遺跡 古代山陰道（推定ルート） 	道跡 <ul style="list-style-type: none"> ・五輪塔 ・道祖神、賽神、祠など ・古墳 ・神水1号墳 ・神社 ・香取神社 ・御井神社 ・加毛利神社 ・峰（とぶひ） ・旅伏山 ・近世山陰道瓦窯跡 	山・山並み <ul style="list-style-type: none"> ・仏経山（神名火山）、中国山地の山並み ・島根半島（山並み） 植生（植物） <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地の樹林等（近隣） 河川 <ul style="list-style-type: none"> ・新井川 眺望点 <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力鉄塔付近 	道路等 <ul style="list-style-type: none"> ・市道杉沢線 ・その他市道等（史跡へのアクセス） ・里道、園路（史跡へのアクセス、東西の史跡指定地の連結） ※今後整備を行う便益施設、案内板・説明板等	高圧線、鉄塔 電柱 工業団地（敷地、建物等） 民家（近隣） 出雲平野及びその周辺（市街地、田園、集落地）





※史跡指定地周辺は図 4-1 に記載

図 4-4 出雲平野一帯における主な構成要素（主として表 4-1 の A B C）



道路構造（遺構）

- ・幅員約9mの道路（路面）
- ・両側に側溝
- ・波板状凹凸面
- ・法面（道路の両側又は片側）

道路構造と特徴

- ・島根県内では初めて道路の両側に側溝を発見した。
- ・路面は砂質土で硬く締められ、路盤には、軟弱地盤を改良するための「波板状凹凸面」がみられる。
- ・起伏やカーブが少ない道路を造るために、斜面や丘を切り崩し、低い谷部へ盛土を行うなど、当時持ち得た技術（多彩な工法）を用いている。

大溝（官道としての機能の終焉後の遺構）
⇒歴史的環境を構成する要素

尾根上の道路遺構（杉沢遺跡 2013 調査区…西から）

図 4-5 本質的価値を構成する要素(A)の状況（道路構造と特徴）



御井神社



香取神社

図 4-6 歴史的環境を構成する要素(B)の状況



西側指定地からの眺望（北方向）。遠くは島根半島の山並み、近くは鉄塔、工業団地など



東側指定地からの眺望（北方向）。遠くは島根半島の山並み、出雲平野など

※一部「E」を含む（鉄塔、工業団地等）

図 4-7 自然的環境・景観を構成する要素(C)の状況



香取神社北・塩治神社付近の切り通しの位置など（再掲）

＜本質的価値を構成する要素（A）～香取神社北の切通しの状況～＞

香取神社（出雲市斐川町三絃地内）の北東約150mにあたり、丘陵を東西方向に横断する切通しが幅約6m、長さは約20m続いている。丘陵の先端部を迂回せず切通していることから、直進性へのこだわりがうかがえる。切通しの西側には、テラス状の平坦地があり、道路痕跡の可能性が高い地点である。

※写真のライン等は加筆



切通しの位置（西から）



切通しの状況（西から）

＜本質的価値を構成する要素（A）～塩治神社付近の切通しの状況～＞

塩治神社（出雲市上塩治町地内）の南側に市道が東西に走り、この南の一番高いところに平坦面がある（写真右の薄い赤の帯部分）。南側の丘陵をカットして、幅約6m以上の平坦面を作り出しており、長さ40mにわたる畑地が今も残っている。

※写真の矢印（左）、薄い赤の帯（右）は加筆



切通しの位置（西から）



切通しの状況（西から）

図 4-8 香取神社北・塩治神社付近の切通しの状況

第5章 史跡の現状・課題

第1節 保存（保存管理）

1 現状

●管理団体としての出雲市

史跡を管理すべき団体は出雲市であり、市民文化部文化財課が文化財保護法に基づいた事務事業を担っている。

史跡指定地は樹林地（山地部）に位置し、草刈りなど定期的な維持管理が求められることから、地域団体等（自治会、地域での活動グループ）との連携など管理のあり方について検討する必要がある。なお、史跡指定（平成30年（2018））及び追加指定（令和3年（2021））から間がないこともあり、体制づくりは本計画に基づいて今後行うこととしている。

●遺構及び現地の状況

遺構や地形については、第2期調査の終了時（令和2年度（2020）と同様である。ただし、樹木は育つており、下草と一緒に樹林に覆われた区間がほとんどであり、一部に竹林が見られる。また、倒木が道を塞いでいる箇所もある。

周辺に視線を伸ばすことができる点は、西側指定地の杉沢遺跡2013調査区付近とその東側100m程度である。ただし、出雲平野方向であり、工場の建物などで眺望が制約されている部分が多い。

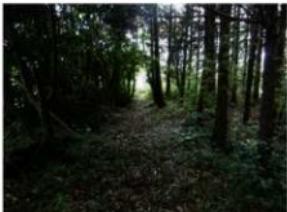
そうした中、草刈り等については、行事や視察等に伴い文化財課で対応しているが、定期的な作業は行っておらずこれからである。

合併前に発掘調査を実施しているが、そのときのトレンチなどの埋め戻しができていない箇所が多数あり、史跡指定地に入る場合には安全に留意することが求められる。加えて、西側指定地の東端部は、市道杉沢線の法面に面しており、柵を設置しているが、転落しないように注意しなければならない。

イノシシ等による鳥獣被害は、現状では確認していないが、今後整備を行った場合には、表土の掘り起しなど遺構や整備した環境が毀損される恐れがある。

●都市計画関係の法制度の適用

文化財保護法以外の法適用としては、都市計画法（用途地域未指定）、景観法（出雲市景観計画）



樹林に覆われた区間（西側指定地）



視界が開けた区間（西側指定地中央附近）。左手が出雲平野側（工場が立地）



発掘調査の区域（西側指定地の東側）



倒木が道をふさぐ（東側指定地中央付近）

図5-1 史跡（保存管理）の現状

がかかっている。

このうち前者については、3,000 m²以上の開発行為は県知事の許可が必要であるが、史跡指定地は文化財保護法により開発行為が制限される。

後者については、出雲市全域が景観計画区域となっており、景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行うものである。史跡指定地を含む出雲平野及びその周辺は、「出雲平野地域」として「景観の背景を形づくる浜山などの松林や緑地の保護、育成に努める。」などの景観形成の基本方針、及び届出対象行為と景観形成基準を明らかにしている。

●防災関係の法制度の適用：図5-2

防災関係の法制度に関しては、西側指定地の中央付近北側の一部が、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害警戒区域がかかっている。さらに、周辺の平野部は、出雲市ハザードマップにおける浸水の危険のある区域となっている。

●調査研究

山陰道跡に関する調査は、前述（第3章第2節「4 指定に至る調査成果」）のように工業団地造成に伴う埋蔵文化財調査、第1期の古代山陰道跡確認調査、第2期の古代山陰道跡確認調査を行い、調査報告書としてまとめている。併せて、これまでの調査研究についても把握し、報告書の作成などに生かしている。

史跡指定地は古代山陰道の一部であり、関連する遺跡などを含め未解明の事項は数多く存在する。また、道路という性格上、市域を超えて存在することになる。古代山陰道の発掘調査は、本史跡の調査の他には松江市や鳥取市における調査があるが、数は少ない。令和4年(2022)には、島根県古代文化センターによるテーマ研究及び島根県立古代出雲歴史博物館の展示があった。広域的な調査研究は、島根県教育委員会が行った『歴史の道調査報告書』の作成など近世山陰道に限られている。

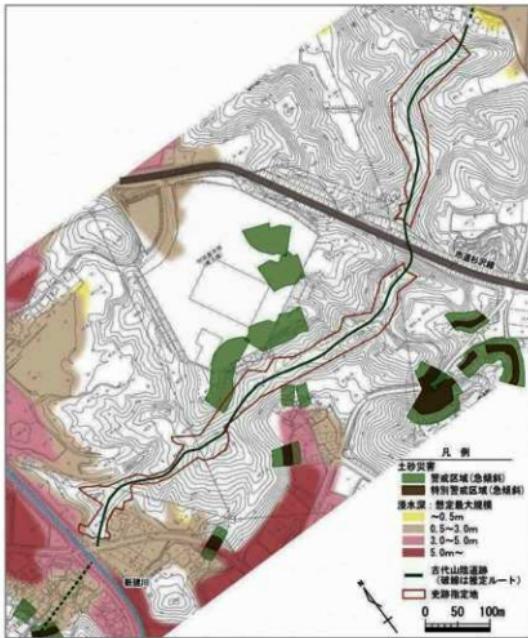


図5-2 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域

参考資料

- マップ on しまね【島根県統合型GIS】(土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域)
- 出雲市防災ハザードマップ（斐伊川・神戸川の浸水想定区域
[洪水・土砂災害ハザードマップ]（令和3年度(2021)版）想定最大規模）

2 現状変更等に関する事項

現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）については、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合などを除き、文化庁長官の許可が必要となる。

本史跡の場合、現状変更等の許可申請は令和2年（2020）の中電鉄塔の架線設置1件のみである。しかし、今後、調査や整備、及び民有地での樹木の伐採等の行為の可能性がある。

3 課題

史跡の保存に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の保存のあり方を考えると、次のような課題が挙げられる。こうした史跡の保存の課題は相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関連する。

- 「管理団体・地域団体等が連携した史跡の保存（保存管理）」への対応 →運営・体制の整備と連動
 - ・本史跡の保存の現状を踏まえ、管理団体である出雲市、所有者、地域住民、地元団体等が連携しながら、適切かつ効果的な保存管理を行う必要がある。
- 「計画的な調査研究」への対応
 - ・古代山陰道や出雲郡家閨連遺跡の調査を進める必要がある。
 - ・関係機関等と連携し、広域的な観点から調査研究に取り組む必要がある。
- 「遺構の保存に向けた対策」への対応 →整備と連動
 - ・灾害等の後又はその恐れのある気象が発生する前における史跡の状況の確認（点検）、及び定期的な点検（パトロール）が必要である。
 - ・活用や整備と関連づけて遺構や地形等の保存のあり方を検討する必要がある。
 - ・イノシシ等の生息の現状を把握し、必要に応じて鳥獣被害の防止対策を行う必要がある。
- 「文化財保護に関する啓発と情報提供」への対応
 - ・市民等に対し、本史跡をはじめ文化財に関する啓発や情報提供に努める必要がある。
- 「安全な環境の確保」への対応 →整備と連動
 - ・来訪者の安全の確保、事故等の緊急時の対策を講じる必要がある。
- 「樹林等の管理」への対応
 - ・史跡指定地及びその周辺において、森林（樹林等）の適正な管理に努めるとともに、竹林の拡大を抑制する必要がある。
- 「史跡指定地及びその周辺（出雲平野地域）における景観づくり」への対応
 - ・出雲市景観計画の普及を図りながら、史跡指定地周辺の景観の保全・形成に努める必要がある。
- 「現状変更等の取扱」への対応
 - ・現状変更等に的確に対応するとともに、手続きの弾力化を検討する必要がある。

第2節 活用

1 現状

本史跡に関する活用の経緯は、史跡指定以前の平成25年(2013)まで遡り、同年8月～翌年1月まで出雲弥生の森博物館において、速報展『斐川中央工業団地 平成24・25年度の調査成果』を開催している。また、同年9月には現地説明会(杉沢遺跡D地区、杉沢II遺跡、杉沢横穴墓群)を行っている。

その後、平成30年(2018)2月の史跡指定までには、シンポジウム、職員リレー講座、山陰考古学研究集会、現地説明会(杉沢遺跡)、ウォーキングイベントを行っている。

史跡指定後においては、速報展「祝国史跡指定『出雲国山陰道跡』」を平成30年(2018)5月～9月まで出雲弥生の森博物館で開催している。翌令和元年(2019)には健康づくりを兼ねて、直江健康ウォーク「初秋の国史跡出雲国山陰道を巡る」を行っている。

令和2年(2020)、令和3年(2021)においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、史跡の利用は限定的となり、出雲弥生の森博物館も休館等の期間が生じている。その中で、令和2年(2020)11月には、「魅力発見ふるさとウォーク～直江編～国史跡 出雲国山陰道跡」を、直江コミュニティセンター発→斐川公園経由→出雲国山陰道跡→御井神社前→直江コミュニティセンター着で実施している。また、令和3年(2021)1月から5月まで、速報展「国史跡追加指定『出雲国山陰道跡』」を出雲弥生の森博物館で行っている。

一方、外国人を含めた観光客(来訪者)の利用は、情報発信や整備が進んでいないことから限定されている。

この他、本史跡の南東側約2.5kmに荒神谷博物館が、南西侧約4kmには出雲弥生の森博物館が立地するとともに、近接地には出西コミュニティセンター及び直江コミュニティセンターも立地する。



現地説明会(杉沢遺跡D地区ほか)…平成25年(2013)



山陰考古学研究集会、テーマ「山陰の古代道」…平成28年(2016)



古代山陰道ウォーク…平成29年(2017)



速報展「祝国史跡指定『出雲国山陰道跡』」…平成30年(2018)

図5-3 活用の現状(事例)

表 5-1 展示・報告など

年	月	日	事柄
平成25年 (2013)	8	28	速報展『斐川中央工業団地 平成24・25年度の調査成果』(～2014.1.6 出雲弥生の森博物館)
	9	21	現地説明会(杉沢遺跡D地区、杉沢II遺跡、杉沢横穴墓群)
平成27年 (2015)	2	15	シンポジウム「『古代山陰道』を考える-杉沢遺跡道路遺構発見の意義-」(出雲市斐川町アグティーヒカオ)
	7	2	職員リレー講座「杉沢遺跡発見の古代山陰道と郡家」出雲弥生の森博物館
平成28年 (2016)	9	3	第44回山陰考古学研究集会「山陰の古代道」(～9.4 出雲弥生の森博物館)
	9	4	現地説明会 1300年前の古代道を歩こう!「古代山陰道を訪ねて～杉沢遺跡～」
平成29年 (2017)	12	2	古代山陰道ウォーキング
平成30年 (2018)	2	13	「出雲国山陰道跡」として史跡に指定 ・第1期調査範囲:西側約650m…西側指定地
	5	16	速報展「国史跡指定『出雲国山陰道跡』」(～9.10 出雲弥生の森博物館)
令和元年 (2019)	10	27	直江健康ウォーキング「初秋の国史跡出雲国山陰道を巡る」
令和2年 (2020)	11	6	魅力発見ふるさとウォーキ～直江編～国史跡 出雲国山陰道跡(市民文化部市民活動支援課)
令和3年 (2021)	1	20	速報展「国史跡追加指定『出雲国山陰道跡』」(～5.24 出雲弥生の森博物館)
	3	26	追加指定 ・第2期調査範囲:東側約350m…東側指定地(全体で約1km)
	10	28	出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会 現地視察
令和4年 (2022)	3	18	島根県立古代出雲歴史博物館(企画展)
	～	～	「出雲と都を結ぶ道－古代山陰道－」
	5	15	
	10	8	ふるさと文化史跡めぐり(大津コミュニティセンター)
令和5年 (2023)	10	23	出西健康ウォーキング 古代山陰道跡をめぐる(出西コミュニティセンター)
	10	22	出西健康ウォーキング 古代山陰道跡をめぐる(仮題)(出西コミュニティセンター)(予定)
	12	9	出西歴史講座「国史跡出雲国山陰道跡の調査と活用」

2 課題

史跡の活用に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の活用のあり方を考えると、次のような課題が挙げられる。

●「出雲国山陰道跡のPR・情報発信」への対応

- ・本史跡の価値と特色を広く伝え、理解や関心を高めるため、DX^{※1}の観点のもとにICT(情報通信技術)の活用を進めるなど、多様な手段・媒体を活用し、本史跡や関連する歴史文化、地域情報等のPR・情報発信を進める必要がある。

●「博物館やコミュニティセンター等との連携」への対応

- ・荒神谷博物館や出雲弥生の森博物館をはじめとした博物館等における出雲国山陰道跡に関するガイダンス機能の整備・充実など、博物館等と連携した活用を検討する必要がある。
- ・本史跡をまちづくり・地域の活性化に役立てるために、出西コミュニティセンターや直江コミュニティセンター及び地域団体等との連携を充実させる必要がある。

※1 DX(Digital Transformation/デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

- 「出雲国山陰道跡をはじめ文化財を生かした社会教育・学校教育の充実」への対応
 - ・本史跡をはじめとした文化財を市民が学び、体感し、文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育において文化財や歴史文化を生かした取組のより一層の充実を図る必要がある。
- 「出雲国山陰道跡などを生かした周遊コースの設定と利用促進」への対応
 - ・本史跡や周辺、更には市内における文化財、自然などの地域資源を生かした周遊コースを設定し、多様な活用を促進する必要がある。
- 「周辺の文化財及び市内外の関係する文化財との連携・活用」への対応
 - ・本史跡と他の文化財や地域資源などをつないで生かすことによって、より活用の幅や効果を高める必要がある。
 - ・市内外を含めた古代山陰道跡の調査研究や活用に向け、島根県や鳥取県、関係する市町等と連携しながら、具体的な方策などを検討する必要がある。
- 「観光客等（来訪者）の受け入れの充実」への対応 一運営・体制の整備と連動
 - ・関係団体や地域団体等と連携し、外国人を含め来訪者の受け入れの充実に努める必要がある。
- 「出雲国山陰道跡をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化」への対応
 - ・文化財は多様な役割や可能性を有しております、まちづくりや観光・交流の資源として生かす必要がある。

第3節 整備

1 現状

史跡指定・追加指定から間がないこともあり、史跡の整備に関しては、本計画に基づくことが基本となる。

その中で、これまでに取り組んできた整備としては、次のようになる。

- 市道杉沢線（斐川 2173 号線）の整備に伴う転落防止柵の設置：西側指定地の東端
- 西側指定地の南側の市道（斐川 1121 号線）から史跡につながる道：市道と接続する部分の整備

また、中国電力が東側指定地の西端付近（史跡指定地外）に、鉄塔（送電線）の管理のための園路（階段等）及び転落防止柵を整備している。

一方、工業団地造成に伴う埋蔵文化財調査（平成 11 年度（1999）～12 年度（2000）によるトレンチ等は埋め戻しておらず、利用を進めるためには安全性を含めて制約となっている。

史跡指定地は市道杉沢線で分かれており、一連の利用を行うためには、迂回してアクセスしなければならない。加えて、史跡指定地の東端付近には民家があり、東側から史跡に行くためには、現状ではその敷地内を通らなければならない。

遺構の復旧や表現、史跡の標識（柱標）や説明板等の保存施設、歩行環境、駐車場やトイレなどの便益施設などは未整備である。

2 課題

史跡の整備に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の整備のあり方を考えると、次のような課題が挙げられる。なお、史跡の整備については、保存のための整備と活用のための整備に大別できることから、この 2 つに分けて整理する。

（1）主として史跡の保存のための整備

●「遺構の復旧など」への対応

- ・史跡の現状を定期的に点検するとともに、切通しなどの地形の保存又は小規模な復旧、遺構が毀損した場合の対策を検討する必要がある。
- ・史跡指定地内や隣接地等に存在する古墳や石造物の保存について検討する必要がある。

●「保存施設の整備」への対応

- ・史跡として必要な標識（史跡標柱）、説明板等の整備を行う必要がある。
- ・遺構の保存や安全対策、鳥獣被害防止のための柵などの整備を検討する必要がある。

●「管理運営のための施設の整備」への対応

- ・史跡の維持管理や運営のため、必要な用具等の確保・保管について検討する必要がある。

●「森林の管理や防災安全性の確保（活用のための整備を含む）」への対応

- ・史跡一帯の森林の保全を基本としながら、眺望確保に向けた部分的な樹林整備や法面等の必要に応じた保護対策に取り組む必要がある。

（2）主として史跡の活用のための整備

●「遺構の表現の検討」への対応

- ・本質的価値を構成する道路遺構の表現を検討する必要がある。
 - ・本質的価値以外の歴史的環境を構成する要素（堅穴住居跡、古墳など）の表現の必要性や方法などを検討する必要がある。
- 「市道杉沢線の両側の出雲国山陰道跡の断面表示」への対応
 - ・史跡指定地（街道）は市道杉沢線及びその沿道の上部で途切れており、西側指定地の東端と東側指定地の西端の状況や街道の存在、及び両者関係について、より理解しやすい工夫が必要である。
 - 「トレンチ等の埋め戻し・整備」及び「出雲国山陰道跡の歩行環境の整備」への対応
 - ・遺構の保存や安全対策、歩行環境の整備のため、トレンチ等の埋め戻し・整備が必要である。
 - 「市道杉沢線部分における歩行者動線の連続化の検討」への対応
 - ・西側指定地の東端と東側指定地の西端の間にある市道杉沢線部分において、歩行者動線の連続化を検討する必要がある。
 - 「東側及び南側からのアクセスの円滑化」への対応
 - ・本史跡への東側からのアクセスは、現状では民家の敷地を通ることになるが、その解消を検討する必要がある。
 - ・西側指定地へは南側からの道があることから、アクセスの円滑化に向けた整備を検討する必要がある。
 - 「駐車場の整備の検討」への対応
 - ・史跡指定地周辺において、市有地の存在などを考慮しながら、駐車場の整備を検討する必要がある。
 - 「休憩の場・展望の場の確保・整備」への対応
 - ・古代山陰道跡のルートは1kmに及び、出雲平野に面した丘陵地に立地していることから、休憩の場・展望の場の確保・整備を検討する必要がある。
 - 「史跡周辺を含めた周遊ルート等の設定とサインの計画的な整備」への対応
 - ・史跡指定地だけでなく周辺を含めて、周遊ルートやアクセスマップの設定を行い、道路標識（案内標識）を含め各種サインの計画的な整備を図る必要がある。
 - ・サインの整備においては、分かりやすい表示とともに、外国人に配慮した情報提供について検討する必要がある。
 - 「便益施設（トイレ、休憩施設など）の整備」への対応
 - ・史跡指定地の周辺（近接地）において、トイレや休憩施設等の整備を検討する必要がある。
 - 「ガイダンス・情報発信機能の確保・整備」への対応
 - ・既存施設やICTの活用を含め、外国人観光客も考慮しながら、ガイダンス機能の確保・整備について検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

1 現状

本史跡の管理団体は出雲市であり、主導的な管理・運営を進める中で、文化財行政を担当する文化財課と関係課が連携し、一体となって管理団体としての役割を担うことが求められる。

一方、文化財課だけで文化財の維持管理や活用を行うには限界があり、また、本史跡は樹林等に覆われた山地部（丘陵地）に立地することから、地域住民や地域団体等の協力・参加がなければ、適正な史跡の維持管理や活用は困難となる。

しかしながら、現状では本史跡の保存・活用に関して、行政と地域団体等との体制の整備には至っていない。

文化財保護法の改正（平成31年（2019）4月施行）では、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで取り組んでいくことの必要が示されている。本史跡においては、住民・地域団体等に期待する役割が大きいといえ、さらに、幅広い支援も望まれる。

また、史跡の保存・活用（整備を含む）においては、引き続き国・県との連携が不可欠であり、調査研究においては島根県、関係する自治体や機関等との連携も期待される。

2 課題

史跡の運営・体制の整備に関する現状などを踏まえると、次のような課題が挙げられる。

●「住民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組」への対応

・将来にわたり史跡の保存・活用を確実かつ効果的に行うためには、住民・地域団体等の協力や参加、協働の取組を進める必要がある。

●「市内外の人々・団体等とのネットワークづくり」への対応

・史跡の保存・活用においては、前記の住民・地域団体等による幅広い協力・支援、参加が期待されることから、市内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努める必要がある。

●「体験機会の確保や市民等への情報の提供・発信（共有化）の体制づくり」への対応

・多くの人々や団体等の協力や参加、協働の取組などを進めるための基礎的な取組として、文化財にふれあう機会を確保するとともに、文化財等に関する情報を提供・発信する体制の充実・強化に取り組む必要がある。

●「管理団体としての体制及び府内の連携体制の強化」への対応

・史跡の保存・活用においては、文化財担当だけでなく、教育やまちづくり（定住促進）、市民活動、健康づくり、防災、観光、都市計画、景観なども関係することから、府内の連携体制を強化する必要がある。

・職員の文化財に関する知識・理解をより一層高めるとともに、関係する情報の共通化を効果的・効率的に行う必要がある。

●「国・県、その他関係機関等との連携の強化」への対応

・史跡の現状変更等や整備などにおいては、国（文化庁）、島根県との連絡・調整や助成が不可欠である。

・調査研究などにおいては、研究機関や学識経験者等との連携を図る必要がある。

●「観光客等（来訪者）の受け入れ体制づくり」への対応

・関係団体や地域団体等と連携しながら、外国人観光客を含め来訪者を受け入れる体制について検討する必要がある。

第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針

第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）

本史跡の価値を確実に保存して未来に継承し、その価値を顕在化し、有効に活用するためには、史跡の保存・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的かつ実効性のある取組を行っていく必要がある。

の中では、住民・地域団体等の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査研究や整備、及び教育、観光、まちづくり、地域活性化などの観点から、史跡を生かす取組も重要になる。

また、史跡指定地には民有地があり、アクセスの円滑化においては史跡指定地周辺における関係権利者の理解と協力が不可欠である。

このため、出雲国山陰道跡に関わる様々な主体・市民等が共有する、史跡の保存・活用の基本理念（目標）を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。なお、「史跡の保存・活用の基本理念（目標）」における「保存・活用」は、整備や運営・体制、及び調査研究を含むものである。

【史跡の保存・活用の基本理念（目標）】

『出雲国風土記』の古代交通を物語り、 多彩な土木技術が用いられた出雲国山陰道跡を、 地域みんなの力で守り、伝え、生かす

『出雲国風土記』の記述を裏付け、古代交通の実態を明らかにし、多彩な土木技術が用いられた全国的にみても希有な存在である出雲国山陰道跡を、管理団体である出雲市及び出西・直江地区をはじめ、市内外の多様な主体（みんな）が力を合わせ、守り、伝え、生かす。

古代交通

『出雲国風土記』には、現存する他国の風土記にはみられない交通（正西道、駅家、駅路、烽など）に関する詳細な記述がみられる。「正西道」は国の東の伯耆国境から出雲国府を経由し、西の石見国境に至る道として記されている。この「正西道」が、本史跡（杉沢遺跡等）により古代山陰道であることが明らかになった。

第2節 取組の基本方針

史跡の保存・活用の基本理念（目標）における取組方向に関するフレーズ「地域みんなの力で守り、伝え、生かす」をキーワードとして取り上げ、基本理念（目標）と基本方針の対応を明確にする。

○地域みんなの力

○守る（守り）

○伝える（伝え）

○生かす

※「地域みんなの力」は全体に関係

1 保存（保存管理）の基本方針【守る】

本史跡の本質的価値及び史跡の保存の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、史跡の保存（保存管理）の基本方針を設定する。

なお、一般的には保存・活用及び整備の前提として調査研究が位置付けられることから、本計画では、便宜上、保存（保存管理）の最初に調査研究について記述する。

（1）調査研究の基本方針

○本史跡や関連遺跡に関する調査研究の成果などを体系的に整理し、さらなる調査研究に役立てるとともに、これらの情報を適切に公開する。

○関係権利者や住民・地域団体等の協力を得ながら、大学等研究機関、専門家などと連携し、調査研究を進める。

＜対応する課題＞

- ・「計画的な調査研究」への対応

（2）保存管理の基本方針

○住民・地域団体等、更には幅広い協力・参加のもとに、本史跡の定期的な点検や維持管理、安全管理などに取り組むとともに、災害等で毀損した場合には復旧等に対応する。

○関係権利者や地域団体等の協力を得ながら、土地の公有化を検討する。

○本史跡を毀損・改変から守るため、現状変更等の取扱基準を定め、適切に運用するとともに、その手続きの弾力化を検討する。

＜対応する課題＞

- ・「管理団体・地域団体等が連携した史跡の保存（保存管理）」への対応→運営・体制の整備と運動
- ・「遺構の保存に向けた対策」への対応→整備と運動
- ・「文化財保護に関する啓発と情報提供」への対応
- ・「安全な環境の確保」への対応→整備と運動
- ・「樹林等の管理」への対応
- ・「史跡指定地及びその周辺（出雲平野地域）における景観づくり」への対応
- ・「現状変更等の取扱」への対応

2 活用の基本方針【伝える、生かす】

- 本史跡の本質的価値及び史跡の活用の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、活用の基本方針を設定する。
- 学校教育において、本史跡を含め文化財の体験学習及び地域の歴史文化などを学ぶ機会の確保・充実を図り、子供たちの地域の遺産への関心や理解を高める。
 - 社会教育や健康づくりなどの面からも、本史跡を含め文化財の学習・体験、文化財を生かしたウォーキングの機会などの確保・充実を図る。
 - 文化財の保存を前提に、住民・地域団体等による本史跡などを生かした観光交流やまちづくり、地域の魅力づくり・活性化の取組を促進する。

＜対応する課題＞

- ・「出雲国山陰道跡のPR・情報発信」への対応
- ・「博物館やコミュニティセンター等との連携」への対応
- ・「出雲国山陰道跡をはじめ文化財を生かした社会教育・学校教育の充実」への対応
- ・「出雲国山陰道跡などを生かした周遊コースの設定と利用促進」への対応
- ・「周辺の文化財及び市内外の関係する文化財との連携・活用」への対応
- ・「観光客等（来訪者）の受け入れの充実」への対応→運営・体制の整備と連動
- ・「出雲国山陰道跡をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化」への対応

3 整備の基本方針【守る、伝える、生かす】

- 本史跡の本質的価値及び史跡の整備の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、保存と活用の観点から整備の基本方針を設定する。

（1）主として史跡の保存のための整備

- 本史跡の保存や周知を図るため、標識（標柱）、説明板、注意標識、境界標などの整備に努める。
- 災害等により本史跡が毀損した場合又はその恐れがある場合には、迅速に応急措置、復旧等の対策が講じられるようにする。

＜対応する課題＞

- ・「遺構の復旧など」への対応
- ・「保存施設の整備」への対応
- ・「管理運営のための施設の整備」への対応
- ・「森林の管理や防災安全性の確保（活用のための整備を含む）」への対応

（2）主として史跡の活用のための整備

- 古代山陰道を伝える地形（地上遺構）の表現（整備・修景）、地下遺構の表現（露出展示、遺構表示など）を検討する。
- 史跡指定地だけでなく周辺を含めて歩行者動線や便益施設等の整備、周遊ルートの設定、案内板・説明板、誘導標識の整備・充実、眺望の場の確保・整備などに取り組む。
- 2つの博物館（荒神谷博物館、出雲弥生の森博物館）をはじめ既存施設の活用、ICT及びその他様々な媒体を活用した情報発信など、ガイダンス（案内・解説等）機能の充実・整備を検討する。

＜対応する課題＞

- ・「遺構の表現の検討」への対応
- ・「トレンチ等の埋め戻し・整備」及び「出雲国山陰道跡の歩行環境の整備」への対応
- ・「市道杉沢線部分における歩行者動線の連続化の検討」への対応
- ・「東側及び南側からのアクセスの円滑化」への対応
- ・「駐車場の整備の検討」への対応
- ・「休憩の場・展望の場の確保・整備」への対応
- ・「史跡周辺を含めた周遊ルート等の設定とサインの計画的な整備」への対応
- ・「便益施設（トイレ、休憩施設など）の整備」への対応
- ・「ガイダンス・情報発信機能の確保・整備」への対応

4 運営・体制の整備の基本方針【地域みんなの力】

本史跡の本質的価値及び史跡の運営・体制の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、運営・体制の整備の基本方針を設定する。

- 将来にわたり本史跡の保存・活用を確実かつ効果的に行うため、住民・地域団体等、更には市内外の人々・団体の協力や参加、ネットワークづくり及び協働の取組を進めよう。
- 出西・直江地区を中心に、本史跡を基軸として文化財の保存・活用に関する地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくりを進めるとともに、全市的な体制の構築に取り組む。

＜対応する課題＞

- ・「住民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組」への対応
- ・「市内外の人々・団体等とのネットワークづくり」への対応
- ・「体験機会の確保や市民等への情報の提供・発信（共有化）の体制づくり」への対応
- ・「管理団体としての体制及び府内の連携体制の強化」への対応
- ・「国・県、その他関係機関等との連携の強化」への対応
- ・「観光客等（来訪者）の受け入れ体制づくり」への対応

第7章 史跡の保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の方向性

本史跡の保存（保存管理）を図る上では、住民・地域団体等の協力・参加のもとに、定期的な維持管理に取り組む必要があり、その際、眺望確保や美観の確保を図るためにには史跡指定地だけではなく、隣接地の維持管理も重要となる。また、史跡指定地の近くに便益施設等を整備した場合には、その維持管理も求められる。

このため、保存（保存管理）を考える上では、史跡指定地の隣接地も含めて、そのあり方（方向性）を検討する。

1 史跡指定地における保存（保存管理）の方向性

これまでの発掘調査等の成果を踏まえ、遺構の表現や保存施設、園路・広場、休憩施設等の史跡の整備を検討するとともに、それらが実現した場合には、適正な維持管理や活用を図る。

史跡の整備が具体化しない段階及び進行中の段階においても、草刈りや安全管理などをを行う。

民有地及び出雲市土地開発公社の所有地については、関係権利者の理解と協力を得ながら、土地の公有化に努める。

また、現状変更等の取扱基準を定め、適切に運用する。

2 史跡指定地周辺における維持管理や景観形成の方向性

史跡指定地周辺において、眺望確保や史跡と調和した空間確保のための草木や諸施設（整備した場合）の維持管理を、住民・地域団体等の協力・参加のもとに進める。

また、本史跡と調和した又は本史跡周辺として違和感のない景観の保全・形成を目指し、出雲市景観計画（景観法）の普及・啓発に取り組むとともに、必要に応じて関係権利者等と協議する（例：中国電力の鉄塔の色）。

第2節 保存の方法

1 現状変更等への対応（史跡指定地）

（1）現状変更等の取扱方針と取扱基準

ア 取扱方針

史跡指定地内における現状変更等の許可を必要とする行為について、取扱基準（取扱方針及び許可基準）を定め、出雲市で許可できるものの事務、及び文化庁長官への許可申請に適切に対応する。

なお、現状変更等の許可が必要かどうかについて不明瞭な場合は、行政を含め関係する行為を行なう者が、出雲市市民文化部文化財課に相談し、確認することを基本とする（相談・事前協議）。…表7-3、7-4「参考：現状変更等の許可を必要とする行為、必要としない行為」を参照。

本史跡の場合、市有地及び市土地開発公社所有地が80%近く占めることから、府内の周知や情報共有にも留意する。

こうした取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助

言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その届出者に対して、関係する法令等（景観法、屋外広告物条例、その他関係する法令及び条例等）の遵守、及び史跡の保護と景観への配慮について周知徹底を図ることとする。

以上の点を踏まえ、本史跡における現状変更等の取扱方針を設定する。

※文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為（史跡周辺での行為を含む）をいう。

【現状変更等の取扱方針（行為の対象と内容）】

■行為の対象に関する取扱方針

- ・史跡の調査や遺構の保存や修復、史跡の公開など保存・活用のために必要と認められる行為、史跡の保存・活用のための便益施設や説明板等の建築物・工作物の整備（新築・新設、修繕、撤去・移設など）、安全に関わる工作物の設置、及び樹林の管理を除き、原則として現状変更は認めない。

■行為の内容に関する取扱方針

～史跡の本質的価値を構成する要素（遺構）の保存（き損しないこと）と史跡の景観への配慮（史跡の景観の阻害とならないこと）の原則～

- ・遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。
- ・ただし、必要不可欠な防災・安全性などに関わる行為については、遺構や景観に最大限の配慮を行うこととして認める場合がある。

※影響の軽微である場合などを除く[文化財保護法第125条（第1項ただし書き）]。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、

- 「史跡出雲国山陰道跡における現状変更等の取扱基準」を明らかにする。
 - ・次頁からの表7-1に記載

イ 取扱基準

現状変更等の取扱方針を踏まえ、本史跡における現状変更等の取扱基準を次のように設定する。

表 7-1 史跡出雲国山陰道跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）（1/2）

区分		取扱基準（内容）
前提：行為の内容に関する取扱方針		<ul style="list-style-type: none"> ●史跡の本質的価値を構成する要素（遺構）の保存（毀損しないこと） ●史跡の景観への配慮（史跡の景観の阻害とならないこと）
現状変更等の取扱基準	建築物 新築	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用に資する小規模な建築物以外は、新築を認めない。 ※現状において建築物は存在しないが、今後、新築した場合の建築物を「既存建築物」という（以下同様）。
	修繕・部分改築・撤去等	<ul style="list-style-type: none"> ○既存建築物の増築^{※1}は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存・活用において必要不可欠な場合には、内容等を勘案して判断する。 ○既存建築物の部分改築^{※2}や修繕（修理）^{※3}、及び模様替え^{※4}は、行為の内容等を勘案して判断する。 ○既存建築物の撤去を認める。
	工作物 園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用に関わる園路・広場の整備を認める。 ○今後整備した場合の園路・広場の再整備・改良^{※5}を認める。
	水路等	○史跡の維持管理や防災上必要な水路等の新設・修繕・改良を認める。

※1 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

※2 改築

従前の建築物を全部又は一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てる事。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

なお、建替え（新築）は従前の建築物にこだわらない。

※3 修繕（修理）

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※4 模様替え

建築物の部分を、現状とは異なる仕様（材料、色など）を用いて、構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え、性能や品質を回復させること。

※5 改良…建築物等の「改修」と同等の意味

改修：き損・劣化した建築物・工作物の原状回復（復旧、修繕）にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップなどを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保存と史跡としての景観との調和を前提とする。

表 7-1 史跡出雲国山陰道跡における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為) (2/2)

区分		取扱基準(内容)
現状変更等の取扱基準	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護法第115条第1項にもとづく管理に必要な施設(標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)については、整備を認める。 ○史跡の保存・活用及び防災・安全に必要な施設・設備については、整備を認める。 ○上記(園路・広場、水路等を含む)以外の工作物については、原則として設置(新設)を認めない(行わない)。 ただし、必要な工作物が生じた場合には、遺構への影響を考慮し、内容等を勘案して判断する。 ○既設又は整備した場合の工作物の再整備・改良を認める。
		<ul style="list-style-type: none"> ○既設又は整備した場合の工作物の撤去を認める。
	土地の造成(盛土・切土等)	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の造成は、遺構の保存に資する小規模な盛土(原状回復等)を除き、原則として認めない。 ただし、遺構の表現や史跡の活用に関わる小規模な盛土・切土、掘削は認められる。 ※史跡の活用に関わる小規模な盛土等の例 <ul style="list-style-type: none"> ・あずまやの整備: 遺構保護のため盛土上に整備 ・園路等の動線の整備: 盛土等による動線の確保・円滑化
		<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用、及び史跡としての雰囲気の形成・向上のための新たな植栽及びその植え替えについては、外来種を植栽しないこと、成長や維持管理を考慮すること、植栽範囲を限定的とすること(密植を避けるなど)を前提に、原則として認める。 ただし、植栽の内容(種類、配置)を勘案して判断する。 ○竹類の植栽は認めない。
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ○樹林(森林)の管理のための間伐、枝打ち等を認める。 ○竹(竹林)の伐採を認める。ただし、竹林の伐採の場合は、周辺の樹種を勘案して、適切な樹種転換を図る。 ○新たに植栽した樹木の枝打ち、伐採を認める。
		<ul style="list-style-type: none"> ○樹林(森林)の管理のための間伐、枝打ち等を認める。 ○竹(竹林)の伐採を認める。ただし、竹林の伐採の場合は、周辺の樹種を勘案して、適切な樹種転換を図る。 ○新たに植栽した樹木の枝打ち、伐採を認める。

(2) 現状変更等の手続き

現状変更等については、許可を必要とする行為に対して所定の手続きを行うことになり、申請者（事業者）は次のような手続き・対応を行うことになる。

- 相談・事前協議
- 許可申請書の作成・提出
- 許可後の対応
- 終了報告書の作成・提出

ア 相談・事前協議

現状変更等の行為に関しては、それが許可を必要とするか判断が難しい場合は、まずは出雲市市民文化部文化財課に相談することとする。許可が必要な場合は、行為を行う者が許可申請書を作成し、出雲市市民文化部文化財課に提出することになる。

現状変更等の申請書の提出時に、現状変更等の方法や内容が本章において示した許可基準等を満たしていない場合、許可されないことがあるため、現状変更等の内容について、行為を行う者は出雲市市民文化部文化財課と事前協議を実施するものとする。

また、災害復旧や保存のために必要な整備等の緊急性の高いものについては、早めに相談する必要がある。

イ 許可申請書の作成・提出

許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる現状変更等は、出雲市が許可権限者となり、これら以外は文化庁長官となる。

行為を行う者は許可申請書を作成し、出雲市市民文化部文化財課に提出する。また、許可申請書には次のような添付書類が必要となる。

提出部数は、市許可の場合1部、国許可の場合3部となる。

なお、許可申請書の（参考）様式や記載例は、出雲市ホームページに掲載する。

＜添付書類＞

- 設計仕様書及び設計図
- 平面図・立面図・基礎伏図・基礎断面図など
- 申請地とその周辺を表示した図
- 案内図・公園・土地現況実測図・配置図など
- 現状写真（A4判縦に上下2枚入る程度の大きさの写真）
- 現状変更が必要なことを証明する資料（他の法令に基づく書類がある場合など）
- 土地所有者又は占有者の承諾書（申請者と異なる場合）
- 委任状（様式任意、申請手続きを業者などに委任する場合）

行為を行う者は現状変更等の許可申請書を出雲市市民文化部文化財課に提出する。その際の許可申請書の部数は、許可権限者が文化庁長官の場合は3部、出雲市の場合は2部となる。

現状変更等の許可申請の提出期限は、申請書類の不備、修正等にかかる時間的損失を考慮して、着手予定月の前々月の中旬までには申請書を提出することが望ましい。また、許可手続きの期間は、文化庁長官の許可の場合、国の文化審議会（文化庁での現状変更等の許可是、毎月1回開催の文化審議会文化財分科会で決定）の諮問・答申を経て許可されることから、申請書提出後、許可書（又は不許可）が申請者に届くのは、申請書提出から2～3か月の期間が必要となる。

ウ 許可後の対応

許可を受けた現状変更等が複数年にわたる場合、必要に応じて年度ごとに着手の連絡及び経過についての報告を求めることがある。

また、現状変更等の許可後に期間を延長する必要が生じた場合は、事前に変更事由等を記載した期間変更届又は計画変更書を提出して、承諾等を受ける必要があるため、許可期間終了前に出雲市市民文化部文化財課に相談することとする。

エ 終了報告書の作成・提出

許可を受けて実施した現状変更等が終了したときは、許可権限者に対し、遅延なく現状変更等終了報告書を提出しなければならない。なお、現状変更の結果を示す写真、その他参考となる資料を添付することとする。

提出窓口は出雲市市民文化部文化財課であり、提出部数は市許可の場合1部、国許可の場合3部となる。

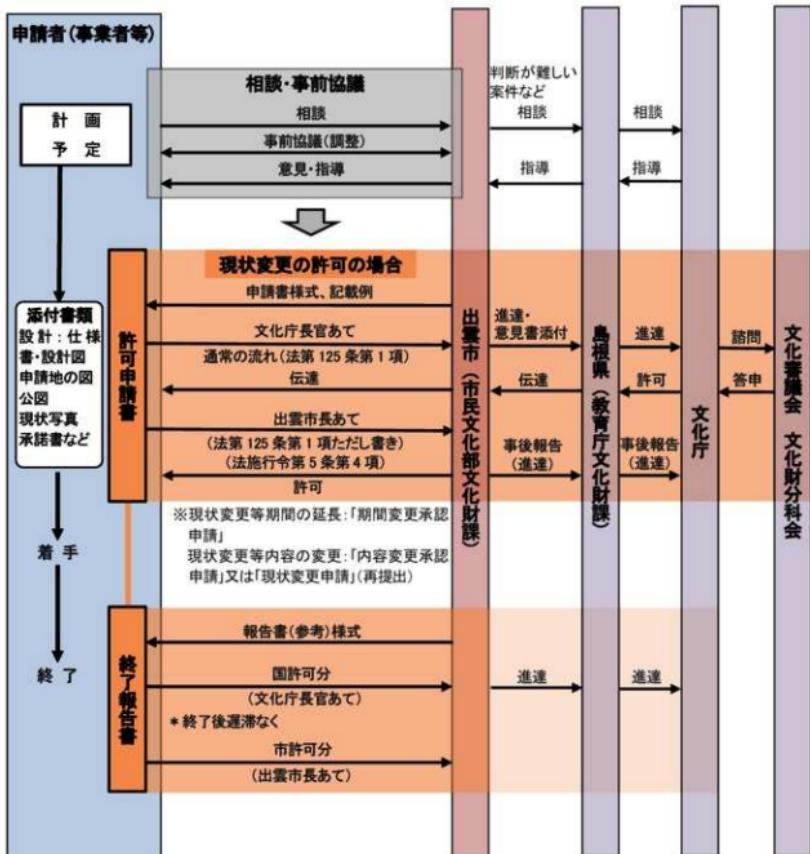


図 7-1 文化財保護法にかかる現状変更等の手続きと許可等の流れ

参考：現状変更等の許可を必要とする行為

表 7-2 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの(届出先)	根拠法令と行為の内容(抜粋、要約)
文化庁長官	<p>■文化財保護法第 125 条第 1 項</p> <p>史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ。</p> <p>＜例示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築、撤去 ・土地の造成 ○保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> ・石材の薬剤処理 ・遺構の型取り ・史跡の隣接地での土地の掘削等による指定地への影響（振動、その他） <p>【文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き）】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条：次頁（表 7-4）を参照）の規定に基づく</p>
出雲市長	<p>■法施行令第 5 条第 4 項第 1 号（抄）</p> <p>イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m² 以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るるものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの</p> <p>ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）</p> <p>ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹についてでは、危険防止のため必要な伐採に限る。）</p> <p>チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p>

表 7-3 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令と行為の内容(抜粋、要約)
維持の措置	<p>■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ・前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条（上記ただし書きの範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・き損等からの原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ・き損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ・除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 <p>■同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 ※保存に影響を及ぼす行為とは、主として指定地外での行為により指定地に影響がある行為を指す。
届出	<p>■文化財保護法第 127 条（許可是必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ・ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合、その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡の保存に関する法的・行政的措置

(1) 追加指定

今後の調査研究を通じて、出雲国山陰道跡の遺構が史跡指定地を越えて確認され、その史跡（文化財保護法）としての保存が必要、かつ、可能な場合には、将来的に追加指定を検討する。

(2) 土地の公有化

史跡指定地に存在する民有地については、関係権利者の理解と協力を得ながら、要望を把握し、公有化を目指すこととする。

(3) 調査研究の実施

出雲市として古代山陰道やそれに関係する可能性がある調査研究を、大学等研究機関などと連携しながら進める。現時点で考えている調査研究は、次のとおりである。

○整備のための調査

- ・史跡指定地において、園路や便益施設等を整備するに際しては、原則、事前の発掘調査等を行う。

○文献史料調査

- ・全市的に文書史料調査を行っており、山陰道に関する記述があった場合は、その内容を掘り下げる。

(4) 日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡指定地やその周辺については、住民・地域団体等と連携し、定期的に草刈りや清掃美化を行う。

また、今後の史跡整備の状況を踏まえながら、整備内容に応じた維持管理の方法や体制を検討する。

さらに、本史跡を確実に保存し、適切に活用していくため、維持管理と併せて定期的な点検を行う体制を構築する。

(5) 出雲市景観計画の周知・啓発

出雲市景観計画は、本市の景観づくりの方向を明らかにし、実際の景観づくりの主体となる、市と市民及び事業者等の役割を示すとともに共通の理解を深め、将来にわたって出雲らしい景観づくりの指針としての役割を担うものである。

本史跡は、景観計画の中の出雲平野地域（主に低層の集落と農用地で構成された視界の広い景観がみられる地域）と位置づけ、景観形成の目標を「地域固有の景観が広がる出雲平野の広々とした豊かな景観を守り、育てる」としている。

また、実現方策である行為の制限に関する事項について、届出が必要な行為と、様々な行為を行う場合の基準となる景観形成基準（形態意匠、色彩、素材ほか）、屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限などを定めている。

さらに、この計画を施行するにあたり、必要な事項については、景観法に基づく市条例「出雲市景観条例」で定めている。

こうした計画や条例の周知、及び良好な景観づくりに関する啓発に努め、本史跡の周辺においても、史跡や地域になじむ「地域固有の景観」の形成促進に努める。

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

住民・地域団体等と連携しながら、本史跡の価値や魅力を出西・直江地区の人々はもとより、地区内外、市域内外の人々が世代を超えて体验したり、学んだり、そして史跡を通じて交流したりできるような場や機会の確保・充実に取り組む。

具体的には、次のような活用の方向性のもとに、具体的な取組の展開を図る。

■調査研究の推進

大学・研究機関等及び学識経験者と連携し、本史跡の調査研究、及びその成果の公開・活用に努める。

■歴史探訪や健康づくり、レクリエーションなどの場としての史跡の活用

調査研究の対象や教育の面だけでなく、市民等の歴史探訪や健康づくり、レクリエーションなどの場として、史跡を多様に活用する。

■教育における本史跡の活用

学校教育、社会教育において、本史跡や関連する遺跡、その他歴史文化の活用を進める。

■地域資源活用のネットワークづくり

地域・市域レベル、さらには広域的な広がりの中で、本史跡と関連する文化財等（地域資源）をつなぎ、連携して活用するネットワークづくりに努める。

■史跡を生かした観光交流やまちづくり（地域の活性化）

史跡の保存を前提に、住民・地域団体等が主体となった本史跡や周辺の文化財等を生かした観光交流やまちづくりの取組を促進する。

■情報の提供・発信及びガイダンス機能の充実

こうした取組や歴史文化などの情報については、多様な情報媒体などを活用し、適切かつ効果的に提供・発信する。

第2節 活用の方法

1 調査研究の推進

調査研究については「第6章 保存（保存管理）」において、調査の届出に関する手続きの弾力化、調査研究の実施について明らかにしているが、ここでは調査研究や研究交流の対象として本史跡の活用を進める観点から、その方法を設定する。

（1）大学・研究機関等の調査研究と連携・交流の促進

- 大学との共同研究などを持続的に進めるとともに、研究機関等による本史跡に関する調査研究を、情報提供等を通じて促進する。
- 地域の歴史文化やコミュニティ、観光交流、景観と本史跡の関わりなど、多面的な視点からの調査研究を促進する。
- 本史跡をはじめとした文化財に関する研究会・研究集会等の開催、及び大学・研究機関等の交流を促進し、様々な調査研究の成果等の共有化に努めながら、多角的な視点からも本史跡の価値や魅力、保存・活用の課題・方策などを見いだし、今後に生かす。
- 本史跡に関わる調査研究の成果を整理し、データベース化を含め体系的な蓄積に努める。

(2) 調査研究の成果の公開と活用

- 調査研究の成果は、実施した大学・研究機関等との連携のもと、適切に公開するとともに、学校教育や社会教育、観光や地域づくりなどでの活用に努める。

2 歴史探訪や健康づくり、レクリエーションの場としての史跡の活用

今後の史跡整備の進捗状況を勘案しながら、出西・直江地区の住民をはじめ市民等の歴史探訪、健康づくり、レクリエーションの場としても利用されるよう、活用の方法を検討する。

(1) 歴史探訪の場としての活用

- 本史跡と周辺の関連する文化財などを併せて、古代を中心とした歴史探訪の場を確保・充実させる。⇒「4 地域資源活用のネットワークづくり」を参照

(2) 散策・ウォーキングの場としての本史跡の活用

- 健康増進のためのウォーキング機会の確保と参加促進に努めながら、本史跡やその周辺環境を生かした市民等の自主的かつ定期的・日常的な健康づくりの場として、本史跡の活用も促進する。
- そのため、史跡の整備においては、史跡指定地への進入の円滑化などと併せて、散策・ウォーキング等の健康づくりの観点からも園路・広場等の配置・コースなどを検討する。

(3) レクリエーション・地域行事等の場としての本史跡の活用

- 本史跡の価値や魅力、レクリエーションの場としての利用方法や注意事項等を広く情報提供・発信しながら、市民をはじめ市内外の人々の適切な利用を促進する。
- 広大な平坦地が広がることから、史跡の保護を前提に、本史跡に関係するイベント、観光交流に関するイベント、地域行事などの場としての活用を促進する。

3 教育における史跡の活用

本史跡の活用は、指定から間がないこともあり、教育の場面での活用は限定的であることから、今後の史跡整備の進捗状況と調整しながら、学校教育・社会教育における本史跡のより一層の活用に取り組む。

(1) 学校教育における史跡の活用

- 小学校・中学校において、本史跡をはじめ文化財の体験学習などの機会の確保・充実に取り組む。
- 教職員等を対象に、本史跡を含めた文化財や地域の歴史文化などに関する資料の提供及び研修機会の確保・充実に努める。
- 本史跡等に関するパンフレット又は副読本の作成を検討する。

(2) 社会教育における史跡の活用

- 本史跡や地域の歴史文化などに関する講演会や講座、及び前述の研究会等の開催に取

り組む。

○本史跡を対象とした各種フィールドワークなど、体験機会の確保・充実に努める。

○本史跡や周辺の関連する文化財などをつないだ体験機会の確保・充実に努める。

4 地域資源活用のネットワークづくり

本史跡周辺には、香取神社北切通しをはじめとした古代山陰道やそれに関連する遺跡、及び香取神社や御井神社等の歴史的環境を構成する要素が所在するとともに、東側約2.5km(直線距離)には荒神谷博物館、西側約4km(同)に出雲弥生の森博物館が位置する。また、市域の広がりの中でも、塩治神社付近切通し等が残され、古代山陰道のルート(推定を含む)が確認される。

こうした古代山陰道の遺跡やルート、これと一体となって歴史的環境を構成する要素及び博物館をつないだ活用、更には古代山陰道を通じた広域的なネットワークづくりに取り組む。

(1) 本史跡一帯における歴史・自然遺産の活用と周遊ルートづくり

○本史跡が立地する出西・直江地区において、古代山陰道の遺構と考えられる切通し、御井神社、香取神社をはじめとした歴史遺産、水鳥が飛来する新建川等の自然遺産の活用を進める。

○本史跡と上記の歴史遺産・自然遺産をつなぐ周遊ルートを設定し、地域団体等と連携し、本史跡一帯の魅力づくりを進める。→「まちづくりの資源としての活用」につなぐ。



図8-1 御井神社と水鳥の飛来する新建川

(2) 関連文化財群による周遊ルートの設定と活用促進

○『出雲市文化財保存活用地域計画』で設定した関連文化財群「今に息づく出雲神話と風土記の世界」においては、古代山陰道も出雲神話と『出雲国風土記』の舞台として位置付けており、その具体化を目指し、本史跡を含めた有形・無形の文化財をつなぐ周遊ルートを設定し、活用を図る。

○その際、ルート沿いや近接地に立地するその他の地域資源を含め、資源・魅力を体験できる場と機会の確保・充実に努める。

(3) 本史跡等を生かした広域的なネットワークづくり

○古代山陰道(近世山陰道を含めて検討)をキーワードに、松江市や大田市等の近隣自

治体、鳥取県等の山陰道の遺跡が所在する自治体、及び古代山陰道をはじめ街道に関する展示や調査研究を行っている博物館、研究機関とのネットワークづくりに努め、広域的な広がりの中で相互の交流や連携した事業の展開などを検討する。

5 史跡を生かした観光交流やまちづくり（地域の活性化）

本史跡は文化財としての価値・魅力だけでなく、その立地性や土地条件などから、観光交流やまちづくりの資源としての可能性も多分に有している。

このため、地域の活性化の観点からも、面的な広がりの中で他の地域資源とのネットワーク化、イベントの開催など本史跡の活用に取り組む。

（1）観光交流の資源としての活用

- 前述の「地域資源活用のネットワークづくり」や後述の「情報の提供・発信及びガイダンス機能の充実」などにおいては、観光交流の観点からも取組を進める。
- 本史跡の本質的価値の保存を前提として、史跡指定地そのものについても、四季を通じた利用がなされることを目指し、住民・地域団体・関係団体と一体となって有効な活用を検討する。
- 観光協会などと連携し、観光ガイド・ボランティアガイドの確保・養成など観光客の受け入れ体制について検討する。

（2）まちづくりの資源としての活用

- 本史跡等を活用した地域行事やイベントなどを担つたり、協力・支援したりする人材・団体の確保に努める。
- 出西・直江地区において、本史跡をはじめ歴史文化を生かしたまちづくりの気運を高め、具体的な取組の展開を支援する。
- クラウドファンディング（インターネットを通して、取組・活動を応援したいと思う人から資金を募る仕組み）など、本史跡における様々な取組に対する支援・協力の手法などを検討する。
- 地域団体・関係団体と連携し、清掃美化や点検を含め本史跡の保存・活用の担い手や支援者の確保・育成に努める。
- 本史跡や出西・直江地区などの様々な情報の提供・発信を広く行っていく。⇒6「（1）様々な媒体による情報の提供・発信の充実」を参照

（3）感染症対策

- 本史跡の保存・活用を含め全市的な観点から、感染症対策には国・県と連携を取りながら取り組む。

6 情報の提供・発信及びガイダンス機能の充実

本史跡の価値と魅力を体感し、学び、理解を深め、また、魅力を感じ、楽しんでもらうため、様々な媒体（技術）による情報の提供・発信と現地におけるガイダンス機能（施設・設備）の充実を図る。

(1) 様々な媒体による情報の提供・発信の充実

- 案内板・説明板等の配置や内容、デザイン、耐久性等を考慮しながら、計画的な設置・更新を図るとともに、QRコードの活用などにより、情報提供の充実や多言語化を検討する。⇒「第9章 整備」を参照
- 本史跡又は関連する文化財等を含めたパンフレットなどの作成を検討する。
- 情報提供・発信においては、DX（デジタルトランスフォーメーション）の観点を持ちつつ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等）やAR^{※1}（拡張現実）・VR^{※2}（仮想現実）などICT（情報通信技術）の活用を検討する。

(2) 本史跡と荒神谷博物館、出雲弥生の森博物館の連携の強化

- 本史跡周辺における周遊ルートの拠点の充実、便益施設（トイレ、休憩の場）の提供などと併せて、ガイダンス機能の確保・充実を図るため、説明板等の設置・更新、ICTの活用などと併せて、本史跡と荒神谷博物館、出雲弥生の森博物館の連携の充実・強化を図る。
- 荒神谷博物館、出雲弥生の森博物館においては、出雲国山陰道跡に関する解説・情報提供等を充実させる。

※1 AR（拡張現実感：Augmented Reality の略）

CGなどで作った仮想現実を現実世界に反映（拡張）していく技術（例：「体験型観光アプリ「ストリートミュージアム」古代出雲大社高層神殿、国譲り神話）。

※2 VR（仮想現実感：Virtual Reality の略）。

コンピュータ上で現実に似せた仮想世界を作り出し、あたかもそこにいるかの様な感覚を体験できる技術。通常は「ヘッドセット」というゴーグルのようなものをかぶって体験（例：出雲弥生の森博物館の「古墳石室360度パノラマコンテンツ」）。

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

本史跡の整備は、史跡指定から間がないこともあり、応急的・部分的に転落防止柵を設置している段階である。また、東側指定地の隣接地等（西側）では、中国電力による鉄塔管理の階段と管理道（歩行者道）、手すり（柵）等が整備されており、それを利用して史跡指定地に到達している。

こうした状況を踏まえ、次のような整備の方向性のもとに、具体的な整備の展開を図る。

■主として保存のための整備

本史跡の本質的価値の保存に向け、盛土等による遺構の保護や安全対策、有害鳥獣による被害防止、及びその他、適正な保存のための整備（維持管理のための施設など）に取り組むとともに、眺望景観の確保を顧慮しつつ樹林等の適正な維持管理（整備）に努める。

また、整備の際には、耐久性やCO₂の削減などを考慮しながら、環境に配慮した技術・材料等の選択・採用に努める。…共通事項

■主として活用のための整備

本史跡の適正かつ効果的な活用を進めるため、発掘調査の成果を生かした遺構の表現を図るとともに、近隣に配慮したアクセスの確保、西側指定地（東端）と東側指定地（西端）の連絡の円滑化、園路・広場、案内板・誘導標識、便益施設（駐車場、トイレほか）、ガイダンス機能などの整備などに取り組む。

第2節 整備の方法

1 主として史跡の保存のための整備

本史跡の本質的価値の保存や安全・安心な環境の確保、適切な維持管理などを図るために、国・県と連携しながら、施設・設備の整備の面からも適切に対応する。

（1）安全対策（鳥獣被害防止を含む）

- 発掘調査の跡については、遺構の表現と調整しながら、安全の確保及び遺構の保存のため適切に盛土を行う。
- 史跡の縁辺部の一部には崖地があり、来訪者が安全・快適に利用できるよう、注意札や柵等の設置・更新を行う。
- 史跡指定地及びその周辺の動植物の調査・確認を行い、人に危害を及ぼす動物、健康被害（かぶれ等）をもたらす植物がある場合は、注意喚起を含め適切な安全対策を行う。
- 本史跡は山中にあり、上記の安全対策と併せて、整備した範囲や施設・設備への鳥獣による被害防止についても留意し、必要に応じて効果的な対策を検討する。
- 緊急時の連絡先等の伝達・周知を行うとともに、救急・救護が円滑に行われるよう体制を整える。

（2）保存施設（標識、説明板等）の整備

- 遺構の表現等の状況（進捗）を勘案しつつ、説明板（全体説明板、個々の遺構説明板）

- や名称表示板の計画的な設置や必要に応じた修繕・更新を図る。
- 利用のマナーや禁止事項、留意点等を記した注意札の設置又は案内板・説明板への表示を行う。
- 説明内容の伝達においては、QRコードなどICTを活用した説明・情報提供を検討する。
- 今後、土地の公有化を進めた場合などには、境界標を適切に設置する。

(3) 維持管理のための施設の検討

- 史跡を維持管理するための用具・備品、及びそれらの保管場所の確保・整備について検討する。
- 保管場所については、史跡指定地内又はその隣接地・近接地での確保・整備を基本に、休憩施設・トイレ等への併設を含め検討する。

(4) 本質的価値の毀損への対応（復旧）

- 本質的価値を構成する要素が毀損した場合の復旧の手法などを体系的に把握・整理し、実際に毀損した場合には国・県と連携して復旧に対処する。

(5) 樹林や各種施設等の維持管理・更新

- 土地所有者（占有者、管理者を含む）及び住民・地域団体等と連携し、定期的な草刈り等を行うとともに、眺望景観の確保に向けた樹林・樹木の管理（枝打ち等を含む）に努める。
- 整備した各種施設等の点検を行いつつ、劣化・毀損した場合には修繕や更新に適切に対処する。

(6) 環境に配慮した技術の把握と活用…共通事項（保存・活用）

- 本質的価値の保存や環境・景観の保全に留意しながら、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用を検討する。
- 施設・設備の整備で使用する材料等は、耐久性や景観、CO₂の削減などを考慮しながら、選択・採用に努める。
- その他、本質的価値の保存や環境・景観の保全に資する技術の把握に努め、整備においてはそれらの適正な活用を検討する。

2 主として史跡の活用のための整備

本質的価値の保存を前提に本史跡を有効に活用するため、遺構の表現や施設・設備の整備を効果的・計画的に進める。

(1) 遺構の表現

- 切通しなどの地形の保存及び復原的な整備（復旧）を検討する。
- 本史跡の本質的価値の顕在化を目指しながら、来訪者等が理解しやすく、興味・印象を高める遺構の表現を、維持管理や安全性、耐久性、事業費等を勘案して具体化する。
- 市道杉沢線の出雲国山陰道跡の推定ラインについては、カラー舗装や名称表示板等での表示を検討する。なお、実際にはカラー舗装等を行った上部に街道が位置していた

ことを、次に示すプレートと併せて説明する。

- 市道杉沢線及びその沿道部分で途切れている出雲国山陰道跡については、西側指定地の東端及び東側指定地の西端に、原寸大の断面及び名称等を表示したプレートの設置を図る（図9-1を参照）。その際、市道杉沢線や指定地の東端又は西端からプレートが見えるよう、防災に配慮しつつ、プレート設置付近の樹木等を適切に整備する（伐採、枝打ち、草刈り等）。
- 史跡指定地内や隣接地等に存在する古墳や石造物の保存について検討する必要がある。
- 遺構の表現においては、出土遺物なども理解できるよう、説明板での表示に加え、レプリカや映像表現及びI C Tの活用を検討する。
- 道路遺構に関しては、現地での遺構断面の展示が理解促進には効果的であるが、維持管理上などの課題が多いことから、上記のように説明板やI C Tの活用を検討する。

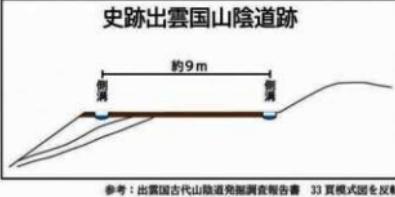
（2）アクセスの確保・整備

- 西側指定地へのアクセスを円滑にするため、その西側及び南側からの既存のルートの改良を図る。
- 東側指定地への東側からのアクセスは、現在、民家の敷地等を経由しており、プライバシーの確保など生活環境に配慮したルートの確保・整備を図る。また、西側からのアクセスに関しては、中国電力の管理道（市道杉沢線側）の利用について、関係者と協議（お願い）する。

（3）西側と東側の史跡指定地の連絡の円滑化

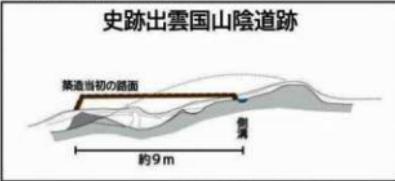
- 現在、西側と東側の史跡指定地はつながっておらず、大きく迂回する必要があり、西側指定地の東端から市道杉沢線に下りるルートの整備を検討する。
- 上記の整備ができる場合は、交通安全対策として市道杉沢線を横断する部分のカラー舗装化（イメージハング）を図る。ただし、市道杉沢線に出雲国山陰道跡の推定ルートを表示した場合には、それと色などで違いを持たせる。

＜概略表現案（A）＞
西側指定地での整備イメージ



参考：出雲国古代山陰道発掘調査報告書 33頁模式図を反転

＜やや詳細な表現案（B）＞
東側指定地での整備イメージ



参考：出雲国古代山陰道発掘調査報告書 2 21頁土塁図

図9-1 市道杉沢線の両側へ街道の断面の表示案（原寸大パネル等）



図9-2 市道杉沢線の現状（パネル設置等の候補地付近）

(4) 駐車場等の確保・整備の検討

- 駐車場については、西側指定地の南側の市有地を候補として、具体化を検討する。
- 東側指定地の東側から新たなアクセス（ルート）が整備できた場合には、そのルートと市道の結節点付近において駐車スペース等の整備を検討する。
- サイクリング利用に対応した施設・設備（駐輪場又はそのスペース、サイクルスタンダなど）の整備を検討する。なお、史跡指定地内の自転車使用は禁止とする。
- 本史跡の周辺（近接地）には、民間企業が立地しており、歴史的景観への配慮とともに、本史跡でのイベントなどにより多くの来訪者がある場合には、民間企業の駐車場の利用について、必要に応じて協議しておく。

(5) 園路・広場、植栽等の確保・整備

- 造構の表現等を勘案しながら、出雲国山陰道跡を通る歩行者動線を整備（改良）する。
- 史跡の説明や休憩・交流の場となる小広場を確保・整備する。
- 西側指定地の東側においては、北側の出雲平野・島根半島、南の仏経山を眺望できる場所（眺望点）の確保とともに、周囲の樹林の適正な除伐等と維持管理に努める。
- 東側指定地においては、史跡指定地に隣接する中国電力の鉄塔付近が良好な眺望点となっており、その利用について関係者と協議（お願い）する。
- 史跡指定地は山中にあることから、森林の管理を除き、原則、新たな植栽は行わないこととする。ただし、小広場等を確保した場合には、眺望景観の確保や史跡との調和を勘案し、在来種による部分的な植栽を検討する。

(6) 便益施設（休憩施設、トイレなど）の確保・整備

- 園路・広場の確保・整備と併せて、西側指定地の東側（広場的な空間）において、休憩施設（あずまや、ベンチ等）の整備を検討する。
- 西側指定地の眺望点については、ベンチ等の整備を検討する。
- 西側指定地の南側（史跡指定地外）に駐車場を整備する場合は、トイレや休憩施設等の整備も検討する。

(7) 史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備

- 史跡指定地だけでなく周辺を含めて、関係する文化財や荒神谷博物館などを周遊するルートの設定を図る。
- 本史跡及び周辺の文化財や諸施設の進入路や周遊ルートなどを分かりやすく伝える案内板、誘導標識等のサインの設置を図る。
- 誘導標識等には、道路標識（案内標識）を含むこととし、関係機関と協議・調整し、適切な設置に努める。
- 公共交通機関（JR山陰線）を利用した本史跡の利用も考慮し、案内板や誘導標識等の設置、及びその他媒体での情報提供を図る。
- サインについては、出雲市の他の文化財や公共空間のものを考慮しつつ、共通性の確保と本史跡をイメージしやすいデザインを検討する。
- 本史跡に関する案内内容の伝達においては、QRコードなどICTを活用した案内・情報提供を検討する。

(8) ガイダンス機能の確保・整備

- 史跡指定地等にあづまやを整備する場合には、本史跡に関するパネルを設置するなど、ガイダンス機能の確保を図る。
- 来訪者や出雲市内外の人々に本史跡等に関する情報提供、案内・説明を行うため、荒神谷博物館や出雲弥生の森博物館などの既存施設やＩＣＴの活用を含め、多様な手段・媒体を通じてガイダンス機能の確保・整備に取り組む。

(9) 外国人観光客を含め来訪者に配慮した環境整備

- 外国人観光客を含め、来訪者に配慮した各種サインの整備やピクトグラムの活用、パンフレットの作成、ＩＣＴの活用などの環境整備を進める。
- ※外国人観光客の誘致は、国をあげて取り組まれており、『明日の日本を支える観光ビジョン』(観光庁・平成28年(2016)3月)では、「訪日外国人旅行者がストレスなく、快適に観光を満喫できる環境整備に向け、政府一丸となって対応を加速化」とされて いる。

(10) ＩＣＴを活用した情報発信機能の整備

- 関係団体、民間事業者等と連携しながら、ＩＣＴを活用した情報発信や説明・体験等の機能の整備を検討する。
- 史跡指定地での疑似体験や情報提供を含め、AR・VRなどＩＣＴの活用を検討する。
- 感染症対策を考慮しながら、ＩＣＴなどの整備・活用について検討する。

凡 例

- 出雲国山陰道路 : 維持管理・道の復旧等
- (---) 遺構の表現 (説明板とセット)
- (●) その他遺構の表現の検討
- 歩行者道線 (一部管理道) の整備 (検討)
- 駐車場等の整備の検討
- (○) 休憩施設等の整備の検討
- △ 眺望点
- 転落防止柵等
- 標識
- 全体説明板 (パンフレットボックスを併設)
- ◆ 調導標識
- 史跡指定地

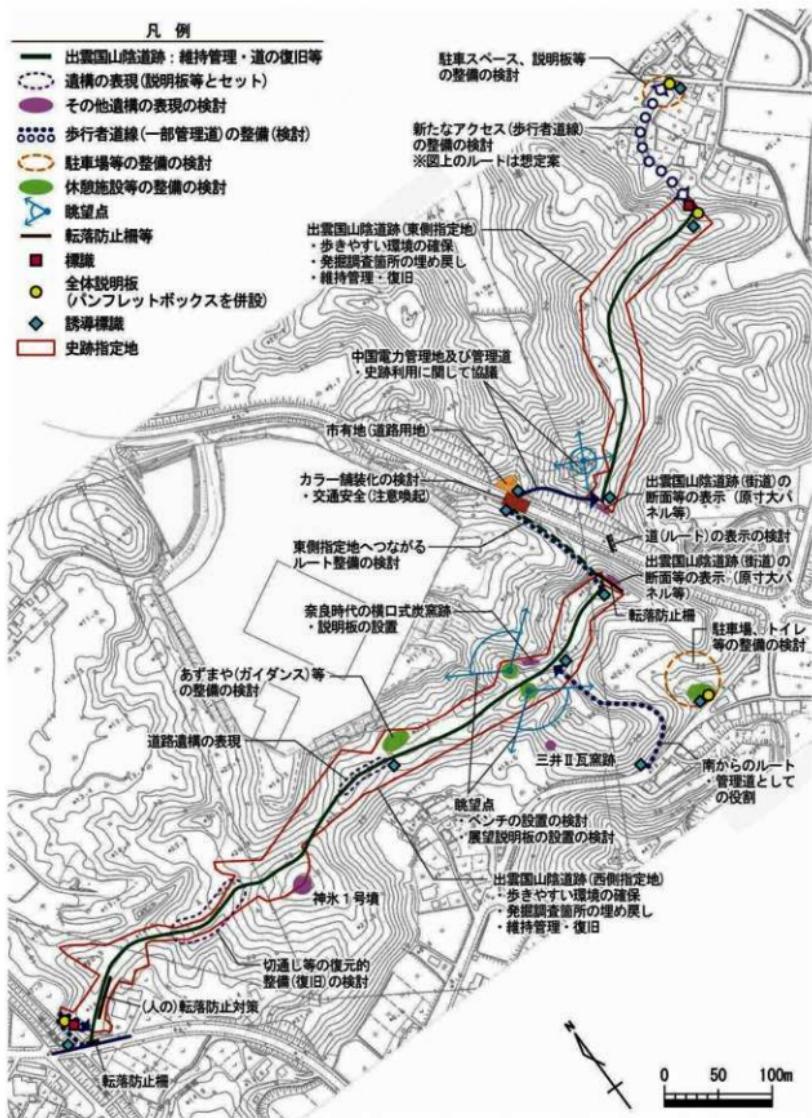


図 9-3 出雲国山陰道路の整備の計画

第10章 史跡に関する運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡の確実な保存及び適切な活用のため、文化財行政を担当する文化財課と関係課が連携し、一体となって管理団体（出雲市）としての役割を担う。

また、調査や保存・活用への助言・指導を得たり、連携して調査等を進めたりするため、史跡出雲国山陰道跡保存活用計画策定委員会の委員、大学及びその他の研究機関や学識経験者などとの連携・協力体制の充実・強化を図る。

当該史跡の維持管理や活用などについては、行政と出西・直江地区の地域団体等、及び出雲観光協会等の関係団体が連携した地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組む体制の構築を図る。

さらに、古代山陰道が所在する自治体、地域との連携を図るとともに、古代道の歴史などに関心のある人々などのネットワークづくりに取り組み、幅広い協力や支援・連携の体制の構築に努める。

第2節 運営・体制の整備の方法

本史跡の調査研究や保存管理、活用、整備を推進する体制の整備の方法を設定する。

特に、史跡の保存管理（維持管理）や活用においては、出西・直江地区の地域団体等、及び出雲観光協会等の関係団体が連携し、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組んでいく。

1 庁内及び関係機関等との連携

（1）庁内連携体制の強化

○本史跡及びその他文化財の保存・活用に関しては、庁内の多くの部署が関係しており、市民文化部文化財課が中心（事務局）となって、連絡調整や情報の共有化、組織横断的な施策・事業の展開などを図る。

<関係する主要な部署：文化財課を除く>

総合政策部

- ・広報課：広報
- ・交通政策課：事業連携
- ・斐川行政センター：地域振興課

総務部

- ・情報政策課（デジタル戦略室）：情報発信

防災安全部

- ・防災安全課：浸水想定区域、土砂災害警戒区域等

健康福祉部

- ・健康増進課：健康づくり（史跡活用）

市民文化部

- ・市民活動支援課：生涯学習

観光交流部

- ・観光課：文化観光推進
- ・インバウンド推進課：インバウンド促進

- 環境エネルギー部
 - ・環境政策課
 - 農林水産部
 - ・森林政策課：森林（樹林）整備
 - 都市建設部
 - ・建設企画課：国・県事業連携
 - ・道路建設課：道路のカラー舗装化、出雲国山陰道跡（ルート）の表示
 - ・都市計画課：都市計画法（用途地域未指定）
 - ・建築住宅課：景観法（出雲市景観計画）
 - 教育委員会
 - ・学校教育課：学校教育における文化財の活用
- ※その他、本史跡の保存・活用に関係する場合（例：財源の確保、消防・救急体制など）、必要に応じて関係部署と連携する。

（2）国・県等との連携

- 文化財保護に関して国・島根県との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得られるようにするとともに、調査や史跡整備等に関する支援確保に努める。
- 古代山陰道（近世山陰道を含めて検討）に関係する自治体、及び古代山陰道をはじめ街道に関する展示や調査研究を行っている博物館、研究機関とのネットワークづくりに努める。

（3）調査研究及び保存・活用・整備の専門的な連携・協力体制づくり

- 本史跡に関わる調査研究、及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるため、大学をはじめとした大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家の協力・支援を得られるよう、組織的・人的ネットワークを充実・強化する。
- 高等教育機関・研究機関、学識経験者等との連携を生かし、古代山陰道などに関する研究会や講演会、シンポジウムの開催などに努める。

2 地域社会総がかりの体制づくり

（1）市民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり

- 子どもから高齢者まで多様な世代が文化財について理解し、興味を持ってもらえるよう、本史跡やその他文化財に関わる情報の提供・発信・啓発を担う体制の充実・強化に努める。
- 文化財に関する学習機会の拡充や啓発を進めため、文化財保護部門と学校教育、社会教育などの部門の連携の充実・強化を図るとともに、地域団体等との協力体制を維持・充実させる。
- 文化財保護や観光交流、文化交流などの部門が連携し、出雲市の歴史文化情報・観光情報などを提供・発信する体制の充実・強化を図るとともに、外国語に対応した情報の提供・発信に努める。

（2）地域社会総がかりで取り組む体制づくり

- 本史跡の定期的な清掃美化・草刈り等に関して、地域団体等が協力・参加しやすい

制度づくりを図る。

- 遺構や園路（出雲国山陰道跡のルートなど）・広場、便益施設、樹林・下草等を点検・パトロールする文化財ソーター（仮称）の創設を検討するとともに、行政と地域団体等の協力・連携体制を構築する。
- 本史跡の整備と併せて、地域団体等が主体となった史跡の活用を促進するため、活用のルールや地域での取組（活動）の支援策を検討する。

（3）出雲国山陰道跡をはじめ文化財の保存・活用を支えるネットワークづくり

- 出雲国山陰道跡をはじめ出雲市の地域資源や魅力などの情報を広く発信しながら、本史跡等の保存・活用を応援し、支える市内外の人的なネットワークづくりに努める。

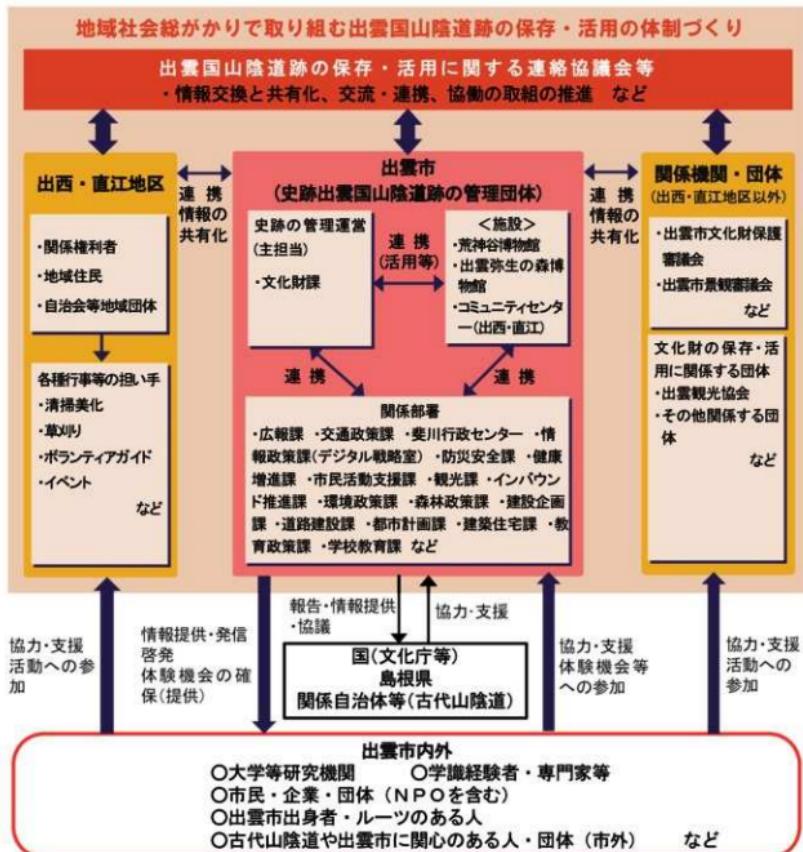


図 10-1 地域社会総がかりの体制づくり

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の実施時期の区分

本計画の計画期間は、認定の日（文化財保護法第129条の2第4項に基づいて本計画が認定された日）から10年間とし、出雲市として施策（事業）を実施する期間は、計画が認定される予定の令和6年度（2024）から令和15年度（2033）の10か年としている。

実際に施策（事業）を実施するには、本市の中期財政計画（3年）に盛り込み、毎年度予算において具体化することが基本であることから、本計画もそれに対応できるよう、計画期間を前・中・後期の3段階に分けて、施策（事業）の実施時期を設定する。

○前期（3か年）：令和6年度（2024）～令和8年度（2026）

○中期（3か年）：令和9年度（2027）～令和11年度（2029）

○後期（4か年）：令和12年度（2030）～令和15年度（2033）

これらのうち本計画期間の最初となる令和6年度（2024）は、出雲市総合振興計画「出雲新話2030」の前期基本計画の最終年度となることから、後期基本計画の策定に際して本計画の内容の反映に努める。

第2節 施策のプログラム

本計画においては、第7章から第10章において、順に史跡の保存（保存管理）、史跡の活用、史跡の整備、史跡に関する運営・体制の整備に関して施策（事業）を位置づけており、それらを表11-1のようにプログラム化することで、時間軸から具体化の道筋をつける。

また、前・中・後期によるプログラム化を踏まえ、原則、3年間の年次計画を作成し、毎年度ローリングを行うこととし、中期財政計画への反映と具体化に努める。

なお、諸状況によって、予定している施策（事業）の実施時期を前倒しする場合、あるいは後ろにずらす場合などが生じることも想定され、効率的で実効性のある施策（事業）の実施を図る観点から、実施時期について柔軟かつ的確な対応を図ることとする。

【取組（施策・事業・活動）の主体】

施策・事業としての主体は、出雲市（教育委員会を含む）であるが、実際の活動・行為は住民・地域団体等が担う場合があり、その内容によって次のように分類できる。

- 1) 本市が直営又は研究機関・学識経験者・専門業者等への委託等により事業を実施（外部の協力・支援により事業を実施する場合を含む）
- 2) 住民（関係する土地所有者等を含む）・地域団体等による史跡の保存・活用に関わる活動・行為（一部、現状委更等に関わる行為を含む）
- 3) 上記2)に対して、市として支援（助成金、技術・情報や物品の提供など）又は維持管理等を委託、支援措置及び委託事業としては本市が取組主体

いずれの場合も、関係する土地所有者等やその他住民・地域団体等と本市との間で、情報の共有化、相互の理解・協力・連携が重要となる。

表 11-1 施策・事業等のプログラム～総括表～

(1/2)

区分	施策・事業等	取組の主体等 ◎ 主体 ○ 支援・協力 地域 市	実施時期: R6(2024)～R15(2033)		
			前期 (R6～8)	中期 (R9～11)	後期 (R12～15)
保存	現状変更等への対応(史跡指定地)	◎ 申請			
保存管理	史跡の保存に関する法的・行政的措置	追加指定 土地の公有化 調査研究の実施	○ ○ ○	○ ○ ○	
	日常的・定期的な維持管理や点検への対応	◎	◎		
	出雲市景観計画の周知・啓発	○	○		
活用	調査研究の推進	大学・研究機関等の調査研究と連携・交流の促進 調査研究の成果の公開と活用	○ ○	○ ○	
	歴史探訪や健康づくり、レクリエーションの場としての史跡の活用	歴史探訪の場としての活用 散策・ウォーキングの場としての本史跡の活用 レクリエーション・地域行事等の場としての本史跡の活用	◎ (◎) (◎)	○ ○ ○	(◎) 支援措置、体験機会等の市としての取組を講じた場合(以下同様) 安全対策 安全対策 整備との調整 安全対策 整備との調整 安全対策 整備との調整
	教育における史跡の活用	学校教育における史跡の活用 社会教育における史跡の活用	○ ○	○ ○	安全対策 安全対策 整備との調整 安全対策 整備との調整 同上 同上 同上
	地域資源活用のネットワークづくり	本史跡一帯における歴史・自然遺産の活用と周遊ルートづくり 関連文化財群による周遊ルートの設定と活用促進 本史跡等を生かした広域的なネットワークづくり	○ ○ ○	○ ○ ○	
	史跡を生かした観光交流やまちづくり(地域の活性化)	観光交流の資源としての活用 まちづくりの資源としての活用 感染症対策	◎ ○ ○	◎ (◎) ○	関係自治体等との連携
	情報の提供・発信及びガイダンス機能の充実	様々な媒体による情報の提供・発信の充実 本史跡と荒神谷博物館、出雲弥生の森博物館の連携の強化	○ ○	○ ○	

※事業（施策・事業）の主体等

地域：土地所有者（占有者、管理者を含む）、住民・地域団体等 市：出雲市

※実施時期

実線（黒）：実施 実線（灰色）：態勢確保（案件が発生した場合に適宜対応）

破線：実施を検討、前倒し又は延長等の可能性

表 11-1 施策・事業等のプログラム～総括表～

(2/2)

区分	施策・事業等	取組の主体等 ◎ 主体 ○ 支援・協力 地域 市	実施時期: R6(2024)～R15(2033)		
			前期 (R6～8)	中期 (R9～11)	後期 (R12～15)
整備	主として史跡の保存のための整備	安全対策(鳥獣被害防止を含む)	○ ○		
		保存施設(標識、説明板等)の整備	○ ○	-----	
		維持管理のための施設の検討	○ ○		----
		本質的価値の毀損への対応(復旧)	○ ○		
		樹林や各種施設等の維持管理・更新	○ ○		
		環境に配慮した技術の把握と活用…共通事項(保存・活用)	○ ○	---	
		遺構の表現 ※史跡整備に関する計画・設計を含む	○ ○	整備基本計画 ※他の整備等を含む(右記も)	基本設計・実施 設計→整備(遺構の表現)
運営・体制	主として史跡の活用のための整備	アクセスの確保・整備	○ ○	-----	
		西側と東側の史跡指定地の連絡の円滑化	○ ○	-----	
		駐車場等の確保・整備の検討	○ ○	-----	-----
		園路・広場・植栽等の確保・整備	○ ○		----
		便益施設(休憩施設、トイレなど)の確保・整備	○ ○	-----	
		史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備	○ ○	-----	
		ガイダンス機能の確保・整備	○ ○	-----	
		外国人観光客を含め来訪者に配慮した環境整備	○ ○	-----	
		ICTを活用した情報発信機能の整備	○ ○		----
		府内及び関係機関等との連携	○		
地域社会総がかりの体制づくり	市民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり 地域社会総がかりで取り組む体制づくり 出雲国山陰道跡をはじめ文化財の保存・活用を支えるネットワークづくり	府内連携体制の強化	○		
		国・県との連携	○		
		調査研究及び保存・活用・整備の専門的な連携・協力体制づくり	○ ○		
		市民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり 地域社会総がかりで取り組む体制づくり 出雲国山陰道跡をはじめ文化財の保存・活用を支えるネットワークづくり	○ ○		市内外の人的ネットワークづくり 同左(地域社会総がかりの体制を拡充)

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

本計画に位置づけた事業を具体化し、効果を発揮させるためには、本計画の進行管理を的確に行なうことが求められる。

その方法として、毎年度又は前期・中期・後期の節目の段階で、事業の経過観察（下記の3段階…本章「第2節 経過観察の方法」を参照）を行いつつ、その結果をP D C Aサイクルに反映することとする。

ステップ1：事業の実現状況の確認（点検）

ステップ2：実施した事業の妥当性・効果の確認及び評価

ステップ3：基本理念への寄与と改善点・課題の把握

また、事業の評価などについては、府内だけでなく、当該史跡に関する委員会等をはじめ、外部の意見把握（外部評価）を検討する。

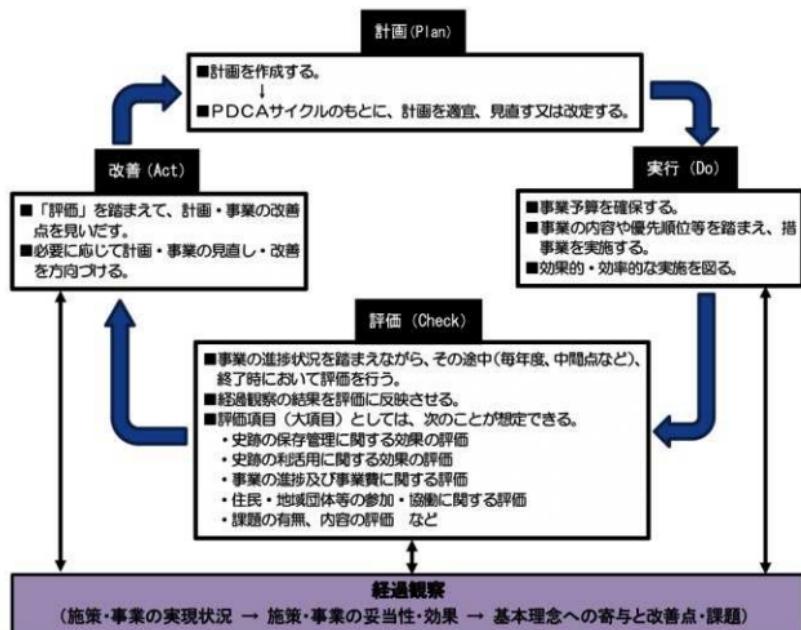


図12-1 計画（施策・事業）に関わるP D C Aサイクルの考え方と経過観察

第2節 経過観察の方法

本計画の進行管理（経過観察）の柱となる前述の3つの段階の内容は、下図のようになり、文化財行政を担当する市民文化部文化財課が中心となって経過観察を行うこととする。

なお、本計画の事業の中には、文化財課以外が担当となる可能性のある事業も想定されるとともに、学校教育や社会教育、観光・交流などの面からの評価も必要である。

このため、関係課等との府内連携体制を構築し、文化財課が事務局機能を担い、事業の実施状況などの情報共有を図りつつ、事業の評価や改善、更には必要に応じて計画の見直し等について協議する。

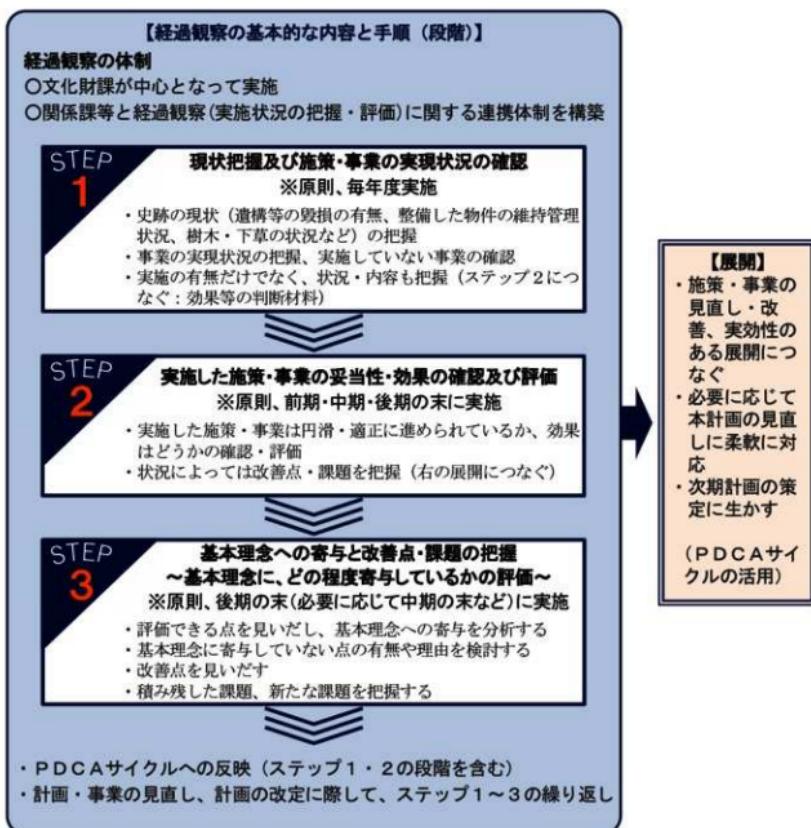


図12-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開

史跡出雲国山陰道跡

保存活用計画

令和6年(2024)3月

発行 出雲市

編集 出雲市 市民文化部 文化財課

〒693-0011

島根県出雲市大津町2760番地

(出雲弥生の森博物館内)

Tel : 0853-21-6893

Fax : 0853-21-6617

E-mail : bunkazai@city.izumo.shimane.jp

印刷 有限会社 西村印刷
